



International
Labour
Organization

STUDIES ON
GROWTH WITH EQUITY



ASSESSMENT OF LABOUR PROVISIONS IN TRADE AND INVESTMENT ARRANGEMENTS

貿易・投資の取り決めにおける 労働関連条項の評価

Copyright © International Labour Organization 2016
日本語版 2016年

ILO (国際労働事務局)の出版物は、普遍的著作権条約の第2議定書 (Protocol 2 of the Universal Copyright Convention) が規定する著作権を享受する。ただし、出典を明らかにするという条件のもとで、許可なく短い抜粋を引用することは許される。出版や翻訳の権利の取得については、ILO Publications (Rights and Permissions), International Labour Office, CH-1211 Geneva 22, Switzerland あるいは電子メールで pubdroit@ilo.org に申請を行うことが求められる。ILO ではこれらの申請を歓迎する。

複製権団体に登録している図書館、機関その他のユーザーは、その目的のために発行された許可に従い、複製することができる。貴国の複製権団体については、www.ifrro.org を参照のこと。

貿易・投資の取り決めにおける労働関連条項の評価 / ILO (国際労働事務局) – 東京、2016年

ISBN: 978-92-2-831292-8 (ウェブ PDF 版)

social clause / trade agreement / free trade / labour policy / dispute settlement /
international labour standards / ILO standards / case study / Bangladesh / Cambodia /
Canada / Chile / EU / USA

09.05.2

ILO Cataloguing in Publication Data

ILO刊行物中の呼称は国際連合の慣行によるものであり、文中の紹介は、いかなる国、地域、領域、その当事者の法的状態又はその境界の決定に関するILOのいかなる見解をも示すものではない。

署名のある論文、研究報告及び寄稿文の見解に対する責任は原著者のみが負い、ILOによる刊行は、文中の見解に対するILOの支持を表すものではない。

企業名、商品名及び製造過程への言及はILOの支持を意味するものではなく、また、企業名、商品名又は製造過程への言及がなされていないことはILOの不支持を表すものではない。

ILOの刊行物及び電子媒体は、主要な書店やデジタル配信プラットフォームから入手可能。また、ilo@turpin-distribution.com から直接注文することも可能。詳細はILOのウェブサイト www.ilo.org/publns を閲覧するか、ilopubs@ilo.org まで連絡のこと。

Printed in Japan

要旨

過去 20 年間でより一般的かつ包括的になった貿易関連の労働条項

過去 20 年間、貿易協定の締結数は飛躍的に増大した。その結果、二国間および多国間貿易協定の枠内で行われる貿易が、その枠外で行われる貿易を上回るようになった。事実、こうした貿易協定の枠内で輸出される商品が輸出全体に占める割合は、1995 年の 42% から 2014 年には 55% へと上昇した。さらに、新たに締結される貿易協定に労働条項を盛り込むことが一般化しており、現時点で、貿易協定の枠内に入る貿易額の 4 分の 1 にあたる貿易が、このような条項の適用対象となっている。これは、1990 年代半ばまではまったく見られなかった現象である。「環太平洋パートナーシップ協定」(TPP: 最近締結されたが未批准) や「環大西洋貿易投資連携協定」(TTIP: 現在も交渉中) は、労働条項を盛り込んだ二国間または地域協定の枠内に入る貿易の割合を大幅に増大させる可能性がある。

貿易に関連した労働条項は、労使関係もしくは最低限の労働条件、遵守のモニタリングもしくは促進のメカニズム、および／または、協力のための枠組みについて定めたあらゆる基準を考慮に入れている。これらは、労働者の権利への言及や協力枠組みを含め、幅広い分野の労働条項を包含するものである。

拘束力を有する労働条項を最初に盛り込んだ貿易協定は、1994 年の北米自由貿易協定 (NAFTA) である。2015 年 12 月時点で、労働条項を盛り込んだ貿易協定は 76 件 (135 の経済区域を対象) に及ぶが、その半数近くは 2008 年以後に発効したものである。2013 年以後に発効した貿易協定のうち、労働条項を含むものは 80% を超えている。その中には、欧州連合 (EU) や米国、カナダなど、こうした条項の推進国と、その貿易相手国との間で締結された貿易協定の大半が含まれているが、南南貿易の当事国やチリ、ニュージーランド、欧州自由貿易連合 (EFTA) など、その他の主体が関与する協定にも、労働条項が盛り込まれることが多くなってきた。

貿易協定の場合と同様に、国際投資協定 (IIA) でも労働基準に言及する例が多くなっている。実際に、2014 年に締結された 31 件の IIA のうち 12 件は、ILO 文書を含む労働者の権利保護に言及している。

本報告書の目的は、第 1 に、片務的、二国間および多国間貿易協定と一部 IIA における労働条項の策定、実施および結果について分析することにある。第 2 に、報告書はこの分析を用いて、労働条項が企業や労働者にとってのディーセント・ワーク (働きがいのある人間らしい仕事) の枠組条件を強化するのか否か、また、強化するとすればどのように強化するのか、社会的パートナーや一般市民の関与も通じて理解を深める。報告書は最後に、貿易協定における ILO (国際労働機関) の活動が貿易協定に与える貢献度を記述的かつ実証的に評価するとともに、労働条項の実施および一貫性について分析を加えるべき領域を提示することをねらいとする。

国ごとに異なる形式が採用される一方で...

労働条項を盛り込んだ貿易協定の大多数において、当事国は、競争力強化のために労働基準を引き下げたり、労働法からの適用除外を設けたりしないことを公約している。労働条項はまた、国内労働法の実効的な執行、および労働基準との整合性を確保することもねらいとしている。貿易関連の労働条項のなかで、ILO 文書への言及があるものは 72% に及ぶ。そのほとんどには、労働に関する基本的原則と権利、労働条件、および、これらの義務に

違反があった場合の紛争解決のメカニズムに関して、法的拘束力を有する公約が盛り込まれている。しかし実際のところ、紛争解決メカニズムが利用されることはほとんどなく、経済制裁の可能性が条項されている場合でも、実際に仲裁対象となった事案は 1 件しかない。協定締結国はむしろ、対話と協力活動により、労働紛争を防止、解決しようとするのが一般的である。

こうした趨勢は、経済的効果と社会的効果の調和の必要性に対する政府（及び社会的パートナー）の認識が高まっていることを示している。下記の事例は、こうした認識の高まりを示すものである。

- 米国の場合、労働者の権利の実効的な実現手段として、協定成立以前の労働法と慣行の改正（いわゆる批准前要件）が注目されている。また、締結された協定には、能力構築のための協力活動や進捗状況のモニタリングがしばしば盛り込まれる。
- EU においては、とりわけ「ディーセント・ワーク課題」や ILO 基本条約を考慮した持続可能な開発が重視されるようになってきている。この手法は、貿易相手国や市民社会との協力による進捗状況のモニタリングに依存する。
- カナダでは、労働者の権利の拡張に力点が置かれており、1998 年の「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」における原則を上回る義務の拡大や、実施メカニズムの厳格化が行われている。
- チリでは、貿易相手国における労働慣行に関する問題に取り組むための革新的かつ包括的な方法を見出すことに向けた協力的活動を重視する国別のアプローチが採用されている。

理論的には、労働条項は社会的影響力を向上させる可能性がある

貿易は、市場アクセスの改善や輸入品価格の低下をはじめ、数多くの指標においてプラスの影響を及ぼしており、これが一定の人々の所得向上に寄与してきたと推定される。しかし、学術文献を見ると、貿易の労働市場に対する影響につき、特に仕事の質と所得分配という点で、ばらつきのある調査結果が得られている。特に、大半の国では 1980 年代以来、所得の不平等が拡大する傾向にあるが、貿易と投資の自由化はその一因である。より一般的に言えば、貿易による勝者は、敗者に対し、仕事と所得という点で十分な補償を行っていないのである。

雇用の性質の変化を取り扱った『世界の雇用及び社会の見通し 2015』報告書は、こうした実証的文献の裏づけを行う。グローバル・サプライチェーン（GSC）を通じて行われる貿易の大部分において、貿易は企業に経済的便益（生産性の向上という点で）をもたらす一方、労働者にとっては（賃金という点で）必ずしも便益をもたらさないという結果が得られた。この不平等は、GSC 内のサプライヤーと先進企業との間の非対称的な力関係や、政府が労働者の権利と労働条件を実効的に確保、監視できる能力の弱さなどに起因している。

事実、いくつかの研究によると、労働市場におけるこのような結果には、制度的要因が大きく影響している。この文脈において、貿易関連の労働条項を、成長の恩恵を広げ、コストを最小限に抑え、不平等に取り組むためのひとつの選択肢とみなすことができる。

しかし、こうした条項がどの程度有効で評価しうるものなのかという問題が生じてくる。本報告書では、労働条項が、貿易、制度的変革および労働市場における結果に対して与えるマクロとミクロの影響について検討する。

實際上、報告書の調査結果によれば、労働条項は貿易を害することも、その方向性を転換することもない。

実証的分析によると、国際的なマクロレベルで、労働条項の実施が貿易の流れを減少させ、転換をもたらすという主張には根拠がない。労働条項の有無に関係なく、貿易協定はその締約国間の貿易をそれぞれ同程度に増大させる。推計によると、労働条項を伴う貿易協定は、貿易額を平均で 28% 増大させるのに対し、労働条項のない場合の増加率は 26% である。こうした調査結果を裏づけるように、労働条項が貿易の流れを貿易協定非締約国へと移転させるという根拠は存在しない。

特に現役世代女性の労働市場へのアクセスを支える一方で…

結果を見る限り、労働条項を伴う貿易協定は、平均して労働参加率にプラスの影響を及ぼしており、現役世代の男女、特に女性の労働参加を高めている。労働参加率にプラスの影響が及んでいる要因のひとつとして、貿易協定の労働条項にしばしば付随する政策対話と意識向上によって、国民のよりよい労働条件への期待が高まり、これが就労への意欲を向上させていると考えられる。貿易、特に労働条項におけるジェンダーに関する側面は、本報告書において重要な分析結果として強調されている。特に、一部の労働条項に見られるジェンダー平等の強調（ほとんどが雇用と職業における差別禁止の原則を通じたもの）は、ジェンダーの格差縮小に一定の効果を及ぼしているものと見られる。

国際的なレベルの集計分析によれば、労働条項がその他の労働市場における結果に影響を与えているとはいえない。しかしながら、国内レベル、少なくとも一部の国々においては、労働条項が影響を及ぼしている可能性はある。国内レベルでは、労働条項が労働基準を促進する複数のメカニズムの1つに過ぎないことが証拠により示唆されている。この観点から、国内レベルでの条項の実施メカニズムは、労働条項の適用にとって欠かせない要因といえる。

…労働市場制度の強化との連動

本報告書では、労働条項が労働市場における結果にどの程度プラスまたはマイナスの影響を与えうるかを調査するため、事例研究に基づく追加的分析が行われた。

事例研究は、データの入手可能性、および、貿易協定締結から十分な時間が経過しているかどうかを基準に選択された。分析結果は完全に一般化できないものの、具体的な国情に照らして、何がうまく行き、何がうまく行かなかったのかを示唆する実例がいくつか得られた。各事例において、能力構築活動、モニタリング、利害関係者の関与についてはいずれも、制度面、法律面でのプラスの変化につながり、部門レベルで労働条件の改善が見られた事例もある。さらに具体的な分析結果は、下記のとおりである。

- ドミニカ共和国・中米自由貿易協定に関する事例では、労働法制とその執行の間の現実の差に取り組むことが課題とされてきた。この点で貿易協定は、労働関連省庁と司法の制度強化と能力構築に役立った。非政府主体の関与や具体的な利害関係者

(労働組合等)の研修も持続している。これによって、未批准であったILO基本条約の批准や、労働監督局の予算増、研修の改善など、制度面と法律面の具体的な向上が見られた。例えば、ドミニカ共和国では、労働監督官が研修を通じ、輸出加工区などの具体的な領域で、コンプライアンスと競争力を両立できるようになった。しかし、裾野の広い改善の達成にはまだ課題が残っており、これが協定に基づく紛争解決の件数の多さに表れている。

- 米・カンボジア繊維協定においては、制度的環境の不備を反映して、主として各企業レベルにおける直接的介入に実施の重点がおかれてきた。これは、貿易増大という積極的インセンティブが企業レベルでの労働条件改善と関連づけられていたことを意味した。その結果、男女間の賃金格差縮小を含め、各社内での賃金改善が進み、中には結社の自由権が強化される企業も出てきたのである。
- バングラデシュでは、ラナ・プラザ崩落の惨事を受け、片務的貿易取り決めの枠内で対策が講じられてきた。この片務的取り決めは、崩落事故以前からバングラデシュとEUの間に存在していた密接な通商関係によって達成された。また、米国一般特惠関税制度の労働要件の枠内でも行動計画が実施に移された。その成果としては、防火や建物の安全性に関する検査の頻度増加と改善や、「バングラデシュ労働法」の改正が挙げられる。

しかし、労働条項の影響は、第1に社会的パートナーをはじめとする利害関係者にとどの程度関与するかによって大きく左右される…

本書の研究は、労働条項が実効性を持つために、貿易協定の策定および実施の側面において社会的パートナーを含む利害関係者に関与する重要性を示唆している。これは従来、国民の参加も知見もほとんど伴わずに政府間で行われてきた貿易交渉の不透明性を改善しようという、全般的な趨勢を反映するものである。貿易協定への利害関係者の関与に対する明示的な言及は、より一般的かつ包括的なものとなってきている。これはひとつに、貿易協定の対象となる問題の範囲が拡大し、労働条項が、労働基準や環境保護、保健と安全、政府調達、さらには人々の暮らし方に影響を与える可能性があるその他の規制にも及んできたことによる。

調査対象国のほとんどは、新規貿易協定の交渉段階で、市民社会と一般国民のより幅広い部分が関与する固定的参加・包摂メカニズムを伴う恒久的な協議の仕組みを立ち上げた。実施プロセスへの関与を促進するため、米国やカナダをはじめとする数か国は通常、任意で利害関係者諮問グループの意見を求めるか、このグループを設立する機会を与えている。EUの事例においては、当事国双方が諮問グループと協議することが義務づけられており、貿易当事国の市民社会相互間の対話促進を明示的なねらいとする制度的メカニズムも存在する。しかし、こうしたメカニズムの中には事実上、まだ限定的にしか運営されていないものもいくつかある。

本報告書によると、労働者の権利擁護団体が労働者の権利を推進している証拠が見られる。さらに、国際的な市民社会連合は、実施メカニズムの活性化において本質的な役割を果たすことがある。例えばEU・韓国貿易協定の事例では、国内諮問グループ間の国際的な対話が認識を高め、労働者の権利に関する一層の行動を要する領域を特定するのに役立ったほか、開発協力プロジェクトに関する議論の発端にもなった。

…第2に、貿易交渉と実施メカニズムの透明性をいかに確保するか…

政府は一定程度、利害関係者に情報を提供し、その見解を求めるが、利害関係者は透明性全般、特に交渉プロセスの透明性に必ずしも満足を示していない。ここで、説明責任の範囲を拡大することが重要な課題である。この課題については、利害関係者にフィードバックを提供し、その貢献が政策決定過程でどのように考慮されたかを通知する正式なメカニズムを設置することによって達成できる可能性がある。

...第3に、「規制する権利」及びILO基準と貿易関連の労働条項との整合性をいかに確保するか

労働条項を含む分野横断的な貿易協定は非常に複雑となりかねないため、それによって設けられるルールの間、ある程度の非統一性が生じるおそれもある。これは主として3つの理由による。第1に、各種貿易協定の規範的内容や、異なる主体が関与する実施メカニズムの間に多くの違いがありうる。このことから、採用される各種のアプローチを検討し、これに対する理解を深めることで、貿易協定を通じて労働基準を高めるという全般的目標の達成を確保する必要がある。第2に、投資保護に関する条項など、貿易協定における労働に関連しない要素が、労働をはじめとする他の領域で政府が持続可能な政策を実施する能力を制約することがある。これへの対策として、投資家の関心と、国家が正当な政策目標を達成する能力とを均衡をもって調整するため、協定に「規制する権利」または「政策空間」条項が盛り込まれることが多くなっている。第3に、貿易協定でILO文書への明示的な言及が増えていることで、国内レベルや協定間における適用の矛盾が生じる可能性が強調されている。

ILOのノウハウを適切に活用すれば、労働条項の実効性確保に役立つ可能性がある

ILOは、その任務に沿って、労働条項と国際労働基準制度との間の整合性強化に貢献できる。その手段には、助言や専門的ノウハウの提供、開発協力プログラムの実施などが含まれる。

貿易協定当事国は、すでに労働条項の策定に関し、ILOからの助言を積極的に求めている。ILOは、その監督メカニズムが公開している情報を活用し、労働関連条項の実施のあり方につき、折に触れて重要な参考資料を提供してきた。2015年ILO総会の基準適用委員会で議論された事例のうちほぼ30%は、貿易協定に言及している。

ILOは助言と情報を提供するだけでなく、その協力活動を通じ、労働関連の公約の実施に関与することもあり、この活動は技術援助や貿易パートナーの制度的能力育成が中心となる傾向にある。ILOの監督メカニズムによるコメントは、技術協力で取り組める重要分野を特定するために用いられるため、ILOが関与する分野はすべて相互に関連づけられている。

とはいえ、ILO加盟国としての各国の責任と、貿易協定における当事国相互の関係との整合性をさらに高める余地は残されている。本報告書で提示した趨勢、および、拡大の一端をたどる所得の不平等は、ILO文書と貿易・投資協定における労働条項との間の整合性を高めることの重要性を物語っている。

序論

二国間・多国間貿易協定の件数は過去 20 年間で、1995 年の 46 件から 2015 年の 265 件へと 5 倍に増えている¹。最近になって締結された（但し未批准の）「環太平洋パートナーシップ協定（TPP）」と現在交渉中の「環大西洋貿易投資連携協定（TTIP）」は、異なる地理的適用範囲と拡大した経済的適用範囲を有するものである。

しかし、貿易協定については依然として「ソーシャル・ダンピング」や「底辺への競争」との評価があり、先進国・地域と開発途上国・地域の双方で、労働者や中小企業（SME）にもたらす貿易の利益を疑問視する世論が見られる（Pew Research Center, 2014）。この前提を裏づける統計は広く知られており、具体的には賃金の不平等、（特に社会的弱者層の）失業率上昇、労組加入率と団体交渉率の低下などが挙げられる。さらに、貿易協定が開発空間を制限する規制枠組みを導入することで、開発途上国に大きな負担を課すだけでなく、基準遵守のために多額の投資を強いるのではないかという懸念も生じている（UNCTAD, 2014）。

貿易は経済成長と開発の起爆剤にもなってきた。政府（及び社会的パートナー）が貿易協定の経済的側面と社会的側面の間の関連強化にさらに注力しているのも、このためである²。特に、これら協定におけるさらに包括的で法的拘束力を有する環境・労働条項は、貿易の社会的持続可能性を高めようとする取り組みに用いられている。労働条項とは、労使関係もしくは最低限の労働条件、遵守のモニタリングもしくは促進のメカニズム、および／または、協力のための枠組みを取り扱う何らかの基準と定義されている（ILO, 2009 に基づく）。

貿易に関連した条項は貿易と労働に関する論争における興味深い動向である。なぜなら、これが多角的貿易交渉を行き詰まらせる大きな原因のひとつとなっており、これを盛り込むことに対しては、一部の非政府組織（NGO）や労働組合を含め、多くの新興・開発途上国が難色を示しているからである。（特に 1999 年のシアトル閣僚会議を参照）³（Orbie and Tortell, 2009）。こうした反対の理由のひとつは、こういった「社会条項」が先進経済国の国内産業と雇用を守るための隠れ蓑になりうるという議論と関連している。労働基準の執行によって貿易が減るとか、労働基準を遵守しない国の成長見通しのほうが良いなどという主張を裏づける実証的証拠は見つかっていないが（Kucera, 2002）、この強い反対によって、労働基準関連の問題は世界貿易機関（WTO）のアジェンダから除外され、国際労働機関（ILO）が労働・社会問題を担当する機関として認識される結果となった⁴。

2008 年の交渉が暗礁に乗り上げ（主として農業と商品貿易をめぐる論争により）、近年も目立った前進が見られておらず、多角的貿易アジェンダについての将来像はまだ固まっていない⁵。皮肉なことに、多角的交渉のこの行き詰まりによって、WTO の枠外で貿易関連の労働条項が進展する余地が広がった。二国間、多国間貿易協定によってでき上がったこ

¹ The figures are based on the trade agreements about which the WTO had received notification as of December 2015.

² See, for example, European Commission, 2015; USTR, 2016.

³ Available at: https://www.wto.org/english/thewto_e/minist_e/min01_e/brief_e/brief16_e.htm.

⁴ The Doha Ministerial Declaration (2001) reaffirmed the declaration made at the Singapore Ministerial Conference (1996) and, while recognizing commitment to core labour standards, deferred the setting and dealing of such standards to the ILO. Available at: https://www.wto.org/english/thewto_e/minist_e/min01_e/mindecl_e.htm.

⁵ The most recent Doha Round, which started in 2001, has still not concluded. But there has been the approval of two packages in recent years (Bali in 2013 and Nairobi in 2015). In Nairobi: “Ministers acknowledged that members ‘have different views’ on how to address the future of the Doha Round negotiations but noted the ‘strong commitment of all members to advance negotiations on the remaining Doha issues.’” See https://www.wto.org/english/news_e/news15_e/mc10_19dec15_e.htm.

の新たな貿易枠組みは、市場統合という意味でより幅広く、また、異なる規制環境の統合という意味でより深いものとなっている。この新たな枠組みのほうが、細分化の進むグローバル生産システムにうまく適応できるという主張もある⁶。これは主として、新たな枠組みが労働問題のような、通常であれば貿易協定の枠組みから排除されるような分野を多く取り入れていたり、投資方法や知的財産といった、すでに **WTO** の権限分野に属する分野をさらに進めたりしているという理由による。

こうした中で、労働条項を組み込んだ貿易協定の数は、過去 10 年間で急増している。労働関連基準を伴う貿易協定のほぼ半数は、2008 年以後に発効しており、労働基準を促進するための一般的なツールになりつつある。しかも、貿易・投資協定における⁷労働条項はますます包括的となっており、締約国は通常、労働基準を引き下げたり、労働法を改悪したりしないこと、および、国内労働法の実効的実施を確保することを公約している。その典型的な例である **TPP** は、労働条項としてこれまでで最も包括的な章（第 1 章を参照）のひとつを盛り込むという理念を示している。また、証拠を見ると、1998 年の「労働における基本的原則及び権利に関する **ILO** 宣言」が労働基準を基礎として示すものとして、ますます多く使用されるようになってきたことを示している⁸。

しかしながら、労働条項の盛り込みと拡大は、同時に全体に及ぼす影響に疑問を生じさせてきた。労働条項が当事国の労働慣行や労働条件に影響を及ぼすとすれば、それはどのようなものなのか、このような条項はどのように実施されるのか、また、改善の余地はあるのか、といった疑問である。本報告書は、片務的、二国間および多国間取り決めにおける労働条項の策定、実施および結果を慎重に分析することで、こうした疑問への解答を試みている。具体的に言えば、本報告書は、労働条項が企業や労働者にとってのディーセント・ワークのための構造条件を強化するのかどうか、また、強化するとすれば、どのように強化するののかに関する分析を提供する。

本報告書は、実地調査や聴取、社会的パートナーとの国別セミナーに基づき、労働条項の影響を評価する **ILO** プロジェクト（カナダ、スイス両国政府の資金供与による）の一環として作成されたものである。

報告書は、労働条項の効果に関する先行調査（**ILO**, 2013）を土台としているが、当該調査では、労働条項の類型を策定するとともに、その設計を網羅的にマッピングした。本報告書は、(i) 対象範囲を広げ、投資協定や片務的協定など、その他の経済的協定も含めること（**Box 1.1**）、(ii) 労働条項の実施とフォローがいかに行われているかに関する分析を深めること、および、(iii) 利害関係者と **ILO** の役割に焦点を絞ることにより、この従前の枠組みを拡大するものとなっている。

結果の評価に用いられる方法は、**WTO** に報告された 260 件に貿易協定に関するマクロ分析（102 の国・地域間で締結された労働条項を伴う協定 71 件を含む）のほか、バングラデシ

⁶ It is argued that the insufficiency of the multilateral framework for dealing with the issues of the changing world of trade, including the new fragmented types of production systems (Baldwin, 2014, p. 261) and the role of emerging actors, has contributed to the rise of deep agreements (Wolfe, 2015). However, some also underline that strengthening the multilateral trading system is essential in order to promote the coherence of international trade frameworks and leave some space to developing countries (see, for example, Cortez and Arda, 2014).

⁷ It should be noted that the term “trade arrangements” is used to refer to all types of existing arrangements, including unilateral, bilateral, regional or pluri-lateral. The term “trade agreements” is used to refer to schemes that are the result of a negotiation or an agreement between two or more parties. In this respect, unilateral and non-reciprocal schemes are excluded when referring to trade agreements.

⁸ In the context of this report the reference to labour standards includes those labour rights and principles which have been “universally” recognized by **ILO** members irrespective of whether they have ratified the correlative **ILO** Conventions and Protocols, or that they apply related Recommendations. Therefore, any reference to labour standards should not be confused with “international labour standards” (see more in Chapter 4, box 4.1).

ユ、カンボジア、中米、ドミニカ共和国および韓国の国内法と労働制度に関する事例研究分析に基づいている。この分析を裏づけるため、トロント、ワシントン DC、リマおよびニューデリーで開催した地域セミナーを含め、10か国以上の50人を超える利害関係者から聴取も行った。

Box 1.1 各種貿易・投資協定の概要

WTOは、その管轄権限に属する貿易協定を数多く定めている。本報告書では、多角的貿易協定を「関税及び貿易に関する一般協定（GATT）」や「サービスの貿易に関する一般協定（GATS）」など、WTO 全加盟国に適用される貿易協定と定義する。自由貿易協定とは、締約国からの輸入品に対する障壁の撤廃をねらいとして、2 か国以上の間で締結される協定を指す¹。これは GATT の最恵国待遇（MFN）原則の例外となる。なぜなら、自由貿易協定の締約国は相互に、他の WTO 加盟国よりも有利な待遇を認めることができるからである。多国間貿易協定とは、3 か国以上の間で締結される貿易協定であるのに対し、二国間貿易協定とは、2 者間で締結される貿易協定を指すが、その当事者には国家だけでなく、関税同盟や貿易圏が含まれることもある。片務的貿易協定も、MFN 原則の例外と言える。こうした協定の枠内では、開発途上国に非互惠的な恩恵が認められるからである。

その他、二国間投資協定（BIT）や、自由貿易協定等の大型経済協定に盛り込まれることがある投資関連協定のような、国際投資協定（IIA）も存在する。大型経済協定の投資関連条項と BIT は、その適用範囲をほとんど同じくすることが多い。IIA は現時点で 3,000 件を超えている。貿易協定や BIT の中には、投資家と国との間の紛争解決（ISDS）を盛り込んでいるものもあるが、これは受入国が投資家との紛争を仲裁に付すことを一方的に認める根拠となっている。仲裁は取り決めで合意されたルールに基づき行われることになるが、例えば、国際投資紛争解決センター（ICSID）は、調停委員会や仲裁機関に制度面、手続面の支援を行うことがある。

¹ GATT 第 XXIV 条

本報告書の構成は次のとおりである。第 1 章では、過去 10 年間の貿易・投資協定における労働条項の趨勢を、その規模と適用範囲に焦点を絞りながら概観する。ここでは、片務的協定、二国間取り決めを含む各種協定の動向について分析するが、特にその推進役として、米国、欧州連合（EU）、カナダおよびチリのモデルを重点的に取り扱う。この意味で、第 1 章には、異なるモデルにおける義務と紛争解決メカニズムが、労働条項の明示的目標を達成するために、どのような進展を遂げてきたかを把握する意図がある。

第 2 章は、労働条項の社会経済的な効果を評価することにより、その目標が達成されているかどうかという点に関する知見を提供する。具体的には、3 つの事例研究の分析を通じ、国際的なマクロレベルで、労働条項の実効性を検討する。この国際的分析は、労働条項を貿易協定に盛り込むことで、これを盛り込まなかった場合と比べて大きく異なる影響が労働市場と貿易に生じているのかどうかに重点を置いている。国別分析では、その影響を判定するために何よりもまず、設計と実施のメカニズムに対する理解を深めることが重要である。この意味で、事例研究は法改革、能力構築および労働市場における結果に関するモニタリング・メカニズム（社会的対話に裏づけられたもの）の相互関連性に重きを置くものとなっている。

第 3 章では、貿易・投資協定の策定、実施および紛争解決手段への重要なアクターの参加を促すために定められているメカニズムについて検討し、これが理論上および実践上、どのように機能しているのかに対する理解の向上を図る。この関連で、国際的な同盟を含む利害関係者が、労働基準を促進するために膨大な数の手段（法的手段から開発協力に至るまで）をどのように活用し、国際的な協働を進めていったのかについても検討する。

最後に第 4 章では、制度的一貫性の観点から、労働条項の目標達成における一貫性と ILO が果たす役割の重要性を明らかにする。この関連で、ILO はその監督システムの効果を指針として、加盟国の要請に応じ、各国が既存の国際労働基準をよりよく適用するための助言や技術援助を提供するとともに、開発協力プロジェクトを通じた労働関連の公約実践にも積極的に関与している。

参考文献

- Baldwin, R. 2014. “WTO 2.0: Governance of 21st century trade”, in *Review of International Organizations*, Vol. 9, No. 2, pp. 261–283.
- Cortez, A.L.; Arda, M. 2014. *Global trade rules for supporting development in the post-2015 era*. CDP Background Paper No.19 (UNDESA).
- European Commission. 2015. *Trade for all: Towards a more responsible trade and investment policy* (Luxembourg).
- ILO. 2009. *World of Work Report 2009: The Global Job Crisis and beyond* (Geneva, International Institute for Labour Studies (IILS)).
- Kucera, D. 2002. “Core labor standards and foreign direct investment”, in *International Labour Review*, Vol. 141, Nos 1–2, pp. 31–69.
- Orbie, J.; Tortell, L. 2009. “The New GSP+ beneficiaries: Ticking the box or truly consistent with ILO findings?”, in *European Foreign Affairs Review*, Vol. 14.
- Pew Research Center. 2014. *Faith and skepticism about trade, foreign investment*. Available at: <http://www.pewglobal.org/2014/09/16/faith-and-skepticism-about-trade-foreign-investment/>.
- UNCTAD. 2014. *Trade and Development Report, 2014: Global governance and policy space for development* (New York and Geneva).
- USTR. 2016. *Issue areas: Labor*.
- Wolfe, R. 2015. “First diagnose, then treat: What ails the Doha Round?”, in *World Trade Review*, Vol. 14, No.1, pp. 7–28.

第1章 貿易・投資取り決めにおける労働条項の発展

主な分析結果

- 労働条項は 2013 年以後に発効した協定の 80%以上に盛り込まれ、労働基準を促進するための一般的な手段となっている。
- こうした労働条項は、カナダや EU、米国など、その主な推進国の間で締結される貿易協定だけでなく、チリをはじめとする新興国や欧州自由貿易連合（EFTA）、ニュージーランド、数多くの南南貿易当事国の間で締結される協定にも盛り込まれるようになってきている。貿易協定の増大に加え、IIA でも労働基準への言及が多くなってきた。
- また、貿易・投資取り決めにおける労働条項はますます包括的になっており、締約国は通常、労働基準と労働法を維持し、国内労働法の実効的な執行を確保する旨公約している。証拠によると、1998 年「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」はほとんどの事例において、労働基準に関する原則的な指針となっている。
- ほとんどの貿易協定は、労働問題を取り扱う紛争解決メカニズムを定めているが、このようなメカニズムはほとんど発動されていない。発動された事例を見ても、実際に仲裁に至ったケースは 1 件だけである。むしろ、締約国は対話と協力活動により、労働争議の解決と防止を図る傾向にある。
- EU と米国の双務的貿易協定にも、労働条項が盛り込まれている。米国の労働条項は、2002 年から最悪の形態の児童労働禁止を盛り込むなど、より多くの労働者の権利を対象とするようになってきているほか、EU の特別特惠関税制度「GSP+」では 2005 年から、ILO 基本条約の批准と実効的な実施が定められている。EU と米国のプログラム双方において、適格基準を満たさなくなった開発途上国については、利益を停止するためのメカニズムが導入されている。しかし、EU の片務的特惠制度においては、特惠待遇の一時的撤回の脅威という制裁ベースの手法から「アメとムチ」を用いた二面的手法への転換が見られており、1998 年の GSP+発足を機に、労働者の権利に関する基準を含む特別インセンティブ取り決めが導入されている。

序

各国は近年、貿易・投資取り決めを通じた労働者の権利の促進と保護にますます積極的な姿勢を示すようになってきた。本章では、貿易・投資取り決めに盛り込まれた労働条項の趨勢を検討するとともに、貿易政策と労働政策のすり合わせに関連する各種手法の進展について分析する。A 節では、各種貿易・投資取り組みにおける労働条項の趨勢を分析する一方で、B 節では、片務的貿易取り決めに焦点を当てる。その際には、はじめて労働条項が片務的取り決めに盛り込まれたことなど、事象の歴史的な発生経緯に配慮する⁹。C 節では、カナダ、チリ、EU および米国の貿易・投資協定における労働条項の進展を類型化する。

⁹ The passage of the 1984 amendment and the inclusion of labour clauses in the US GSP had a spillover effect on other trade relationships (Compa and Vogt, 2001).

これらの国々は、その協定に一貫して労働条項を盛り込むという積極的政策を採用しているからである。D節では結論を提示する。

A. 貿易・投資取り決めにおける労働条項: 趨勢の概観

労働条項は現在、片務的貿易取り決め、貿易協定、IIAや開発金融機関の投資政策に盛り込まれるようになってきている。ILO（2009）は、片務的取り決めにおける労働条項の概観を提示しつつ、開発金融機関における労働条項の詳細な分析を行った。一方で、ILO（2013）は、自由貿易協定における労働条項のマッピングを行った。本節では、この分析を土台としながら、投資協定を含む貿易協定における労働条項の趨勢の最新動向を提示するとともに、これまでとは違った労働条項の類型を提示する。より具体的には、労働条項とは下記について定めるものである。

- i) 労使関係（例えば、国際労働基準への言及により）、または、最低限の労働・雇用条件（例えば、労働安全衛生（OSH）、最低賃金および労働時間）に関する基準
- ii) 国内法または貿易協定に基づき設定された基準の遵守を促進するメカニズム
- iii) 協力活動、対話および／または労働問題のモニタリングの取組み（例えば、開発協力や当事者間協議、又は継続的対話を促進するために設置された機関）

労働条項を盛り込んだ貿易協定にはほとんど、労働者の権利または最低基準への言及に加えて、協力のための枠組みも規定されている。特に新興国間の労働条項の大半は、協力活動のみに基づくものとなっている。これは、従来の報告書において「促進的活動」または「促進的手法」と呼ばれていたものである（ILO, 2009, 2013）。事実、このような活動は、制度レベルでの実施ギャップに取り組むために不可欠なプログラムや、拘束力を有する労働関連の公約を含むものとしても考えうる。

貿易協定における労働条項の趨勢

拘束力のある労働条項を盛り込んだ初の貿易協定は、1994年の北米労働協力協定（NAALC）である¹⁰。現時点で、労働条項を盛り込んだ貿易協定は75件あり、107の経済区域がその対象となっている（図 1.1）。これは、WTOが通知を受け、かつ、現時点で効力を有する貿易協定全体の4分の1以上（28%）に当たる¹¹。実際、労働条項を盛り込んだ貿易協定のほぼ半数は、2008年以後に成立したものであり、しかも2013年以後に発効した協定の80%以上は労働条項を伴っている。この増加は単に、カナダやEU、米国といった労働条項を最も積極的に推進する国や地域の間で協定の締結が増えただけでなく、チリ（13件）やニュージーランド（8件）、スイス（6件）といった新たな国々も労働条項を採用しているためでもある¹²。この中には、労働条項を伴う南南協定も含まれているが、その具体例としてはニカラグア・台湾協定（2008年）、ペルー・中国協定（2010年）、トルコ・チリ協定（2011年）、コスタリカ・シンガポール協定（2013年）、韓国・トルコ協定（2013年）および香港・チリ協定（2014年）が挙げられる（図 1.1.(b)）。

このような件数の増加は、労働条項が貿易協定で労働基準を促進するための一般的な手段となりつつあることを示唆している。以下の各項で示すとおり、労働条項自体も設計、実施および執行メカニズムの面で進展を遂げている。

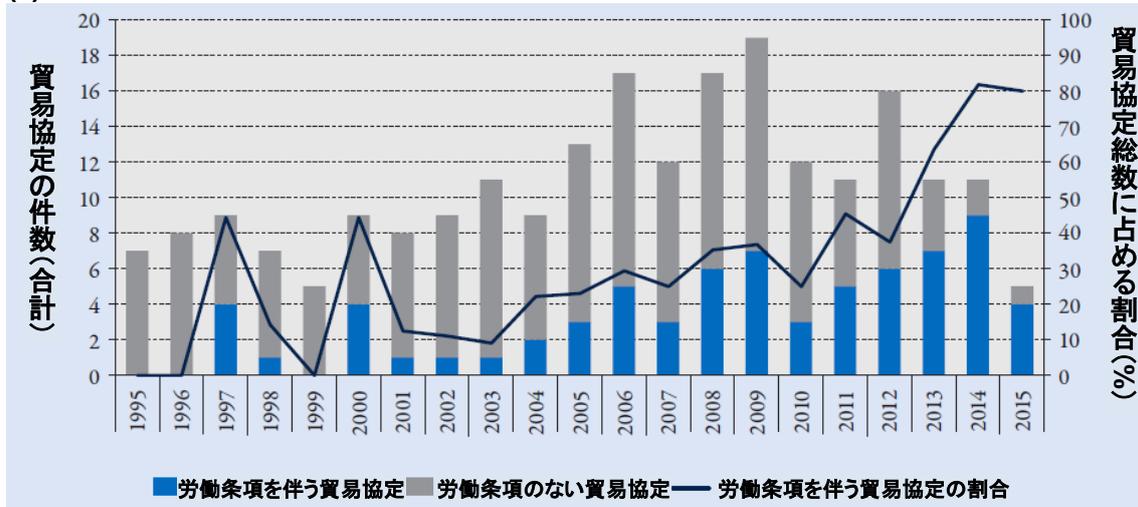
¹⁰ ECOWAS included a non-binding labour provision in 1993.

¹¹ Some 265 as of December 2015.

¹² This includes the agreements concluded by Switzerland as a member of the EFTA.

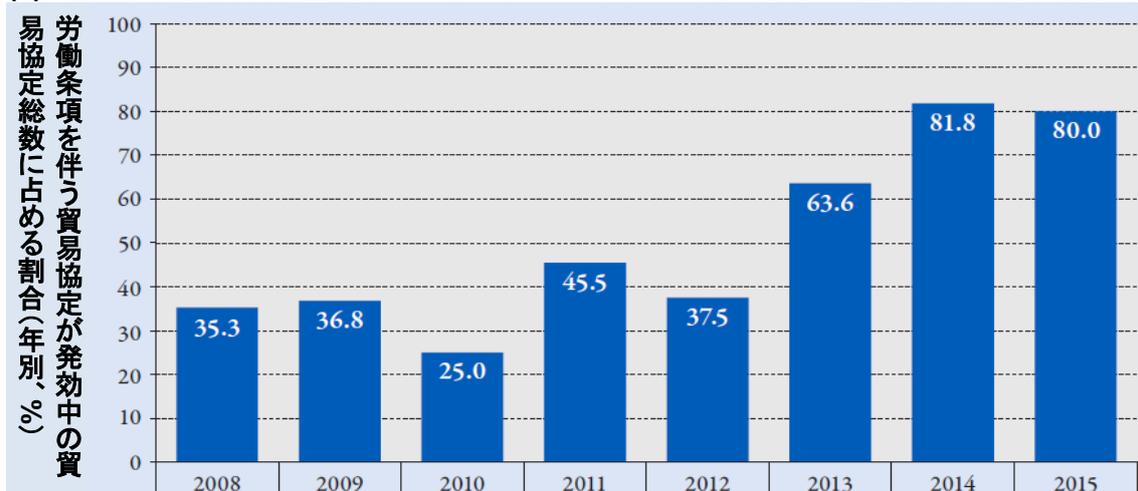
図 1.1 貿易協定と労働条項の有無

(a) 貿易協定の件数と労働条項の有無、1995–2015 年



注: 図中の数字は WTO 地域貿易協定情報システム (RTA-IS) から取得した 2015 年 12 月時点のもの。
出典: WTO RTA-IS データベース

(b) 労働条項を伴う貿易協定 (2008 年から 2015 年までの間に発効した協定総数に対する割合)



注: 2008 年の協定は日本・フィリピン、EU・カリブ海地域フォーラム (CARIFORUM)、中国・ニュージーランド、パナマ・チリ、ニカラグア・台湾および EU・モンテネグロ間のもの。2009 年の協定はオーストラリア・チリ、カナダ・ペルー、チリ・コロンビア、日本・スイス、ペルー・チリ、米国・オマーンおよび米国・ペルー間のもの。2010 年の協定は東南アジア諸国連合 (ASEAN)・オーストラリア・ニュージーランド*、ニュージーランド・マレーシアおよびペルー・中国間のもの。2011 年の協定はカナダ・コロンビア、EU・韓国、ペルー・韓国、香港・ニュージーランドおよびトルコ・チリ間のもの。2012 年の協定はカナダ・ヨルダン、EFTA・モンテネグロ、米国・コロンビア、米国・韓国および米国・パナマ間のもの。2013 年の協定はカナダ・パナマ、コスタリカ・シンガポール、EU・コロンビア・ペルー、EU・中米、韓国・トルコ、マレーシア・オーストラリアおよびニュージーランド・台湾間のもの。2014 年の協定はオーストラリア・韓国、カナダ・ホンジュラス、EFTA・中米、EU・カメルーン、EU・ジョージア、EU・モルドバ共和国、香港・チリ、アイスランド・中国およびスイス・中国間のもの。2015 年の協定はカナダ・韓国、EFTA・ボスニアヘルツェゴビナ、ユーラシア経済連合 (EAEU) および韓国・ニュージーランド間のもの。

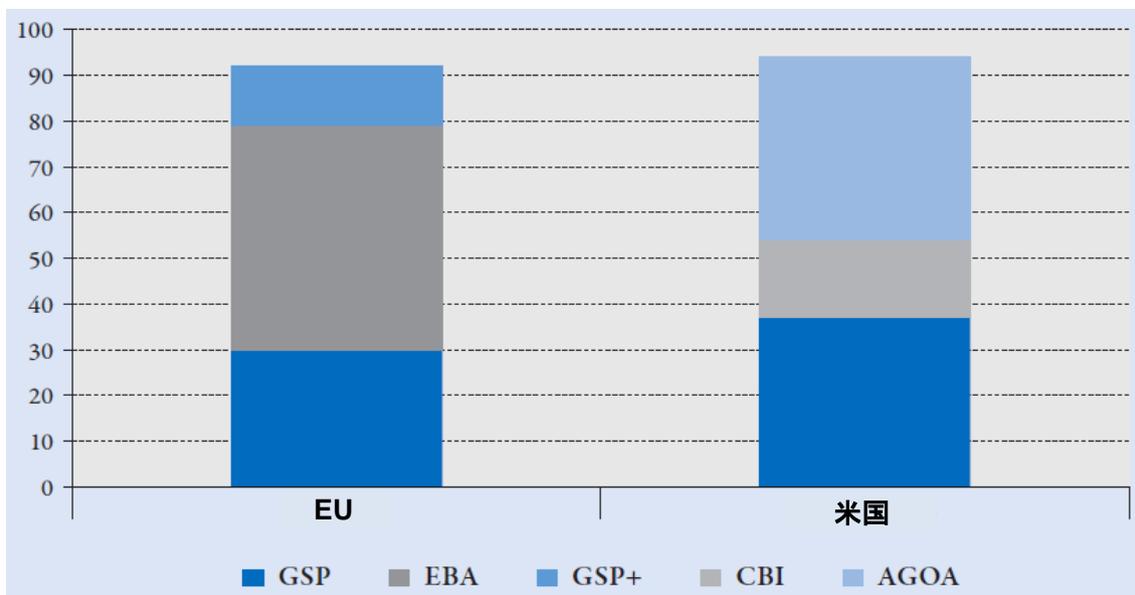
*東南アジア諸国連合 (ASEAN)、オーストラリアおよびニュージーランド間の協定においては、ニュージーランドとフィリピンとの間で労働協力に関する二国間合意覚書への署名が行われている。図中の数字は WTO 地域貿易協定情報システム (RTA-IS) から取得した 2015 年 12 月時点のもの。

出典: WTO RTA-IS データベース

片務的貿易取り決めにおける労働条項の趨勢

片務的貿易取り決めについては、EUと米国のみがそれぞれの片務的プログラムに労働条項を盛り込んでいる。米国初の片務的特恵プログラム「一般特恵関税制度（GSP）」は1974年に導入されて以来、定期的に更新されている¹³。現時点で122か国が受益国に指定されているが、うち特恵的市場アクセスを認められているのは94か国である（図1.2）。この数には、通常であればGSPから除外される範囲の品目に無税扱いを認めることにより、サハラ以南アフリカとカリブ海諸国を支援する、地域ベースの米国特恵プログラムの適格国が含まれている。具体的には、現時点で「アフリカ成長機会法（AGOA）」適用対象となっている40か国¹⁴と、現時点で「カリブ海援助構想（CBI）」の適用対象となっている17か国¹⁵が挙げられるが、後者には「ハイチ復興機会協力法（HOPE）」の対象となるハイチも含まれる¹⁶。下記のとおり、労働要件はすべての米国プログラムで同様に適用されるが、HOPEに限り、個別の生産者が具体的な対象となっている（Box 1.2を参照）。

図 1.2. EU および米国の片務的取り決めによる受益国、プログラム別



注: 数字は、各プログラムの受益国の総数を重複なしで示すもの。

出典: 米通商代表部 (USTR) および EU 委員会から入手したデータに基づき、調査局が作成

¹³ On 29 June 2015, the US President signed the Trade Preferences Extension Act of 2015 and retroactively extended the GSP until 31 Dec. 2017. The US programme for the Andean region (Plurinational State of Bolivia, Ecuador, Columbia and Peru) expired on 31 July 2013.

¹⁴ The Trade Preferences Extension Act of 2015 extends the AGOA until 2025.

¹⁵ The CBI is implemented through the Caribbean Basin Economic Recovery Act (CBERA), which will remain in effect until 30 Sep. 2020.

¹⁶ The Trade Preferences Extension Act of 2015 extends HOPE until 2025.

Box 1.2 HOPE と個別生産者による違反

米国は 2006 年、CBI プログラムに基づき、ハイチに追加的な貿易上の譲許を認める法律を制定した。この HOPE I は、国際的に広く認められた労働者の権利を保護するか、その保護に向けて前進するとともに、国際的に広く認められた人権を大幅に侵害しないという適格基準をハイチが満たすことを条件に、一定の輸入衣料品を無税とすることを認めた。連邦議会は 2008 年、HOPE を修正し (HOPE II)、(「ベターワーク・ハイチ」を通じ) ILO が運用する新たな労働条項遵守プログラム「技術援助向上・遵守ニーズ評価改善 (TAICNAR)」の創設をハイチに要求した。このプログラム実施の一環として ILO が半期に 1 度作成する報告書では、1998 年の ILO 宣言で定められる中核的労働基準、および、最低賃金や労働時間、労働安全衛生に関して受容可能な労働条件を確保するハイチ労働法の遵守状況を評価している。米大統領は労働要件の遵守状況を評価する際、この半期報告書の調査結果を考慮する。HOPE II はまた、遵守プログラムを監督する労働オンブズマンも設けた。モニタリングと開発協力には、政労使委員会と ILO を通じ、社会的パートナーも関与している¹。

2012 年以來、4 社の生産者が結社の自由と強制労働禁止という中核的労働基準に違反したと判断された。これは利益停止措置の対象とはならなかったものの、下記の策が講じられた。

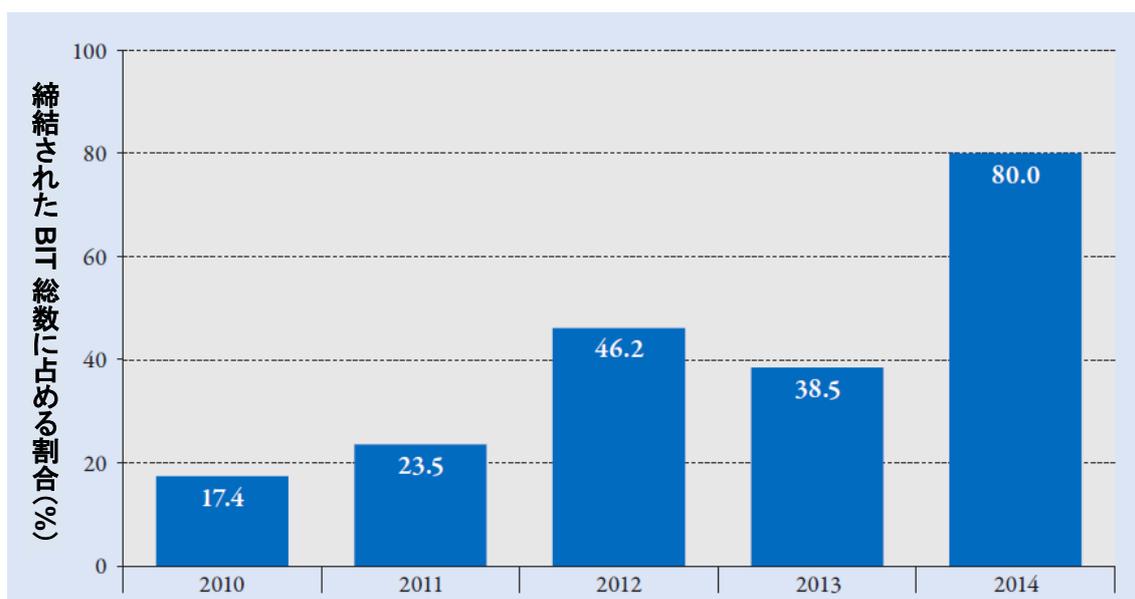
- Sewing International, S.A. は米労働省 (USDOL) と連携し、セクハラと強制労働を禁じる新たな方針を策定した。ただし、団結権を行使したことによって解雇された労働者 146 人は復職していない (USTR, 2012, 2013a)。
- Inter-American Wovens, S.A. は、結社の自由権を行使したことで解雇された労働者 25 人を復職させるとともに、法的上限を超過する勤務日程を修正した (USTR, 2012, 2013a, 2014d, 2015b)。
- One World Apparel, S.A. (OWA) は、労組指導者 6 人を解雇し、その他の労組幹部に工場への立ち入りを認めなかったが 6 人の労組指導者のうち 5 人を復職させたほか、労働オンブズマンや HOPE 委員長との連携により、6 人目の労組指導者の復職を図っているところである。HOPE 委員会は OWA の経営陣を対象に、結社の自由に関する研修も実施している (USTR, 2012)。
- Modas Gloria Apparel (MGA) は、契約を解除した労働者全員の再雇用を約束した。(USTR, 2014d, 2015b)。

¹ ILO が関与するモニタリング活動は「ベターワーク・ハイチ」の枠内で発行される報告書に関するものである。ハイチに対する GSP 関連の技術援助への ILO の関与は、この具体的事例について成立した立法措置による例外的なものである点に留意されたい (US Code, Title 19, Sec. 2703a (3)(A))。

EU は現在、1 件の一般的取り決めと 2 件の特別取り決めにより、計 92 か国に貿易上の便益を認めている。後発開発途上国 (LDC) は 2001 年から「武器以外のすべて (EBA)」スキームの受益国となっているが、この制度によって EU は現在、49 の適格国からの武器、兵器を除く全輸出品を無税かつ無制限で受け入れている。また、さらに 13 か国が現在、中核的な人権と労働者の権利、および、環境と良いガバナンスの基準を守ることを条件に、GSP+に基づく強化型貿易インセンティブの受益国となっている (図 1.3)¹⁷。

¹⁷ Of the current beneficiaries, Costa Rica, El Salvador, Guatemala, Panama and Peru will cease being GSP+ beneficiaries in 2016 due to the free trade agreement with the EU. More countries can apply over time to become GSP+ beneficiaries.

図 1.3. 2010 年から 2014 年までの間に発効した二国間投資協定(BIT)のうち、労働条項を伴うものの割合



注: 分析の対象は、2010 年から 2014 年までの間に締結された BIT のうち、条文が入手できるもの。2010 年の協定はオーストラリア・タジキスタン、セネガル・トルコ、ベルギー・ルクセンブルク経済同盟 (BLEU)・モンテネグロおよびオーストラリア・カザフスタン間のもの。2011 年の協定はケニア・スロバキア、アゼルバイジャン・トルコ、コロンビア・日本および日本・パプアニューギニア間のもの。2012 年の協定はガボン・トルコ、イラク・日本、パキスタン・トルコ、カメルーン・トルコ、バングラデシュ・トルコおよび日本・クウェート間のもの。2013 年の協定は日本・ミャンマー、グアテマラ・トリニダードトバゴ、日本・モザンビーク、オーストラリア・ナイジェリアおよびベナン・カナダ間のもの。2014 年の協定はカナダ・コートジボワール、カナダ・マリ、カナダ・セネガル、日本・カザフスタン、カナダ・セルビア、コロンビア・トルコ、カナダ・ナイジェリアおよびカメルーン・カナダ間のもの。

出典: 国連貿易機開発会議 (UNCTAD) 投資政策ハブ、<http://investmentpolicyhub.unctad.org/IIA> で入手可能。

国際投資取り決めにおける労働条項の趨勢

地域的・二国間貿易協定の増大に加えて、労働条項を盛り込んだ IIA も多く存在する。これは国内・国際レベルで、投資政策を通じた持続可能な開発への取り組みが優先されている実状を反映するものでもある (UNCTAD, 2015)。

IIA はそもそも、投資の保護を重点とする協定であり、労働問題にも雇用問題にも取り組むねらいはなかった¹⁸。労働者の福祉促進と労働者の基本的権利尊重に初めて拘束力のある形で言及したのは、1994 年に米国とポーランドの間で発効した二国間投資協定 (BIT) であった。

それ以来、本質的な投資条項を伴う貿易協定を含め、あらゆる IIA で社会的問題が取り上げられることが多くなった。UNCTAD『世界投資報告書』(2015)によると、2014 年に締結された IIA の 40% 弱 (31 件中 12 件) は、労働者の権利保護に言及している。また、2010

¹⁸ BITs are agreements between two countries to protect and promote investment of one country in the territory of another; other IIAs consist of economic integration agreements, such as trade agreements and economic partnership arrangements that include investment provisions (UNCTAD, 2006). There are 2,227 BITs (agreements between two countries regarding promotion and protection of investments made by investors from respective countries in each other's territory) currently in force, and 275 other IIAs (UNCTAD, 2015). The first BIT was concluded in 1959 between Germany and Pakistan (Boie, 2012).

年から 2014 年までに締結された 76 件の BIT を見ても、労働条項を盛り込むものが増えてきている（図 1.3）。これら協定のうち過半数は南北間の協定であるが、締結された労働条項付き BIT のうち約 3 分の 1 は南南協定である。その他の IIA には、貿易協定または経済連携協定（EPA）の投資条項に当たるものが多いが、その中に労働条項が盛り込まれるケースも増えている。

南南貿易協定に労働条項が多いのは、開発途上国が海外直接投資（FDI）の大部分の受益国となっている（全世界の FDI フローの 55%）だけでなく、他の国にも投資することが多くなっている（全世界の対外投資の 3 分の 1）からである。よって、開発途上国の利益は投資家とその資産の保護を越え、受入国の利益の保護にも及んでいる。しかし、投資紛争の解決は、投資の保護と受入国の政策空間との間の対立に関する問題を惹起している（Box 1.3 を参照）。

よって、一部の新興経済国区域は、その投資政策を見直す際、IIA を一時凍結している。例えば、インド政府は最近、新規 IIA の交渉をすべて停止することを決定しており、南アフリカ政府は 2012 年以来、ベルギーおよびルクセンブルク、ドイツ、スペイン、スイス、ならびに、オランダとの BIT を解除している。しかも、南アフリカ通商産業省は 2012 年 7 月、やむを得ない経済的、政治的状況により必要とされる場合を除き、一切の新規 BIT を締結しない旨発表した。BIT を敬遠する傾向は、その他の新興経済区域でも見られる。例えば、ボリビア多民族国、エクアドルおよびベネズエラ・ボリバ共和国は数件の BIT を解除し、紛争解決メカニズムで明らかになった問題を理由に、ICSID 条約を非難している¹⁹。

Box 1.3 労働問題に関する投資紛争

ISDS の事例を見ると、投資保護と受入国の政策空間との間の潜在的な対立に、労働の側面が絡んでいることが明らかになる。

- *Foresti et al. v. South Africa*. 原告は、南アフリカが歴史的に不利な立場に置かれてきた南アフリカ人（HDSA）の公民権剥奪に対処することを意図した労働・社会規制措置を導入したことを理由に、同国がそのイタリアおよびルクセンブルクとの BIT に基づく義務に違反したと主張した。この新法は、2014 年までに鉱業資産の 26% を HDSA が所有することを要求するとともに、経営陣に占める HDSA の割合を増大させることにより、HDSA による鉱業資産の所有権拡大を促進するものであった。原告は、これら新規の措置が、原告の鉱業権を抹消し、十分な補償も行っていないことを理由に、違法な間接的収用に相当するとしたのである。しかも原告は、いかなる適正手続きも受けられなかったことから、この収用は差別的だと主張した。
- *Veolia v. Egypt*. フランスのある公益事業会社はエジプトを相手取り、8,200 万ユーロの賠償を請求したが、アレクサンドリア市による最低賃金の引き上げは、その理由のひとつとされた。
- *Noble Ventures, Inc. v. Romania*. ある米国企業は、国内の違法なストライキで同社の財産が盗難または破壊に遭い、社員が監禁と暴行を受けたとことを理由に、ルーマニアが米国との BIT に基づき全面的な保護と安全を提供する義務に違反したと主張した。

¹⁹ Ranjan (2012). Indeed, there is some tension perceived in IIAs in relation to the ISDS. Investor-State arbitration could conceivably reduce the space for policy development with respect to changes in domestic labour regulations, as the threat of being sued by investors would deter governments from enacting new legislation, including in labour matters and the protection of worker rights (Prislan and Zandvliet, 2013).

国家が IIA における投資家と受入国の利益のバランスを取り戻すため、規制を行う権利を保全する方法はいくつかある（労働関連の除外規定、労働関連の拒否権、責任防御および反訴）。労働関連の除外規定を慎重に策定すれば、この目的に資する可能性がある。事実、国家が労働者の権利の保護と促進等、公共政策目標を追求できるようにするため、一部の部門や目的物を投資家に認められる全般的な投資保護から除外することができる。（Vandeveldt, 2013）。

BIT に盛り込まれた労働基準を投資家が遵守しない場合、受入国および投資国双方の権限ある国家当局、または、国際的で独立した機関は、受入国を相手取った仲裁手続きを阻止することができる。これが「労働関連の拒否権」である（Agusti-Panareda and Puig, 2015）。国家は責任を回避するため、受入国の法律に従った投資が行われていないと主張することで、投資の合法性に異議を唱えることもできる。国家はまた、投資家が労働法を遵守していないことを本案に係る論点として援用することもできる。すなわち、協定上は合法的な投資が行われたものの、投資家は投資の過程で国内労働基準を遵守しなかったという主張である¹。国家による IIA 違反の嫌疑、特に公正かつ公平な取り扱いの基準違反の嫌疑について判定を下す際には、投資家の行動も考慮されることになる（Prislan and Zandvliet, 2013）。

最後に、受入国はその労働法を反訴で援用できる。しかし、反訴は IIA の紛争解決条項の範囲内に入り、かつ、紛争の目的物から直接に生じているか、主たる請求と密接な関連を有していなければならない。よって、この問題は協定の文案と紛争解決メカニズムの選択に応じて異なってくる（Bjorklund, 2013）。

¹ この防御は、該当する投資案件が明らかに不当な事業目的を有し、かつ、児童労働や差別的採用慣行など、あからさまな違法性を備えている場合に限定され、また IIA の文言にも依存することになると考えられる。

B EUと米国の片務的貿易取り決めにおける労働条項の進展

WTOの法的枠組みは、(a) 開発途上国の輸出収入を増大し、(b) その産業化を促進し、(c) その経済成長率を引き上げるための片務的貿易取り決めにつき、適用除外を認めており後発開発途上国（LLC）を利する特別措置が含まれる。（UNCTAD, 1968; GATT, 1979）。片務的プログラムを採用する先進国は、開発途上国からの輸出を促進するためのメカニズムが実施され、他の国々の貿易に対する障壁が生じないことを条件に、特定の内容または手続きの導入を免除される（GATT, 1971）。多くの国々（オーストラリア、カナダ、アイスランド、日本、ニュージーランド、ノルウェー、ロシア連邦、スイスおよびトルコ）が適格受益途上国に片務的貿易取り決めを提供しているが、こうしたプログラムに労働条項、すなわち、受益国となるために労働関連の一定の基準充足を義務づけるという原則を付加しているのは、EUと米国のみである²⁰。この点に関し、米国は「国際的に広く認められた労働者の権利」を網羅的に定めているのに対し²¹、EUは労働要件を8つのILO基本条約と関連づけている。

EUと米国のどちらのプログラムにも、開発途上国が適格基準を満たさなくなった場合、利益を停止するためのメカニズムが設けられている。しかし、EUの片務的特恵制度においては、制裁ベースの手法から「アメとムチ」の二面的手法への転換が見られている。1995年には、特恵適用の一時的撤回の可能性が定められたが、これは1998年、労働者の権利に関する基準を伴う特別インセンティブ取り決めを含むGSP+プログラム（次項を参照）の導入によって変更された。

米国:「国際的に広く認められた労働者の権利」

初の労働条項は、米GSPの改正によって1984年に導入された。この条項は、適格条件と違反への対応のメカニズムを確立するものだった。米国プログラムの条件によると「国内の労働者に国際的に広く認められた労働者の権利を認めるための策を講じていない」国は、無税の輸出を認められない。国際的な労働者の権利については、網羅的なリストが定められており、その中には最低賃金、労働時間、労働安全衛生に関する受容可能な労働条件のほか、結社の自由、団体交渉権、あらゆる形態の強制労働の禁止、子どもの雇用に係る最低年齢、最悪の形態の児童労働禁止が含まれている²²。しかし、複雑な政治的妥協の産物として、差別禁止の原則への言及はない。最悪の形態の児童労働に関する間接的な言及があるほかは、これら条項に意味を持たせるためのILO条約への言及はない²³。

米大統領は連邦議会に対し、最悪の形態の児童労働廃絶に向けた各国の国際的公約実施に関する労働長官の調査結果を含め、各受益途上国内における国際的に広く認められた労働

²⁰ In the case of the United States the intent is to prevent “social dumping”, since “a natural comparative advantage in lower labour costs due to a country’s level of development is acceptable in global trade” but not an advantage based on exploitation of workers and restriction of labour rights (Compa and Vogt, 2001).

²¹ The term “internationally recognized worker rights” includes the rights of association, to organize and bargain collectively, a prohibition on the use of any form of forced or compulsory labour, minimum age for the employment of children, a prohibition on the worst forms of child labour (including slavery or similar practices and the use, procuring or offering of a child for prostitution and illegal activities, among others) and acceptable working conditions of work with respect to minimum wages, hours of work, and occupational safety and health. US Code, Title 19, Sec. 2497 (4) and (6).

²² When the programme was renewed under the Trade Act of 2002, the prohibition on the worst forms of child labour was added to the list, pursuant to the trade objectives of the Bipartisan Trade Promotion Authority Act of 2002, which included the promotion of “universal ratification and full compliance with ILO Convention No. 182”. On the political process that led to the inclusion of labour clauses in American trade policies, see Compa and Vogt (2001).

²³ While not explicitly referred in the US GSP, the definition of “the worst forms of child labour”, in Art. 3 of the Worst Forms of Child Labour Convention, 1999 (No. 182) is used to define the same term in US GSP legislation.

者の権利の現状に関する年次報告書を提出している。労働条項違反があった場合、貿易上の便益が撤回、停止または制限されることがある。また、第三者も年次および一般的審査において、違反のあった国の GSP 適格性に対し異議を唱えることができる。政府間機関である「貿易政策スタッフ委員会」は、事例の審査とさらなる検討を受け付けるかどうかを決定する。この委員会は USTR 事務所が議長を務める。しかし、USTR の提言を検討したうえで、貿易上の便益を撤回、停止または制限するかどうかを決定するのは、米大統領の権限である (Jones, 2015)。

今のところ、米国が特惠貿易便益を撤回したままの国は 4 つある²⁴。このうち、3 か国の撤回は GSP、残り 1 か国の撤回は AGOA に基づくものである。

- ミャンマーについては、強制労働の慣行が原因となった (1989 年)²⁵。
- ベラルーシについては、同国が結社の自由と団体交渉の権利を認めるための策が講じられなかったことが原因となった (2000 年)²⁶。
- バングラデシュについては、結社の自由、団体交渉および安全な労働条件に関連する権利のバングラデシュ労働者への付与が十分に進展していないことが原因となった (2013 年) (USTR, 2013b; 2015a)。この適用停止を受けて、バングラデシュ政府と米国は「行動計画」に同意した。加えて、バングラデシュと EU との間でも、ILO がモニタリングと促進の役割を担いつつ、「持続可能性協約」が発足した (第 2 章参照)。
- 2015 年 1 月 1 日、結社の自由と団結権の保護を怠ったことを理由に、スワジランドの AGOA に基づく便益が撤回された (USTR, 2014a)。USTR は特に、スワジランドにおいて労働者・使用者連盟に対する法的承認がなく、平和的なデモ鎮圧のために治安部隊や恣意的逮捕が用いられていることについて懸念を表明した。2015 年の協議では、ILO 基準の適用に関する総会委員会 (CAS)、米国政府代表および米国労働者のメンバーが、AGOA 適用停止の根拠として、1948 年「結社の自由及び団結権保護 (第 87 号) 条約」遵守上の不備を挙げた²⁷。

EU: 労働要件と ILO 基本条約の関連づけ

EU の取り決めでは、GSP+ の適格基準と停止手続きがさまざまなレベルで、ILO 条約、および、その根底となる原則とモニタリング手続きの遵守に連動している (Velluti, 2014)。

適格基準については、当初の特別インセンティブ手続きが、団結権および団体交渉権の国内法への取り込みとその実効的な実施、ならびに、雇用最低年齢の設定を要求していたのに対し、最近の持続可能な開発と良いガバナンスに関する特別インセンティブ (GSP+) は、

²⁴ Reviews or investigations pending in seven countries: Fiji, Georgia, Iraq, Niger, Philippines, Sri Lanka and Uzbekistan. In the past, several other countries have seen their GSP's privileges terminated for reasons of worker's rights, including Nicaragua (1985), Paraguay (1987), Chile (1988) and Liberia (1990). Eventually, the benefits were reinstated by Congress (UNCTAD, 2010).

²⁵ In Nov. 2014 Denmark, Japan, Myanmar, United States and the ILO launched the Initiative to Promote Fundamental Labor Rights and Practices in Myanmar, to support labour law reforms in Myanmar (USTR, 2014b).

²⁶ US Department of State (2008); Compa and Vogt (2001). Belarus is no longer eligible to be a GSP beneficiary because the World Bank has classified it as an upper-middle-income country.

²⁷ Swaziland's case was analysed 14 times between 1996 and 2015 by the CAS for non-compliance with ILO Convention No. 87. Two ILO tripartite high-level missions were sent to the country in Oct. 2010 and in Jan. 2014 and "concluded that for the past ten years there had been no progress whatsoever in terms of the protection of the right to freedom of association".

関係国が、(a) 8つの ILO 基本条約を含む 27 の国際条約の実効的な実施を確保し、(b) 該当する条約に基づく報告要件を受け入れる旨公約していること、および、(c) 該当するモニタリング機関（これら条約に基づくもの）が、これら条約の実効的な実施に深刻な懈怠があった旨の指摘を行っていないことを要求している。

利益の停止に関し、1995 年の時点で一時的撤回の理由として挙げられていたのは、囚人労働により製作された商品の輸出と、強制労働の慣行のみであったのに対し、最近の取り決めによると、8 つの ILO 基本条約に定められる原則に深刻かつ組織的な違反があった場合にも、利益は撤回されることがある。一時的撤回に係る手続きにおいて、欧州委員会は該当するモニタリング機関と協力し、国際条約の実施状況を監視し、その結論と勧告を検討するとともに、2年に1回、欧州議会および理事会に報告書を提示する。事実、委員会がこうした活動を行う際には、ILO 監督機関の結論と勧告のほか、市民社会や社会的パートナー、欧州議会および理事会の見解も考慮される（European Commission, 2016）。

本報告書の執筆時点で、2014 年の最新の EU 取り決めに基づく調査はまだ実施されていない²⁸。しかし、以前の取り決めに基づき、3 か国が利益を停止されている。

- 1996年、EU はミャンマーの GSP に基づく貿易上の利益を撤回したが、これは 2012 年に回復されている²⁹。
- 2006年12月、ILO 第 87 号条約と 1949 年「団結権及び団体交渉権（第 98 号）条約」違反に関する 2004 年の ILO 調査委員会報告を受け、ベラルーシの利益が撤回された。この利益が回復されないまま、上位中所得国へと格上げになったベラルーシは、GSP の受益国となる資格を失った（Orbie and Portela, 2014; ILO, 2004）。
- 2010 年 2 月、EU はスリランカの GSP+利益を撤回し、標準的 GSP 利益のみを認めることとした³⁰。この決定は「市民的及び政治的権利に関する国際規約（ICCPR）」、「児童の権利に関する条約（CRC）」および「拷問等禁止条約（CAT）」に基づく 2008 年 GSP 調査を受けて下されたものである。

また、2008 年には、エルサルバドルにおける結社の自由に関する調査も行われたが、利益の停止には至らなかった。最後に、EU は（ラナ・プラザ崩落事故を受け）その片務的貿易取り決めに基づくバングラデシュの特恵的市場アクセスを停止せず、バングラデシュ、米国両政府とともに「バングラデシュ持続可能性協約」に参加しているが、ILO はそのモニタリングと促進の役割を担っている（第 2 章を参照）。

²⁸ On the application of labour requirements in the EU GSP see Vogt (2015), Ebert (2009), Orbie and Tortell (2009).

²⁹ EU (2013). In 1996 a complaint was presented by the workers' delegates under Art. 26 of the ILO Constitution against the Government of Myanmar for non-observance of the Forced Labour Convention, 1930 (No. 29) (Report of the Commission of Inquiry, Geneva, 2 July 1998). Later on, in 2012, the ILC determined that "serious and systematic violations" of Convention No. 29 had not persisted in the country (ILO, 2012).

³⁰ However, the reasons for the withdrawal are not related to labour.

C 貿易協定

本節では、労働関連の義務と紛争解決メカニズムに関する手法の進展に対する理解を深めるため、貿易協定に盛り込まれた労働条項の内容を時代別、手法別に分析する。事実、貿易協定の労働関連メカニズムの適用に焦点を絞った多くの研究は、協力的措置に比し、紛争メカニズムの発動が頻度においても程度においても低いことを明らかにしている（Behrens and Janosch, 2012; ILO, 2013; Oehri, 2015; Oehri、近日刊行）。本節では、発効済みの協定のうち、特に労働条項が盛り込まれることが多いカナダ、チリ、EUおよび米国の貿易協定（労働協定を伴う協定は全体の 60%弱）を中心に検討する。本節の検討対象国のうち 3 か国（カナダ、チリおよび米国）に係る労働条項の最近の動向は、TPP との関連で特に注目に値する（Box 1.4）。

Box 1.4 TPP における労働条項:今後の動きを占う存在か

TPP は、12 か国の間で締結される巨大な地域貿易協定である¹。2010 年に始まった交渉は 2015 年 10 月に妥結し、2016 年 2 月 4 日には協定への署名が行われたが、協定締約国のすべてで批准プロセスが継続中であるため、まだ発効していない²。協定は競争力やビジネスの円滑化、開発、国有企業、中小・中堅企業（SME）など、新たな分野や分野横断的事項を取り扱う 30 の章から成っている。

交渉段階では、労働条項に関して締約国の用いる手法の違いについて議論が行われた。例えば、通常は貿易協定に労働条項を盛り込まない国（メキシコ、ベトナム等）と、労働条項は盛り込むが、義務や実施メカニズムを異にする国（ニュージーランド、チリ、日本、カナダ、米国等）があった。TPP の最終案文には、批准前の法的、制度的公約に関し、いくつか興味深い動きが反映されている。具体的には、ストライキ権を含む労働者の権利を保護するための労働行動計画への署名、強制または強制的労働が生じないようにする具体的な措置を講じる義務、測定可能な結果、独立のモニタリングおよび補完性の確保を伴う実効的な協力活動の採用と実施、透明性の強化等が挙げられる。

受容可能な労働条件に係る義務の拡大：協定締約 12 か国は、1998 年の ILO 宣言に規定された労働者の権利に加え、最低賃金、労働時間および労働安全衛生に関する「受容可能な労働条件」を規律する法律と慣行も採用しなければならない（第 19.3.2 条）。

企業の社会的責任（CSR）：締約国は、企業に労働関連の CSR への取り組みを働きかけることを公約する（第 19.7 条）。

強制労働の禁止を特に重視：TPP は児童労働を含む強制労働と強制的な労働の廃絶も重視している。締約国は、適切と認められる取り組みを通じ、このような形で生産された商品を輸入させないようにする義務を負う（この措置は WTO 関連の義務と整合するものとしなければならない）（第 19.6 条）。

協力および協力的な労働関連対話：TPP 締約国がこれまで締結してきた協定と同様、協力は重要な側面となっている。しかし、TPP は、能力構築活動の妥当性、計測可能で積極的かつ有意義な労働関連の結果創出、労働問題に取り組む既存の地域的、多角的なイニシアチブとの補完性、透明性と国民参加（社会的パートナーや、ILO をはじめとするその他機関との協働を含む）など、協力活動に係る指針を定めることにより、内容を拡大している。協力活動の効果を高めるという意味で、これは従来の協定よりも進んでい

る重要な点である（第 19.10 条）（例えば、第 2 章の CAFTA-DR に関する評価を参照）。さらに、締約国が労働条項に関し、他の締約国との対話（直接対話または技術的手段を通じた対話）を要求できる実施メカニズムも追加されている。これによると、問題に取り組む締約国は、対話の結果を文書化したうえで、具体的で検証可能な措置と独立の遵守検証（ILO がこれを行うことも可能）を伴う行動計画の策定と実施など、一連の行動について決定しなければならない（第 19.11 条）。

労働条項実施の審査：労働関連条項の実施を審査し、実効的な運営を確保するため、労働協議会が設けられる（第 19.12 条）。

批准前要件（労働行動計画）：米国は各国が TPP の発効前に（また、立法府による批准審議の前に）、その労働条項に基づき行った公約を果たせるようにするため、マレーシア、ブルネイおよびベトナムとの間で、行動計画に関する個別交渉を行っているが、これらは TPP と法的に連動している。マレーシアおよびブルネイとの「労働整合性計画」と、ベトナムとの「貿易・労働関係強化計画」がこれに当たる³。これら計画は関係国に対し、TPP の労働関連条項に定める義務の遵守のため、各国の具体的な条件に応じ、法的・制度的改革を実施するよう求めている。

- **1998 年 ILO 宣言に定める労働者の権利と受容可能な労働条件を保護するための法改革：**上記 3 か国は、パスポートの取り上げの禁止またはこれを禁止する法律の執行を行ったり、一定職種における女性の就労禁止を解除したりするなど、強制労働や差別に関する改革の実施を要求されているが、マレーシアについては、特に人身取引に対処する改革も義務づけられている。また、上記 3 か国はすべて、結社の自由、団体交渉権およびストライキ権を保護するための改革をいくつか実施しなければならない⁴。児童労働に関し、ブルネイとマレーシアは、18 歳未満の者に一定の危険な仕事を禁じるなどの法改革を行わなければならない。ブルネイはさらに、民間セクターの最低賃金を定める法律を制定しなければならない。
- **法的改革の実効的な実施のための制度改革と能力構築：**制度改革につき、上記 3 か国は労働監督官を十分に養成したり、法改革実施に必要な資源を提供したり、新たな行政手続きを確立したりしなければならない。必要な場合には、米国、その他の TPP パートナーおよび ILO に各国が技術援助を要請しなければならない。
- **行動計画のモニタリングと実効的遵守：**ベトナムが計画を遵守しない場合、段階的関税撤廃が停止される可能性がある。ベトナムの計画は、少なくとも 10 年間にわたって遵守状況を監視するため「独立労働専門家委員会」の設置を定めている。マレーシアとブルネイについては、協定発効後 10 年間にわたって遵守状況を監視するための政府間メカニズムが導入される予定である⁵。
- **紛争解決の適用：**上記 3 か国の計画はいずれも、TPP に連動して法的拘束力を有し、一部の例外を除いて TPP に基づく一般的紛争解決条項の適用を受ける（上記 3 か国の計画の第 VII 部、および、ベトナムの計画については第 VIII 部も参照）。

紛争解決：労働条項の適用や実効的遵守について紛争が生じた場合については、紛争解決メカニズムが定められているが、これは労働条項だけでなく、協定の全条項に適用される。しかし、労働条項のみに適用される特定の条項もある。例えば、申立てがあった場合、申立人に対する適時の回答が定められている（第 19.9.3 条）。締約国は、労働協議が尽くされない限り、協定に適用される紛争解決メカニズムを利用することができないとされている（第 19.15.13 条）。また、すでに触れたとおり、紛争中いつでも利用で

きる手段として、協力的労働対話に関するメカニズムも定められている（第 19.15.14 条）。

¹ オーストラリア、ブルネイダルサラーム、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国およびベトナム。コロンビア、コスタリカおよび韓国も、TPP 加入に関心を示している。

² 協定にはさまざまな発効可能性がある。しかし、原署名国すべてが批准するか、原署名国のうち、2013 年時点で域内国内総生産（GDP）全体の合計 85%を占める 6 以上が署名することが条件となる。批准オプションについての詳細は、TPP 第 30.5 条を参照。

³ 計画によって創設された制度、行われた公約の内容、制度的取り決めおよび制裁の適用という点で、計画間には差異がある。

⁴ 一部の改革の例を挙げると、マレーシアは、労働組合登録簿への登録と抹消における政府の裁量権に関する法律を修正し、団体交渉に対する幅広い制限を廃止すべく一定の法律を修正するとともに、平和的ストライキに対する刑事上の制裁を廃止しなければならない。ベトナムは、労働組合の運営上の自律性を確保し、特定の労働組合が優遇されないよう、すべての労働組合が政府により同一の取り扱いを受けるようにし、使用者が労働組合の活動に介入することの禁止を法制化するとともに、石油とガスの探査・採掘場所でのストライキを認めなければならない。

⁵ 「マレーシア・米国労働整合性計画」、「米国・ベトナム貿易・労働関係強化計画」および「ブルネイダルサラーム・米国労働整合性計画」を参照。

労働条項の設計：世代別労働協定

証拠によると、カナダ、チリ、EU および米国は貿易協定に労働条項を盛り込み、ますます数多くの労働者の権利と原則に言及するとともに、追加的な労働基準の法源にも言及している。労働条項を盛り込んだ協定の大部分において、締約国は労働基準を引き下げないこと、労働法の適用を除外しないこと、および、国内労働法を実効的に執行すること、一定の労働者の権利や原則との整合性を確保することを公約している³¹。1998 年の「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」は、これら基準に係る基本的参考文書としてますます用いられるようになってきている。また「万人のための生産的完全雇用とディーセント・ワークに関する国連経済社会理事会（ECOSOC）閣僚宣言」（2006）³²や「公正なグローバル化のための社会正義に関する ILO 宣言」（2008）³³など、その他の文書への言及もある（表 1.1）³⁴。

表 1.1. 2009 年以来カナダ、EU および米国が締結した貿易協定で言及されている労働関連の文書と保護

	EU	米国	カナダ
1998 年 ILO 労働における基本的原則及び権利に関する宣言	X	X	X
国内労働法の実効的な実施	X	X	X
国内裁決機関へのアクセス	—	X	X

³¹ Some countries, such as Austria, Belgium, Japan, Switzerland and United States, also incorporate relatively comprehensive labour provisions in their most recent BIT models, which refer to international labour standards and contain a non-lowering of standards clause. In addition, the article on investment and labour issues included in Belgian BITs explicitly recognizes the right of each party to establish its own domestic labour standards, while still striving to ensure consistency with international labour standards.

³² Available at http://www.un.org/en/ecosoc/docs/pdfs/ecosoc_book_2006.pdf

³³ Available at http://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---dgreports/---cabinet/documents/genericdocument/wcms_371208.pdf

³⁴ After 2009, similar instruments were introduced by different countries, allowing comparisons between them.

受容可能な労働条件(最低賃金、労働時間および労働安全衛生)	—	—	X
移民労働者の差別禁止	ペルーおよびコロンビア	—	—
ILO 条約の実効的な実施	中米、コロンビア／ペルーおよび韓国	—	—
ディーセント・ワーク課題	X	—	ホンジュラス、ペルー、コロンビア、ヨルダン、パナマ

出典:貿易協定の分析に基づき、ILO 調査局が作成。

注:チリの協定は表 1.3 で評価。

労働条項に盛り込まれる義務の進展(表 1.2)に加えて、本節では義務違反により生じた紛争を解決するためのメカニズムも分析する³⁵。この点で、カナダと米国はともに、賦課金その他の経済的制裁を加えることのできる仲裁パネルの設置を定めているのに対し、EUの手法は協議と説得を主眼としている。

EU:持続可能な開発

EUの協定は主として、移民労働者を主に対象とする第1世代から、労働者の権利を保護し、すべての労働者にとっての持続可能な開発を確保する新たな第4世代の枠組みへと進展を遂げた³⁶。

義務

EUの貿易協定で初めて労働問題に言及したのは、アルジェリア、エジプト、イスラエル、ヨルダン、レバノン、モロッコ、チュニジアを対象に1995年から2002年にかけて締結された7件の欧州・地中海連合協定であった(それぞれ2005年、2004年、2000年、2002年、2003年、2000年および1998年に発効)³⁷。これら協定は、地中海地域の段階的な貿易自由化の文脈において、EUと各相手国との間の経済的、社会的、文化的協力に係る条件を定めるものであった。各協定は構造こそ類似しているが、各相手国との間で具体的な取り決めを定めている。

アルジェリア、モロッコ³⁸およびチュニジアとの協定では、労働条件、報酬と解雇、社会保障に関し、国籍に基づく労働者の差別を行わないよう締約国に要求している。しかも、これら協定はすべて、社会的対話や、特に移民労働者の生活・労働条件に関する社会的問題における協力を求めている³⁹。地理的な近さや大量の難民の流れを考えれば、移民労働者の権利についての差別禁止は、欧州・地中海地域における移住パターンの規制に関する政策を補完するうえで重視されているものと見られる(Cassarino, 2008)。

³⁵ The different approaches to implementation of the agreements through cooperative activities for fostering adherence to international labour standards in selected cases are analysed in Chapter 4.

³⁶ The EU's sustainable development chapters include both labour and environment, while the United States has kept these areas separate in its trade agreements.

³⁷ The Syrian Arab Republic, Turkey and the Palestine Liberation Organization (PLO) on behalf of the Palestinian Authority are also included in the Euro-Mediterranean Partnership. While the Syrian Arab Republic and the EU finished negotiating an association agreement in 2012, which has not yet been signed, the customs union with Turkey (1995) and the EU-PLO association agreement (1997) do not include labour provisions.

³⁸ Negotiations for a Deep and Comprehensive Free Trade Area (DCFTA) to extend the scope of the association agreement between the EU and Morocco were launched on 1 Mar. 2013.

³⁹ This did not include the agreement with Israel, for example Article 69(3)(a) of the EU-Morocco association agreement.

EU が移民労働者の差別禁止以外の労働基準に言及し始めたのは、1999 年から 2002 年の間にチリ（2003 年に一部発効、2005 年に全面発効）および南アフリカ（2000 年発効）との間で締結された第 2 世代の貿易協定においてであった。これら協定は、社会開発の重要性を認識し、労使関係、労働条件、社会福祉および雇用保障の発展と近代化、職業訓練と人材育成の推進、社会的対話の促進その他の分野を対象に、国際労働基準に関する協力活動の促進を通じた基本的社会権の尊重を求めている。

2008 年に EU がアフリカ、カリブおよび太平洋諸国からなる「カリブ海諸国フォーラム（CARIFORUM）」との間で締結した EPA は、第 3 世代の特別協定とみなすことができる⁴⁰。EPA は従来型の自由貿易協定を越え、これと異なる合理的根拠を有することから、国際労働基準関連の義務と 1998 年 ILO 宣言への言及が初めて盛り込まれたのも、この協定であった。この協定は、投資条項に外国投資家に関する追加的労働条項を盛り込んでいるほか、労働条項に制裁に基づく仲裁による紛争解決を適用している唯一の EU 協定でもある。また、この EPA は EU の貿易協定では初めて、労働条項に係るアドホックな紛争解決メカニズムも定めている。さらに、国内社会・労働法の策定のほか、情報交換や教育・啓発プログラムを通じた国内法と就業規則の執行に関する協力も強調している。

韓国との協定（2009 年に締結、2011 年に発効）から現在まで続く EU の第 4 世代貿易協定には、持続可能な開発に関する章が盛り込まれているが、これは労働条項を貿易協定に統合する新たな枠組みである。この枠組みは、貿易政策を通じて持続可能な開発を促進するという公約を反映している⁴¹。中米、コロンビアおよびペルー、ジョージア、モルドバ、韓国、ウクライナとの協定（それぞれ 2013 年、2013 年（暫定的）、2014 年、2014 年、2014 年に発効）はすべて、従来の義務に加え、1998 年 ILO 宣言、完全雇用とディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を開発目標とする国連宣言、高水準の労働者保護を達成するという目標、労働における基本的原則と権利に関する公約、および、8 つの ILO 基本条約に言及している。

一部の労働条項には差異があることに留意すべきだが、これは各締約国の国情を反映するものである。例えば、コロンビアおよびペルーとの協定には、高い移住率を反映し、移民労働者に対する差別の禁止のみを扱う具体的条項が盛り込まれている。中米との協定は、1989 年 ILO 「先住民及び種族民（第 169 号）条約」に言及しているが、これは中米に多数の先住民が暮らしているからである。また、モルドバとの協定には、「児童の権利に関する条約（CRC）」への言及がある。これは、子どもが人身取引のほか、農業や建設・輸送部門の危険な労働に使われているとの報告が多いことを反映するものである（ILO, 2010）。

紛争解決メカニズム

EU の紛争解決手法は、政治的圧力を用いた協議や説得に基づいている。解決できない事案は、第三者による独立の審査を受ける。この手法は、EU-CARIFORUM 協定を除き、金銭的制裁や貿易特権停止の可能性がないという点で、カナダや米国とは対照的である。

当事国は相互に協議を行うとともに、ILO その他の関連機関の活動を考慮しながら、協定締約国の活動とこれら機関の活動との協力と整合を促進することを要求されており、事案を十分に検討するために、ILO その他の関連国際機関から助言を求めることもできる。協議が不調に終わった場合、当事国は双方の合意により事案を解決するため、貿易・持続可

⁴⁰ EPAs are specific trade and development partnerships negotiated by the EU with the 78 African, Caribbean and Pacific Group of States (ACP) countries, which aim to contribute to development, growth and job creation. EPAs are based on the ACP-EU agreement signed in Cotonou in 2000.

⁴¹ As called for in the European Council's Strategy adopted in 2006, in a Communication of the Commission of the same year and in a policy paper released by EU Trade Commission in 2015 (European Council, 2006; European Commission, 2015).

能な開発小委員会の招集を要請できる。ここで解決に至らない場合、当事国は事案解決のための専門家パネルまたは専門家グループの招集を要請できる。専門家は、調査結果と当事国に対する提言を盛り込んだ報告書を交付し、締約国は最終的に、これら提言に沿えるよう努めながら、講じるべき適切な措置を決定する。本書執筆の時点で、紛争解決機関に対して提起された労働争議は存在しない。しかしながら、EU・韓国協定の事例は、利害関係者が前進を感じられない場合に協議プロセスについて知見を提供するものとなっている（第3章を参照）。

米国：国内法の実効的執行

北米自由貿易協定（NAFTA）以来、米国は締結する貿易協定にいずれも労働条項を盛り込んでいるが、その内容は、当初は一部の権利にしか全面的に適用されていなかった執行メカニズムをすべての労働者の権利に拡張したという点で、ますます進歩的な性格を帯びてきている⁴²。一般的に見て、米国の手法は盛り込まれる労働条項の内容に基づき、4つの世代の貿易協定として特徴づけられる⁴³。

義務

1994年の北米労働協力協定（NAALC）において、締約国は11の労働原則に関する公約を行った。そして、高い労働基準の労働法への反映を確保することを約束するとともに、これら基準の向上に努めることで合意した。締約国はまた、その国内労働法を「実効的に執行」するとともに、手続的保証（中立的裁決機関へのアクセス、公正、公平かつ透明な手続き、執行を確保するための救済等）を行うことにも同意した。事実、NAALCは1992年の大統領選において、メキシコの労働基準が低く、しかもきちんと適用されていないために、米国で雇用不安が生じているという懸念の広がりに取り組むために締結された協定である⁴⁴。

米国とヨルダンの協定は、唯一の第2世代自由貿易協定である。1998年ILO宣言採択の2年後に締結されたこの協定は、NAALCの11の労働基準への言及を廃止し、1998年宣言と「国際的に広く認められた労働者の権利」の両方に言及している。こうした権利には、受容可能な労働条件（賃金、時間および労働安全衛生）と、1998年宣言に基づき認められた4つの基本的な労働者の権利のうち、差別禁止の基準を除く3つが含まれているが、これは米GSPの労働条項の場合と同じである。米国はこの協定で、締約国に対し、(a)貿易振興の手段として国内労働法の適用免除または適用除外を行わないこと、および、(b)協定で言及した労働者の権利と原則が国内法によって認識、保護されることを確保すべく努めるよう要求する条項を盛り込んでいる。協定には、締約国間の貿易に影響を与えるような持続的または反復的な形で、国内労働法の実効的な執行を怠らないこと、という義務が含まれている⁴⁵。

中米・ドミニカ共和国・米国自由貿易協定

2003年から2006年にかけてオーストラリア、バーレーン、チリ、中米・ドミニカ共和国・米国自由貿易協定（CAFTA-DR）締約国⁴⁶、モロッコ、（2006年に発効）、オマーン

⁴² The first US trade agreement that contains labour provisions is the NAALC concluded in 1994, a NAFTA side agreement between Canada, Mexico and the United States.

⁴³ On the US models, see Bolle (2016).

⁴⁴ The protection of worker rights and the environment was indeed included in the presidential campaign in 1992, although NAFTA was already under negotiation (Bieszczat, 2008).

⁴⁵ The parties shall consider cooperative activities because they represent opportunities to improve labour standards.

⁴⁶ The agreement was signed by all the parties involved in 2004. However, it entered into force at different moments. For El Salvador and the United States it was on 1 Mar. 2006, for Honduras and Nicaragua – 1 Apr. 2006, for Guatemala – 1 July 2006, Dominican Republic – 1 Mar. 2007 and Costa Rica – 1 Jan. 2009.

(2009年に発効) およびシンガポール(2004年に発効)との間で署名された貿易協定はすべて、第3世代のモデルに該当する。これら7件の協定は「ILOの中核的労働基準と整合する労働者の権利と児童の権利」および「ILO第182号条約の普遍的批准と全面的遵守」の促進を盛り込んだ「2002年超党派貿易促進権限法」に掲げる貿易目標に従い交渉されたものである⁴⁷。実際のところ、これら協定は「2002年超党派貿易促進権限法」に定めるものとしてではなく、協力活動の指針となるものとして「1999年最悪の形態の児童労働(第182号)条約」に特定の言及している⁴⁸。さらに、これら協定はNAALCと同様の手続的保証も盛り込んでいる。第3世代協定はいくつかの理由により、労働者の権利擁護者から批判されているが、具体的な理由としては、これら条項について紛争解決メカニズムが利用できないため、締約国による違反に異議を申立てるのが難しいことや、差別禁止の原則が除外されていることなどが挙げられる(Vogt, 2014)⁴⁹。

最新の第4世代協定は2006年から2007年にかけて、コロンビア、韓国、パナマおよびペルーとの間で署名されたものである(ペルーの2009年を除き、いずれも2012年に発効)。これら協定は1998年宣言のほか、差別禁止の原則を含め、同宣言で認識されたあらゆる基本原則と労働者の権利にも言及している。勧告的な文言が排除されているという点で、義務もさらに幅広いものとなっている⁵⁰。事実、締約国はこれらの権利を国内法に取り込み、かつ国内法の適用を除外しない旨合意している。

紛争解決メカニズム

貿易協定の世代交代とともに、紛争解決も主として、対象となりうる労働原則に応じて進展を遂げてきた。NAALCに基づく労働条項の紛争解決メカニズムの決定には、拘束力がある。パネルの決定を遵守、実施しなければ、罰金が科される。罰金が支払われない場合には、相応の貿易制裁を通じて決定の執行が可能である。紛争解決の対象となりうる労働原則は、児童労働、労働安全衛生および最低賃金関連の技術的基準のみである。専門家パネルまたは紛争解決の手続きに至った事例はなく、閣僚級協議が行われているのみである。そのひとつの理由として、NAALC締約国が紛争解決メカニズムよりも、和解によって申立てを処理するほうを望んでいるという事情が挙げられる(ILO, 2013)。NAFTA以後の米国貿易協定は、紛争解決メカニズムの違いによって、2つのグループに分類できる。いずれのグループも、当事国が相互に協議すること、および、協議が不調に終わった場合には、委員会または協議会が、仲裁パネル設置に先立って、当該事案を審査することを求めている。第3世代の貿易協定は、ある国がその労働法を実効的に執行する義務を遵守しなかった場合のみにつき、仲裁を定めているのに対し、第2世代と第4世代の貿易協定は、義務の厳格化に伴い、労働条項の全条項について仲裁を認めている。

米国は米国貿易協定により要求されてはいないが、労働省(USDOL)が仲裁申請を審査し、正式な協議を勧告する報告書を発して初めて、貿易相手国との公式協議を要請する⁵¹。状況を是正するための試みはすべて、調査と協議を通じて行われる。これら実施メカニズムの目標は、制裁を加えることではないものの、仲裁の結果、賦課金や利益の停止が生じる

⁴⁷ US Code, Title 19, Ch. 24, Bipartisan Trade Promotion Authority, Sec. 3801(a)(6), (9).

⁴⁸ However, the agreement with Australia does not refer to ILO Convention No. 182.

⁴⁹ In this regard, Vogt (2014) points out that this generation of agreements are a “retreat from the then high-water mark for labour rights” that the US–Jordan agreement established.

⁵⁰ For instance, in the agreement with Oman the parties *shall strive to ensure* that the principles in the 1998 ILO Declaration and the internationally recognized labour rights are recognized and protected by each party’s law (Art. 16.1.1), whereas in the agreement with the Republic of Korea the parties *shall adopt and maintain* in their statutes, regulations and practices the rights as established in the 1998 ILO Declaration (Article 19.2).

⁵¹ Ineffective enforcement of domestic labour law has been reported in Colombia, Costa Rica, El Salvador, Guatemala, Honduras, Mexico and Peru. Only in Honduras did the OTLA recommend formal consultations for reported violations of the labour provisions of the CAFTA–DR with respect to freedom of association, the right to organize and collectively bargain, minimum age of employment and the worst forms of child labour, and acceptable working conditions (USGAO, 2014; USDOL and Honduran Secretariat of Labor and Social Security, 2015).

こともある。本書執筆時点で、労働基準の執行に関する国家対国家の調停事例は、現在も継続中のグアテマラと米国間の仲裁のみである（Box 1.5）。

Box 1.5 グアテマラの事例

2008年4月、アメリカ労働総同盟・産業別組合会議（AFL-CIO）とグアテマラの6つの労働組合は、グアテマラがCAFTA-DR第16章に基づく労働関連義務に違反したとして、貿易に関する労働問題事務所（OTLA）に申立てを行った。この申立ては具体的に、グアテマラが1998年ILO宣言遵守の公約共有、労働法の強化および公正で効率的な裁判制度へのアクセスに関する第16.1条、16.2条および第16.3条に違反した疑いがあるとしていた。申立書はかかる違反を代表するものとして、5つの事例に焦点を当てた。OTLAはこの申立てを受け入れ、2009年1月に調査結果と勧告を提示した。2010年7月、グアテマラが報告書で提起された懸念に十分に対応していないことが判明すると、米国はCAFTA-DRに基づき、グアテマラとの正式協議を要請した。

両国の協議とCAFTA-DR自由貿易委員会会合で事案の解決が図れなかったため、米国は2011年8月、グアテマラが第16.2.1条a項に違反し、その労働法の実効的執行を怠ったとして、CAFTA-DR第20.6条に基づく仲裁パネルの設置を要請した。しかし、紛争解決手続きは一旦停止され、米国が提起した労働法執行問題に取り組むための「執行計画」に関する合意を成立させ、同計画の実施状況を監視するための努力が行われることとなった。米国、グアテマラ両政府は2013年4月、18項目からなる執行計画に合意したが、グアテマラはこれにより、6つの主要分野で対応を行うことを公約した。両当事国は執行計画の主要分野での取り組みに前進が見られる中で、仲裁パネルの作業を引き続き停止することに合意した。

USTRは2014年9月、執行計画の重要項目への対応が行われていないことを理由に、米国が労働法執行に関連する紛争解決に踏み切ることを発表した（USTR, 2014c）。米国の仲裁パネルへの当初付託書は、グアテマラが少なくとも402個の事案につき、持続的または反復的に対応を怠ったことで、その労働法の実効的執行を怠ったと主張し、パネルに対してCAFTA-DR第16.2.1条a項違反の主張につき審査するよう要請した（In the Matter of Guatemala, 2015a）。一方、グアテマラは当初の付託書において、パネルにはこの申立てを取り扱う権限がなく、米国は一応自明であることの立証に成功しておらず、しかも米国が提出した証拠の一部は匿名の情報源から得られたものであるため、不備があり信頼性に欠けると論じ、パネルに米国の請求を退けるよう要請した（In the Matter of Guatemala, 2015b）。

米国は、2015年3月16日、反証を提出し、その中で、陳述を行った労働者が特定できないよう編集済みの文書を用いる必要性について説明した（In the Matter of Guatemala, 2015c）。米国は、グアテマラが政府の意図的な政策等、CAFTA-DR第16.2.1条a項にはない要件を持ち出し、法執行が行政府の主体による行為にのみ関連すると論じることにより、同条の誤った解釈をしていると主張した。米国はまた、グアテマラが当初の付託書で主張したような労働に影響を与えるという意図は、第16.2.1条a項の要件に含まれていないとも論じた。米国は、グアテマラが持続的かつ反復的に対応を怠ったことにより、また、(i) 復職、未払賃金の支給および罰金を要求する裁判所命令の遵守を促進する行動を取らず、(ii) 80か所で生じた197の事件につき、グアテマラ労働法に基づく査察を行わないばかりか、グアテマラ法で要求される罰則も科さず、(iii) 労働組合の登録と調停プロセスの制定を適時に行わないことにより、貿易に影響を及ぼす形で、その労働法の実効的執行を怠ったと主張した。

グアテマラは2015年4月27日に反証を提出し、執行計画は忠実に履行されており、米国がグアテマラに対する紛争解決手続きに踏み切ったのは、短期の政治的利益を得るためだと主張した。グアテマラは、(a) 米国はCAFTA-DR第16.2.1条a項の解釈を誤ってい

る、(b) 米国は「秘密の証人による証言」を用いており、かかる証言に基づく証拠は信用できない、(c) 米国の主張に反し、グアテマラはその労働法執行を怠っていないという理由から、パネルは米国の申立てを却下すべきだとした。グアテマラはさらに、米国自らがその労働法の実効的執行を怠った疑いのある事例もいくつか指摘した (In the Matter of Guatemala, 2015d)。

2015年4月27日には、8つの非政府主体がパネルに付託書を提出したが、その中には当初、OTLAに申立てを行った組織のひとつであるAFL-CIOからの付託書も含まれていた (In the Matter of Guatemala, 2015e)。このうち、AFL-CIOからのものを含む3件の付託書は、グアテマラが第16.2.1条a項に違反したとの判断をパネルに求めるものだったが、残る5つの付託書は、グアテマラがCAFTA-DR第16条に基づく義務に違反していないと主張するものであった。

2015年6月2日にグアテマラシティで開かれた仲裁パネルの審理では、米国とグアテマラがそれぞれの主張を展開した。双方の陳述は原則的に、それぞれの付託書でなされた議論を反映していた。この審理の後、両当事国はパネルからの質問書への回答と、補足的文書を提出した。

仲裁パネルは2015年11月、パネル・メンバー1名の辞任と交代により、その作業を中断した。パネルは2016年2月、両当事国に対し、2016年6月22日までに初回の報告を行う意図を表明した。CAFTA-DR第20章によると、当事国が別途合意する場合を除き、最終報告書は初回報告後20日以内に発行しなければならない。CAFTA-DRはまた、パネルがグアテマラに不利な判断を下す場合、紛争当事国が当該事案の解決に合意できないか、合意に達した後、グアテマラが合意条件の遵守を行ったと米国が考えれば、米国の要請により、年額1,500万ドル以下の賦課金を徴収できる旨定めている。賦課金は紛争当事国の貿易担当大臣が設けた基金に払い込まれ、その指示に応じて、労働法執行強化への取り組みを含む適切な労働関連イニシアチブに支出される。これに従わない場合、賦課金の徴収その他の形で遵守を確保するため、貿易上の利益が停止されることがある (CAFTA-DR第20章)。

カナダ: 労働者の権利保護の段階的拡張

同じくNAALC (1994年) 締約国であるカナダは、労働条項 (1998年ILO宣言の諸原則のさらなる促進) と実施メカニズムの厳格性 (2層構造のシステムから労働者の権利すべてを対象とするメカニズム移行) の双方に基づく義務を継続的に増大させている。カナダの貿易協定は5世代に分類できる。第1世代から第4世代の労働協力に関する協定 (ALC) は、自由貿易協定と並行して交渉されたのに対し、第5世代 (韓国との協定) には、労働関連の章が盛り込まれている⁵²。

義務

NAALCの2年後に締結された「労働協力に関するカナダ・チリ協定 (CCALC)」 (1997年に発効) も、カナダの第1世代協定のひとつである⁵³。CCALCは、同じく11の労働関連

⁵² The first to fourth generations of Canadian agreements mirror the NAALC and even in the fifth generation (Republic of Korea), the labour chapter has its own dispute settlement. Contrastingly, US free trade agreements have included a labour chapter subject to the dispute settlement provision for the agreement.

⁵³ One reason the CCALC so closely resembles the NAALC is that in 1994 the leaders of Canada, Mexico and the United States agreed to admit Chile to NAFTA at the Summit of Americas. However, when the US President was

重点分野を盛り込むとともに、国内労働法の遵守と実効的執行の促進を締約国に求めている⁵⁴。

カナダの第2世代協定は、2001年のコスタリカとの貿易協定（2002年に発効）のみである。ALCの目標は、労働条件と生活水準を向上させるとともに、1998年ILO宣言に盛り込まれた労働者の基本的権利を促進することにある。締約国は、その国内法に関する共通の最低基準こそ定めていないが、最低労働条件や、業務上の傷病の防止および補償に係る労働基準の促進を拡張することにも合意している。

2008年にコロンビアおよびペルーとの間で締結された第3世代ALC（それぞれ2011年と2009年に発効）において、カナダは初めて、貿易または投資を振興するために「国際的に広く認められた労働原則と労働者の権利の遵守を弱めるか、減少させる形で」国内労働法の適用を放棄したり、これを適用除外したりすることを締約国に禁じる、拘束力のある除外禁止条項を導入した。締約国は、基本的な労働原則と労働者の権利、および、ILOの「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）課題」に定められた追加的基準を遵守する旨公約している⁵⁵。さらに、当初NAFTAに盛り込まれた移民労働者の保護が、カナダのALCでは維持されており、この点が米国の労働基準との好対照をなしている。

2009年から2013年にかけて締結された第4世代協定は、第三世代協定と似通っているものの、ホンジュラス、ヨルダンおよびパナマとのこれら協定（それぞれ2014年、2012年および2013年に発効）には、業務上の傷病の防止と補償に関するさらに具体的な条項が盛り込まれている。これら協定における義務の定義は、1998年ILO宣言およびディーセント・ワーク課題におけるそれと異なるものとなっており、下記に説明するとおり、これが紛争解決メカニズムに重要な帰結をもたらしている⁵⁶。カナダの最新の貿易協定は、2014年に締結され、2015年に発効した韓国との協定（カナダ・韓国自由貿易協定（CKFTA））である。この第5世代に相当する協定は、それまでの協定で言及されていた8つの国際的な労働者の権利に係る義務と同じ義務を定めているが⁵⁷、紛争解決手続きに差異がある（下記を参照）⁵⁸。

紛争解決メカニズム

カナダ国家行政事務所（NAO）は、カナダのALCまたはカナダの貿易協定の労働条項に基づき提出された申立てをすべて審査し、最終的には審査期間終了時に、閣僚級協議を勧告するか否かを決定する。本書執筆の時点で、NAOはNAALCに基づくもののほか、労働条項違反の申立に関する情報を何ら公表していない（Government of Canada, 2015）。

第1世代協定の労働争議はすべて、協議の対象となる。NAALCに基づく2層式実施制度と同様、仲裁により解決できるのは労働安全衛生、児童労働および最低賃金に関する事案の

unable to obtain a Trade Preference Act, Chile refused to negotiate with the United States and instead negotiated and concluded the CCALC in 1996 (Miller, 1996).

⁵⁴ Art. 3(1)(a)–(g) of the CCALC. There are seven suggested methods for enforcing labour standards. The appointment of labour inspectors for monitoring compliance and investigating violations and the possibility to initiate, in a timely manner, proceedings to seek appropriate sanctions or remedies for violations of labour laws are included in subsequent agreements.

⁵⁵ However, no express commitment to the Decent Work Agenda is made, and the reference is only relevant for the two-tier enforcement mechanism, as discussed below. ILO Convention No. 182 is also referenced in the annexes.

⁵⁶ See, for example, Art. 1.1. Canada-Honduras ALC.

⁵⁷ Art. 18.2 establishes the obligation of the parties to ensure that their labour laws embody and provide protection for the principles concerning the internationally recognized labour rights, including the four fundamental principles and rights at work and an additional four: acceptable minimum employment standards; the prevention of occupational injuries and illnesses; compensation in cases of occupational injuries or illnesses; and non-discrimination in respect of working conditions for migrant workers.

⁵⁸ The parties affirm their ILO commitments under the 1998 ILO Declaration (CKFTA, Art. 18.2).

みである。第 2 世代協定では、国内労働法不履行の永続的パターンが見られる場合、審査パネルを招集することができる。但し、これによって講じることができるのは「合理的かつ適切な措置」だけであり、罰金を科すことはできない。

表 1.2. カナダ、EU および米国によって締結された貿易協定における労働条項の推移

世代／期間	主な対象貿易相手国	労働条項の具体的特長	労働問題に関する紛争解決メカニズム(DSM)
欧州連合			
第1世代 (1995~2002年)	<ul style="list-style-type: none"> 欧州・地中海7か国 	<ul style="list-style-type: none"> 移民労働者の差別禁止(アルジェリア、モロッコおよびチュニジア) 社会問題に関する協力 	<ul style="list-style-type: none"> 該当なし
第2世代 (1999~2002年)	<ul style="list-style-type: none"> チリ、南アフリカ 	<ul style="list-style-type: none"> 国際労働基準に関する協力活動の促進を通じた基本的社会権の尊重 	<ul style="list-style-type: none"> 該当なし
第3世代 (2008年)	<ul style="list-style-type: none"> CARIFORUM 	<ul style="list-style-type: none"> 国際労働基準に関する義務を盛り込んだ初の協定 1998年宣言への言及(この世代以降) 	<ul style="list-style-type: none"> 労働条項に関する初のアドホック DSM。制裁に基づく仲裁 DSM を定める唯一の協定
第4世代 (2009年~現在)	<ul style="list-style-type: none"> 中米、コロンビア、ジョージア、韓国、モルドバ、ペルー 	<ul style="list-style-type: none"> 1998年宣言、DWA、ILO 基本条約、完全雇用とディーセント・ワークに関する国連宣言への言及 特定の独自規定(移民、先住民等) 	<ul style="list-style-type: none"> 協議、第三者による独立審査、勧告
米国			
第1世代 (1994年)	<ul style="list-style-type: none"> NAFTA 	<ul style="list-style-type: none"> 11の労働原則 国内労働法の遵守と実効的執行の促進 手続的保証(中立的で独立の裁決機関へのアクセス、公正、公平かつ透明な手続き、執行を確保するための救済措置) 	<ul style="list-style-type: none"> 一定の労働原則のみを取り扱う仲裁パネル(労働条項限定)、および、執行を促すための賦課金と、最終的には賦課金の額を上回らない金額相当の貿易制裁
第2世代 (2000年)	<ul style="list-style-type: none"> 米国・ヨルダン 	<ul style="list-style-type: none"> 1998年宣言(定められた労働原則と国際的に広く認められた労働者の権利の国内法による保護確保に努めること) 労働法の実効的執行(差別禁止を除く) 国際的に広く認められた労働者の権利と受容可能な労働条件(最低賃金、労働時間、労働安全衛生) 努力義務:除外禁止条項、および、国内法による労働基準の保護 	<ul style="list-style-type: none"> 協定の正規 DSM、貿易制裁
第3世代 (2003~06年)	<ul style="list-style-type: none"> オーストラリア、パレーン、チリ(CAFTA-DR)、モロッコ、オマーンおよびシンガポール 	<ul style="list-style-type: none"> 第2世代に、下記を追加: 手続的保証(中立的で独立の裁定機関へのアクセス、公正、公平かつ透明な手続き、執行を確保するための救済措置) 	<ul style="list-style-type: none"> 一定の義務に限定された DSM(修正版)(締約国が労働法の実効的執行を怠った場合のみ、年間賦課金の徴収可能)

第4世代 (2006年)	<ul style="list-style-type: none"> コロンビア、韓国、パナマおよびペルー 	<ul style="list-style-type: none"> 1998年宣言への言及（この世代から権利確保の義務として） 義務：労働者の権利と労働原則の国内法への組み入れ義務と除外禁止条項（この世代から差別禁止を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> 全規定に係る仲裁パネル、貿易への影響額に基づく賦課金または貿易制裁
カナダ			
第1世代 (1994~96年)	<ul style="list-style-type: none"> NAFTA、チリ 	<ul style="list-style-type: none"> 11の労働原則 国内法の遵守推進と実効的執行 	<ul style="list-style-type: none"> 一定の義務・権利に限定した仲裁パネル（労働条項限定）、金銭的制裁（NAFTAでは貿易制裁のみ）
第2世代 (2001年)	<ul style="list-style-type: none"> コスタリカ 	<ul style="list-style-type: none"> 国内法の遵守促進と実効的執行 ALCの目標：労働条件と生活水準の改善 1998年宣言に盛り込まれた基本的な労働者の権利に加え、最低労働条件と労災の防止・補償を促進 	<ul style="list-style-type: none"> 貿易制裁も経済制裁もなし（「合理的かつ適切な措置」の採用）
第3世代 (2008年)	<ul style="list-style-type: none"> コロンビア、ペルー 	<ul style="list-style-type: none"> 拘束力を有する除外禁止条項 基本的ILO基準 ディーセント・ワーク課題、移民労働者 	<ul style="list-style-type: none"> 1998年ILO宣言限定の審査パネル、金銭的制裁
第4世代 (2009~13年)	<ul style="list-style-type: none"> ホンジュラス、ヨルダン、パナマ 	<ul style="list-style-type: none"> 第3世代に加え、業務上の傷病の防止と補償に係るより詳細条項 1998年宣言およびディーセント・ワーク課題との義務の定義の相違 	<ul style="list-style-type: none"> 1998年ILO宣言限定の審査パネル、金銭的制裁
第5世代 (2014年)	<ul style="list-style-type: none"> 韓国 	<ul style="list-style-type: none"> 8つの労働者の権利に係る以前の世代と同じ義務 	<ul style="list-style-type: none"> 労働関連の全義務に関する審査パネル、金銭的制裁

特筆すべきは、第3世代と第4世代のALCが、審査パネルの管轄を、1998年ILO宣言において言及される義務の範囲に限定する一方で、「ILOのディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）課題のほうにより密接に関係する」追加的権利については、協議のみが可能という点である。これらALCはまた、パネルの最終報告書に基づき、違反が是正されなかった場合に金銭的救済を得るという、第1世代ALCでは認められていた可能性を再び導入している。重要なのは、最近の韓国との第5世代協定が、パネルの審査管轄をすべての労働関連義務に拡張していることである。

チリ：国別の手法

カナダ（1997年）、EU（2003年に部分的発効、2005年に全面発効）および米国（2004年）との協定交渉以降、チリはその貿易アジェンダの一環として、貿易協定への労働条項の盛り込みを追求している（Lazo, 2009）⁵⁹。

1997年から2016年までの期間について見ると、チリの有効な貿易協定⁶⁰のうち45%には、労働条項が盛り込まれている⁶¹。チリの貿易協定とその内容に労働条項が盛り込まれるか否かは、該当する貿易相手国との間の交渉ベースのプロセスの結果によって左右されるようである⁶²。よって、カナダやEU、米国が締結した協定と比べ、チリの協定の場合、具体的な期間に分けた特徴づけを行うことは、一層困難となる⁶³。国別に公約の差異こそあるが、一貫した主要要素もいくつか見られる（表1.3）。

各協定に盛り込まれているすべての労働条項は、労働関連の章に直接盛り込まれているか、付随して成立した協定または覚書（MoU）に盛り込まれているかに関係なく、協力を主な手法に据えている。具体的には情報交換や地域・多角的フォーラムにおける協力、対話、民間セクター協力等を含む協力活動が中心となっている。また、一部の協定においては、ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）や労働条件、労働における基本的な原則と権利、社会的対話、労働監督等の具体的なテーマが、協力の目標に掲げられている。さらにこれら協定はすべて、実施促進のための何らかの制度的メカニズムを定めている。

この協力的手法は現実には実施に移されている。例えば、ブルネイ、ニュージーランドおよびシンガポールとの協定（2006年）（「P4」または環太平洋戦略的経済連携協定）においては、締約国がILOに関する技術援助に関連する会合（政府または政労使の三者間）やワークショップに参加している。さらに、この協定の実施をきっかけに、ブルネイダルサラーム国はILOに加盟した（Lazo, 2014）。その他、セミナー（ほとんどの貿易相手国とのもの）や、移住（ペルー）、社会保障（中国）、雇用政策（EU）、労働安全衛生（カナダ）等のテーマに関する情報交換、さらにはこうした問題について話し合うための訪問も行われている⁶⁴。CSRに関しては、社会的パートナーを交えた活動も実施されている（例えば、米国やP4とのもの）。

義務

中国との協定（2006年）と、これに付随する労働及び社会保障協力に関する覚書（MoU）は、カナダ、EUおよび米国との協定後、労働条項を盛り込んだものとしては初めての協定となった。国際労働基準やその他ILO文書への明示的な言及はないものの、締約国は特に、ディーセント・ワークと社会保障を含む労働問題で協力するという一般的義務を負っている。

⁵⁹ One reason for this approach is political coherence, which seeks to align both the content of the labour provisions included in the agreements and the national labour objectives of Chilean governments (Lazo, 2014).

⁶⁰ Whether the WTO has been notified of them or not.

⁶¹ In the case of the agreement with Japan, a Joint Statement made by the Ministries of Trade of both parties on the “Occasion of the signing of the agreement” included a confirmation and reaffirmation of the parties towards their obligations as ILO members, and their commitments towards the 1998 ILO Declaration. As this is only a statement at a chancellery level (Lazo, 2009) it is not included in the models explored.

⁶² Agreements negotiated by Chile in the same period (1997-2016) that do not include labour provisions are: Mexico (1999), Central America (2002), EFTA (2004) (a reference in the introduction towards improving working conditions and living standards), Republic of Korea (2004), India (2007), Malaysia (2012), Viet Nam (2014) and Pacific Alliance (2015). One reason to negotiate labour provisions or not is that not all Chilean trade partners are willing to include labour issues in their trade agreements. For example, see Kolben (2006) in the case of India.

⁶³ The agreements with Canada, EU and the United States are not addressed in this section as they were the subject of analysis in previous sections.

⁶⁴ For detail on the activities implementing the agreements see Lazo (2014).

オーストラリアとの協定（2009年）は、ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の理念に基づき協力をを行う旨の合意をほぼ包含するだけでなく、1998年ILO宣言にも言及している。これとは対照的に、タイとの協定（2015年）における経済協力条項では、ILOに対する言及も、その文書に対する言及も見られない。それでも両当事国は、労働法と労働者の保護を弱めたり、削減したりすることによって、貿易や投資を振興することは、不適切であるとの認識を持っている（これは表1.3に示すとおり、他の協定にも存在）。

表 1.3. チリ貿易協定における労働条項の特色

貿易協定／付随協定または MoU	ILO への加盟および ILO 文書への言及	労働法を弱めることによって貿易や投資を振興しないことへの言及	労働法の実効的執行への言及	国際的に広く認められた労働者の権利の国内法への盛り込み	制度的取決め	市民社会の参加	紛争解決（協議）
(1) 中国（2006年）	なし（但し、序文でILOの目標を考慮）	なし	なし	なし	国内調整官の任命	なし	なし
(2) オーストラリア（2009年）	あり	なし	なし	なし	協力委員会（協定合同委員会に報告）	明示的条項なし（「関連主体」とのやり取り）	なし
(3) タイ（2015年）	なし	あり	なし	なし	国内窓口、協力委員会、アドホック作業部会設置の可能性	明示的条項なし（「関連主体」とのやり取り）	なし（労働条項は明示的に紛争解決から除外）
(4) ブルネイ、ニュージーランドおよびシンガポール（2006年）、香港（2014年）	あり	あり	なし	あり	国内窓口、合同会議	あり（利害関係者および一般市民との協議）	協議
(5) トルコ（2011年）	あり	あり	あり	あり	国内窓口、合同委員会が設置する小委員会または作業部会	なし	あり（協定のメカニズム、および、譲許または義務の停止の可能性）
(6) ペルー（2009年）	あり	あり	あり	あり	労働・移住協力合同委員会	あり（主に協力に関し）	なし
(7) パナマ（2008年）、コロンビア（2009年）	あり	あり	あり	あり	国内窓口、労働協力合同委員会（パナマ）、ハイレベル会合（コロンビア）	あり（主に協力に関し）	協議（労働条項は明示的に協定の紛争解決メカニズムから除外）

出典：チリ貿易協定の分析（Lazo, 2014; Ebert and Posthuma, 2011）に基づき、ILO 調査局が作成

ブルネイ、ニュージーランドおよびシンガポール（2006年）、ならびに、香港（2014年）との協定に付随する MoU において、締約国は、1998年 ILO 宣言の遵守を再確認するとともに、締約国の国際的な労働関連の公約に定められた原則を国内法に盛り込み、これを遵守するよう努めることに合意している。これら協定はまた、市民社会の参加と、紛争解決のためのメカニズムも定めている（下記の項を参照）。

トルコとの協定（2011年）において、締約国は1998年 ILO 宣言の遵守だけでなく、ILO への加盟も公約している。P4 や香港との協定と比較すると、労働法の実効的執行義務が追加されているが、市民社会の関与や紛争解決に向けた協議は定められていない。同じような公約はペルーとの協定（2009年）にも見られる。しかし、MoU の適用範囲は「すべての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約」に従い、移民労働者の保護にも拡大されている。また、協力のための分野と活動を特定するため、市民社会の参加（労使を含む）も定められている。

最後に、パナマとの協定（2008年）に付随する労働協力協定、および、コロンビアとの協定（2009年）における労働条項においても、チリの上記の協定と同じ公約（移住を除く）が盛り込まれているが、コロンビアおよびパナマとの間のこれら協定は、労働法または国内法の定義や適用範囲にも触れている⁶⁵。さらに、紛争解決のための協議メカニズムも盛り込まれている。

紛争解決メカニズム

協議による労働問題の紛争解決メカニズムを盛り込んでいるチリの協定は、4件（P4、香港、パナマおよびコロンビア）のみであるが、うち1件（トルコ）は、協定の一般的紛争解決メカニズムの適用を認めている。しかし、金銭的制裁や貿易制裁の規定はない⁶⁶。これら協定は、労働条項の解釈、実施または適用に関する問題に、まず対話と協議と通じて取り組まねばならないことを強調している。このプロセスにおける協議は、当事国がその国内窓口を通じて行う。当事国が窓口を通じて問題を解決できない場合、コロンビアとの協定では、ハイレベル会合で紛争に取り組むことになっているのに対し、パナマとの協定においては、当事国が労働協力に関する合同委員会に申立てを行うことができる。P4 または香港との協定の場合、関係当事国の合同会合での議論と協議で問題を解決することができる。トルコとの協定では、例えば一方の当事国が協定に基づく義務を遵守しない場合、他方の当事国が紛争解決メカニズムを発動できる（協力、協議または合同委員会で問題が解決できないことが条件）。その結果、最終的には仲裁パネルが設置され、拘束力のある最終報告書が発行される可能性がある。一方の当事国が（合理的な期間中に）これに従わない場合、当事国は相互に満足できる補償について交渉できるが、これが不可能な場合には、原告側の当事国が最終的に、譲許またはその他の義務を停止することができる⁶⁷。現在までのところ、これらいずれかの協定において紛争解決メカニズムが発動されたという証拠は得られていない。

⁶⁵ Labour legislation refers to laws and regulations of each party related to the internationally recognized rights of: freedom of association and collective bargaining; prohibition of all forms of forced or compulsory labour, minimum working age and eradication of the worst forms of child labour; elimination of discrimination in employment and occupation; and acceptable working conditions with respect to wages, working hours and occupational health and safety.

⁶⁶ In Chilean agreements the mechanisms for dispute resolution are labour specific. The general dispute settlement mechanism applicable to all the agreement, generally (except with the case of Turkey) does not apply to labour matters.

⁶⁷ To apply these measures, Art. 48 of the agreement provides for the procedure.

D 結論

本章では、ますます多くの国々が貿易政策の根本的要素として、労働基準の促進と保護を検討していることを示した。このことは貿易政策関連の戦略文書だけでなく、労働条項を盛り込んだ貿易取り決めの増大にも反映されている。貿易協定における労働基準への言及増加は、貿易政策と社会政策が相互に関連し、開発政策の相互補強的な柱になるという貿易当事国の認識を明らかにするものである。しかも、特に主要な推進国における労働条項の進展は、協定において労働者の権利がより包括的に促進されていることを反映している。

貿易取り決めや片務的取り決めへの労働条項の盛り込み方は、国によって異なっている。米国の場合、労働者の権利の実効的な執行が、さまざまな形で強調されている。具体的には、労働法や労働慣行の改革に関する批准前要件が、能力構築と進捗状況評価のための協力活動やモニタリング報告書と組み合わせられている例が挙げられる。EUにおいては、持続可能な開発を重視したモデルが、ILOの「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）課題」、ILO基本条約、「完全雇用とディーセント・ワークを開発目標とする国連宣言」といった多くの革新的手段も考慮し、対話の促進とディーセント・ワーク構成条件の設定を図っている。カナダが、労働者の権利の段階的拡張を重視する一方、チリの協力活動に対する国別アプローチも、より革新的で広範囲に及ぶ労働慣行関連問題への取り組み方を発掘しようという趨勢を反映している。

しかし、本報告書は、労働条項についてどのような手法を採用するかに関係なく、労働者にとっての貿易の社会的利益を向上させつつ、持続可能な企業を育てるという目標を、各国が共有していることを確認した。そのためには、政府や労働組合、使用者団体など、すべての利害関係者が関与する実施戦略が必要である。その実施状況と結果については、社会経済的な結果と、各種利害関係者が参加する制度的メカニズムを取り扱う以下の各章でさらに検討する。

参考文献

- Agusti-Panareda, J.; Puig, S. 2015. “Labor Protection and Investment Regulation: Promoting a Virtuous Circle”, in *Stanford Journal of International Law*, Vol. 51, pp. 105–117.
- Behrens, M.; Janosch, H. 2012. “Great ‘Normative Power’: The European and American trade approaches with Chile and Mexico”, in *European Foreign Affairs Review*, Vol. 17, No. 3, pp. 367–386.
- Bieszczat, F. 2008. “Labor provisions in trade agreements: From the NAALC to now”, in *Chicago-Kent Law Review*, Vol. 83, No. 3, pp. 1387–1408.
- Bjorklund, A.K. 2013. “The role of counterclaims in rebalancing investment law”, in *Lewis & Clark Law Review*, No. 17, pp. 461–480.
- Boie, B. 2012, *Labour related provisions in international investment agreements*, Employment Working Paper No. 126 (ILO).
- Bolle, M.J. 2016. *Overview of labor enforcement issues in free trade agreements* (Washington, DC, Congressional Research Service).
- Cassarino, J-P. 2008. *Patterns of circular migration in the Euro–Mediterranean area: Implications for policy-making* (Badia Fiesolana, European University Institute).
- Compa, L.; Vogt, J. 2001. “Labor rights in the Generalized System of Preferences: A 20-year review”, in *Comparative Labor Law & Policy Journal*, Vol. 22.
- Ebert, F. 2009. *Between political goodwill and WTO-law: Human rights conditionality in the Community’s new scheme of Generalised Tariff Preferences (GSP) ZERP Working Paper Series 8/2009*.
- ; Posthuma, A. 2011. *Labour provisions in trade arrangements: Current trends and perspectives* (Geneva, International Institute for Labour Studies (IILS), ILO).
- European Commission. 2016. *The EU Special Incentive Arrangement for Sustainable Development and Good Governance (‘GSP+’) covering the period 2014 – 2015. Joint Staff Working Document, 28 January (Brussels)*.
- . 2015. *Trade for all: Towards a more responsible trade and investment policy (Luxembourg)*.
- European Council. 2006. *Review of the EU Sustainable Development Strategy (EU SDS) Renewed Strategy, 26 June (Brussels), Annex*.
- General Agreement on Tariffs and Trade (GATT)*. 1971. *Generalized System of Preferences; Decision of 25 June 1971, L/3545 (June 28)*. Available at: https://www.wto.org/gatt_docs/English/SULPDF/90840258.pdf.
- . 1979. *Differential and More Favourable Treatment, Reciprocity and Fuller Participation of Developing Countries; Decision of 28 November 1979, L/4903 (December 3, 1979)*

Government of Canada. 2015. *Negotiating and implementing international labour cooperation agreements*.

In the Matter of Guatemala. 2015a. *Initial written submission of the United States, Before the Arbitral Panel of the Dominican Republic–Central America–United States Free Trade Agreement (CAFTA–DR) – Issues Relating to the Obligations Under Article 16.2.1(a) of the CAFTA–DR*, Nov. Available at: <https://ustr.gov/sites/default/files/US%20Initial%20Written%20Submission.pdf>.

—. 2015b. *Initial written submission of Guatemala*, Feb. Available at: <https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/labor/NON-CONFIDENTIAL%20-%20Guatemala%20-%20Initial%20written%20communication%20%202-02-2015.pdf>.

—. 2015c. *Rebuttal submission of the United States*, Mar. Available at: https://ustr.gov/sites/default/files/files/Issue_Areas/Labor/US%20Rebuttal%20Submission.pdf.

—. 2015d. *Rebuttal submission of Guatemala*, Apr. Available at: https://ustr.gov/sites/default/files/files/Issue_Areas/Enforcement/WTO/Pending/Rebuttal%20Submission%20of%20Guatemala.pdf.

—. 2015e. *Written views of the American Federation of Labor–Congress of Industrial Organization*, Apr. Available at: <https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/DS/Submissions%20of%20NonGovernmental%20Entities.pdf>.

Inside US Trade. 2015. “Initial ruling in US–Guatemala labor case delayed by three months”, Nov. 2015.

ILO. 2004. *Report of the Commission of Inquiry appointed under Article 26 of the Constitution of the International Labour Organization to examine the Observance by the Government of the Republic of Belarus of the Freedom of Association and the Protection of the Right to Organise Convention, 1948 (No. 87) and the Right to Organise and Collective Bargaining Convention, 1949 (No. 98)*.

—. 2009. *World of Work Report 2009: The Global Job Crisis and beyond* (Geneva, International Institute for Labour Studies (IILS)).

—. 2010. *Exploatarea Copilului – Condamnare la Sărăcie: Rolul și responsabilitățile actorilor sociali în acțiunile de prevenire și combatere a muncii copiilor în Republica Moldova* [Exploitation of child labour – Condemning poverty: The role and responsibilities of social actors involved in prevention and combating of child labour in the Republic of Moldova] (Geneva, International Programme on the Elimination of Child Labour (IPEC)).

—. 2012. *Resolutions adopted by the International Labour Conference at its 101st Session*, International Labour Conference (ILC), 101st Session, Geneva, 2012.

—. 2013. *Studies on growth with equity. Social dimensions of free trade agreements* (Geneva, IILS).

Jones, V.C. 2015. *Generalized System of Preferences: Background and Renewal Debate* (Washington, DC, Congressional Research Service).

Kolben, K. 2006. “The New Politics of Linkage: India’s Opposition to the Worker’s Rights Clause”, in *Indiana Journal of Global Legal Studies*, Vol. 13, No. 1, Article 8, pp. 225–259.

Lazo, P. 2009. *Trade agreements and their relation to labour standards: The current situation*, International Centre for Trade and Sustainable Development (ICTSD) programme on EPAs and regionalism issue paper No. 3.

—. 2014. *Implementacion de las clausulas sociales en los tratados de libre comercio. La experiencia de Chile*, background paper (Geneva, ILO Research Department).

Miller, M.A. 1996. “Will the circle be unbroken? Chile’s accession to the NAFTA and the fast-track debate”, in *Valparaiso University Law Review*, Vol. 31, No. 1, pp. 153–190.

Oehri, M. 2015. “US and EU Labor Governance in the Dominican Republic: Contrasting the CAFTA–DR and the CARIFORUM–EPA de jure and de facto”, in *Bulletin of Comparative Labor Relations*, Vol. 89, pp. 93–112.

—. Forthcoming. *Comparing the Effectiveness of Different Implementation Mechanisms in the Promotion of Labor Provisions in US and EU FTAs: The Empirical Evidence from Mexico, Morocco, and the Dominican Republic*, background paper (Geneva, ILO Research Department).

Orbie, J.; Portela, C. 2014. “Sanctions under the EU Generalized System of Preferences and foreign policy: Coherence by accident?”, in *Contemporary Politics*, Vol. 20, No. 1, pp. 63–76.

Orbie, J.; Tortell, L. 2009. “The New GSP+ beneficiaries: Ticking the box or truly consistent with ILO findings?”, in *European Foreign Affairs Review*, Vol. 14.

Prislan, V.; Zandvliet, R. 2013. “Labour provisions in international investment agreements: Prospects for sustainable development”, in *Yearbook of International Investment Law and Policy 2012/2013* (New York, Oxford University Press).

Ranjan, P. 2012. *India’s international investment agreements and India’s regulatory power as a host nation* (London).

UNCTAD. 1968. *Expansion and Diversification of Exports of Manufactures of Developing Countries*, Resolution 21(II). Available at: http://unctad.org/en/Docs/td97vol1_en.pdf.

—. 2006. *Investment provisions in economic integration agreements* (New York and Geneva).

—. 2010. *Generalized System of Preferences: Handbook on the Scheme of the United States of America* (New York and Geneva).

—. 2015. *World Investment Report: Reforming international investment governance* (New York and Geneva).

USDOL; Honduran Secretariat of Labor and Social Security. 2015. *Joint statement of the United States Department of Labor and Honduran Secretariat of Labor and Social Security regarding the Public Report of Review on U.S. Submission 2012-01 (Honduras)*.

US Department of State. 2008. *Belarus*, background note.

United States Government Accountability Office (USGAO). 2014. *Free trade agreements: US partners are addressing labor commitments, but more monitoring and enforcement are needed*, report to Congressional Requesters, U.S. GAO-15-160.

USTR. 2012. *Hope II 2012 USTR annual report on the Implementation of the Technical Assistance Improvement and Compliance Needs Assessment and Remediation (TAICNAR) program and assessment of producer eligibility*.

—. 2013a. *Hope II 2013 USTR annual report on the Implementation of the Technical Assistance Improvement and Compliance Needs Assessment and Remediation (TAICNAR) program and assessment of producer eligibility*.

—. 2013b. *Statement by the US Government on labor rights and factory safety in Bangladesh*. Available at: <http://www.state.gov/r/pa/prs/ps/2013/07/212209.htm>.

—. 2014a. *Fact sheet: New initiative to improve labor rights in Burma*. Available at: <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/fact-sheets/2014/November/New-Initiative-to-Improve-Labor-Rights-in-Burma>.

—. 2014b. *President Obama removes Swaziland, reinstates Madagascar for AGOA benefit*. Available at: <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/pressreleases/2014/June/President-Obama-removes-Swaziland-reinstates-Madagascar-for-AGOA-Benefits>.

—. 2014c. *United States proceeds with labor enforcement case against Guatemala*. Available at: <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2014/September/United-States-Proceeds-with-Labor-Enforcement-Case-Against-Guatemala>.

—. 2014d. *Hope II 2014 USTR annual report on the Implementation of the Technical Assistance Improvement and Compliance Needs Assessment and Remediation (TAICNAR) program and assessment of producer eligibility*.

—. 2015a. *GSP review of Bangladesh recognizes progress, urges that more needs to be done on worker safety and rights*. Available at: <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/pressoffice/press-releases/2014/July/GSP-Action-Plan-Review-Finds-Need-to-Improve-Worker-Rights-Safety-in-Bangladesh>.

—. 2015b. *Hope II 2015 USTR Annual Report on the Implementation of the Technical Assistance Improvement and Compliance Needs Assessment and Remediation (TAICNAR) program and assessment of producer eligibility*.

Vandevelde, K. 2013. “Rebalancing through exceptions”, in *Lewis & Clark Law Review*, Vol. 17, No. 2, pp. 449–459.

Velluti, S. 2014. “The trade-labour linkage in the EU’s Generalized System of Preferences”, in *Studia Diplomatica* LXVII-1, pp. 93–106.

Vogt, J. 2014. “Trade and Investment Arrangements and Labor Rights”, in L. Blecher, N.K. Stafford, and G. Bellamy (eds): *Corporate responsibility for human rights impact: New expectations and paradigms* (Washington, American Bar Association).

—. 2015. “A little less conversation: The EU and the (non) application of the labour conditionality principle in the Generalised System of Preferences (GSP)”, in *The International Journal of Comparative Labour Law and Industrial Relations*, Vol. 31, No. 3.

第2章 労働条項の労働条件への影響

主な分析結果

- 本章では、労働条項の効果を、その貿易、労働者の権利および労働条件に対する影響という点で評価する。また、これまでの協定において、各国で労働条項を実施し、結果を評価するための政策手段として用いられてきた4つの主要な制度的メカニズムを判別する枠組みを開発する。
- 総計レベルでの実証的分析の当初結果によると、労働条項は平均して男女の現役世代のより多くを労働力に取り込むこと、特に女性の労働人口を増大させることで、労働参加率にプラスの効果を及ぼしている。分析結果を見る限り、労働条項は労働市場のその他の結果に何ら影響を及ぼしていない。但し、労働条項が少なくとも一部の国々の国内レベルで影響を及ぼしている可能性は残る。
- 本章では、労働基準の実施と執行が貿易を縮小させるという主張を裏づける証拠がないことも確認する。調査結果は、労働条項の有無にかかわらず、貿易協定は協定締約国間の貿易をそれぞれ同程度に推進することを示している。労働条項を伴う有効な貿易協定の締約国について、各国の経済規模、地理的距離その他の特徴に基づく推計を行うと、二国間貿易は平均して、協定がなかったと想定した場合よりも28%増大していると思われる。この分析結果を裏づけるように、労働条項があることによって、貿易の流れが貿易協定の非締約国へとシフトしているという証拠も存在しない。
- 国別分析では、貿易協定における労働条項の実施状況と、労働条件に対する全般的影響が、より詳細に判明する。分析結果には差異がある。例えば、CAFTA-DRの事例では、能力構築が非国家主体の持続的関与により促進され、労働監督官や裁判官の増員や、訓練の改善など、数多くの具体的な制度的、法的改善につながった。その一方で、米・カンボジア二国間繊維協定（CUSBTA）の事例では、モニタリングやコンプライアンスなど、企業レベルでの本格的介入により、ジェンダー間の賃金格差を含め、各企業で賃金面の改善が見られた。バングラデシュでは、ラナ・プラザ崩落の惨事が「持続可能性協約」などの利害関係者間のイニシアチブを含め、片務的取り決めと連動する数多くの活動の発端となった。
- これらの調査結果は、社会的対話に裏づけられた法改革、能力構築、および、モニタリング・メカニズムと、労働市場における結果との間に存在する関係を明らかにしている。しかし、この影響の持続可能性、すなわち、労働市場における結果の長期的で幅広い変化をいかに促進するかが、引き続き重要な課題となっている。この意味で、補完的な国内政策は極めて重要な役割を果たす。

序

貿易は特に市場アクセスの改善と輸入品の価格低下が一定の集団の所得増大につながるといって、好ましい影響をもたらす。しかし、学術文献は特に仕事の質と所得分配という点で、貿易の労働市場への影響についてまちまちの分析結果を示している。特に、大半の国々では1980年代以来、所得の不平等が広がる傾向が見られているが、その原因のひとつは貿易と投資の自由化にある。

事実、いくつかの研究は、このような労働市場における効果が制度的要因に大きく依存すると論じている。この文脈において、貿易関連の労働条項は、中核的な労働者の権利に関する最低限の基準を促進するという構成条件に配慮することにより、不平等に対処しながら成長の便益を推進するための選択肢のひとつと考えることができる。また、こうした構成条件は、持続可能な開発に向けた競争で公平な条件を整備するための前提条件であるとみなすこともできる（Doubbia-Henry and Gravel, 2006）。

本章は、労働条項を伴う貿易協定が締約国の労働市場へ与える影響を評価する初の試みである。この評価に当たっては、実証的国際分析を通じた直接的評価と、数か国における実施メカニズムの分析を通じた間接的評価をともに行う。労働条項を伴う協定の多くは最近になって締結されたため、その影響を判断するには時期尚早である事例も多いが、本章の分析は、過去 20 年以上にわたって実施されてきた幅広い労働条項を対象としている。

本章ではまず、貿易と労働市場における効果の間の既知の関連性について、簡単に振り返る。B 節では、労働条項の実施に用いられる政策的手段に基づき、実効性を評価するための一般的分析枠組みを開発する。C 節では、労働条項の各種労働市場指標と貿易に対する影響を、国際的な観点から評価する。この分析では、貿易協定に労働条項を盛り込むことが、これを盛り込まない場合と比べて、労働市場や貿易に異なる影響を及ぼす可能性があるか否かに焦点を絞る。最後に D 節では、EU や米国との間で片務的・二国間貿易協定を締結している国々につき、詳細な事例研究を提示する。この事例研究は、策定・実施メカニズムに対する理解を深めることが、その影響を判定するうえで最も重要であるという想定から出発している。この関連で、社会的対話により裏づけられた法改革、能力構築およびモニタリング・メカニズムと、労働市場における結果との間に、どのような相互関連性があるのかという点に注視する。

A 貿易と労働の関連性: 証拠の概観

本章ではまず、学術文献に基づき、貿易と雇用の諸側面との間の関連性について検討する。これは理論的にも実証的にも困難が伴う作業である。第 1 に、多種多様な研究から一般的な結論を導出することは難しい。研究結果は、採用された想定（完全雇用、完全競争、規模に対する収穫一定など）、用いられた指標（貿易、関税、輸出入量を測定するものなど）および計量経済学的手法（時系列分析、差分の差分、計算可能一般均衡など）の違いによって、大きな影響を受けるからである。さらに重要なのは、各国特有の条件（労働市場、社会的制度など）が貿易の労働市場への影響の判定に大きな役割を演じるという結論が研究から導き出されるという点である。この点を念頭に、本節では、雇用と仕事の質に関する主な研究結果を簡単にまとめることとする。

雇用創出

貿易の雇用に対する影響に関する理論的スタンスは、この 30 年間に大きく進化した。完全雇用を想定する従来の貿易理論は⁶⁸、貿易の結果として産業間で雇用が移動することを強調するが、雇用される労働者の総数の変化を考慮していない。よって、比較的新しい理論は、貿易の結果に対する理解を深めるため、異なるメカニズムを探索し⁶⁹、異なる角度から貿易の雇用創出への影響を探求するための余地を生み出した。

実証的観点から見ると、総計レベルにおいて、貿易と雇用創出（失業率）の間には、正（負）の関係が存在するように思われる⁷⁰。しかし、国別、部門別双方のレベルで、かなりの不均質性が見られる。多くの研究では、貿易の成長が特に製造業と農業において、失業率の上昇と雇用の破壊をもたらし⁷¹、部門横断的に労働構成を変化させるという結果が出ている。その一方で、正味の雇用増が雇用破壊を上回るとする研究もある⁷²。また、異なる種類のスキル（熟練労働と単純労働）や⁷³、異なる種類の企業（生産性が高い企業と低い企業）⁷⁴に係る労働需要の変化によっては、同一部門内で雇用の創出と破壊がともに起こるといった証拠もある。

仕事の質

仕事の数の変化に加え、仕事の質の変化という影響が生じることもある。この観点から、例えば貿易の増大がインフォーマル雇用を増大させるか否かに関する分析が行われている。論理的研究と同様⁷⁵、実証的研究の結果もまちまちであるが、主として競争の激化による

⁶⁸ For instance, according to the Heckscher–Ohlin model, countries specialize in the production of the goods which use the most abundant factor.

⁶⁹ For example, on intra-industry trade (Helpman and Krugman, 1985) and on firm heterogeneity (Melitz, 2003; Helpman et al., 2012).

⁷⁰ See, for example, Felbermayr, Larch and Lechthaler (2013); Dutt, Mitra and Ranjan (2009); McMillan and Verduzco (2011).

⁷¹ For example, Weisbrodt, Lefebvre and Sammut (2014); Peluffo (2013); Trefler (2004).

⁷² For ASEAN countries, see Plummer, Petri and Zhai (2014).

⁷³ See Crinò (2010) for service in Italy.

⁷⁴ See Melitz and Redding (2014) for references.

⁷⁵ From a theoretical point of view, trade can impact informality both negatively and positively according to the mechanisms in play. For example, on the one hand, increased foreign competition can lead to a higher probability of formal workers being dismissed (Goldberg and Pavcnik, 2003). On the other hand, as exporting firms have a higher probability of being subject to scrutiny (exports have to cross customs), they might be discouraged from hiring informal workers (Paz, 2014).

インフォーマル雇用の増大を指摘する向きがある⁷⁶。これに対し、貿易の増大は、生産性の低いインフォーマル企業を産業から追い立てるとともに、企業が技術を向上させ、より良い作業条件を提供することを可能にすることで、インフォーマル雇いを減少させる可能性がある⁷⁷と論じる研究もある⁷⁷。

その他大きな議論の問題は貿易が賃金分配に影響を与える可能性である。従来の理論によれば、貿易はその国で最も賦存量の多い要素の実質的収益を増大させる⁷⁸。よって、自由貿易の文脈で見ると、先進経済国では熟練労働者の所得が上昇し、賃金格差が広がるのに対し、開発途上国では、その逆の現象が見られるはずである。ところが1980年代以来、賃金の不平等は、先進国途上国を問わずほとんどの国で生じており、従来の理論が現実とそぐわなくなっている。しかも似通った労働者の間（熟練労働者と単純労働者の間だけでなく）でも、賃金格差の拡大が見られている。新たな理論も企業レベルでの格差を指摘し、労働市場摩擦にその原因を求めている⁷⁹。ここから浮かび上がるのは、貿易が賃金の不平等に与える影響はおそらく一方向的ではなく、企業レベルでの不均質性や制度的対応が、貿易の影響を決めるうえで重要な役割を演じているということであろう（Helpman, Itskhoki and Redding, 2011; Pavcnik, 2011）。

しかし、実証的観点から見れば、貿易の増大は賃金格差を拡大させるとする研究が多数を占めている（OECD, 2013; Rosnick, 2013; Krugman, 2008; Feenstra and Hanson 2001）。その中には、スキル偏向的技術革新が演じた役割に比べ、この影響規模は小さいと論じる向きもある⁸⁰。貿易協定に関する研究結果も、貿易の賃金格差への影響の増大を指摘するか、少なくとも不平等を縮小させる影響の不在を示している⁸¹。

ジェンダーの観点から見ると、貿易自由化が女性にとっての雇用機会を創出し、賃金のジェンダー格差を縮小させるとする研究が数多い（Oostendorp, 2009; Klein, Moser and Urban, 2010）。このような結果は、単純労働に対する需要増や、貿易による女性の生産性向上に起因する可能性もあるが、基準の高い国々からの貿易を通じた波及効果により、女性の経済的権利が改善したことによっても考えられる（Neumayer and De Soysa, 2011）⁸²。しかし、労働市場に参加する女性にとって、賃金格差や障壁はまだ残っている。多くの研究はこの点に関し、スキルや企業・部門レベルでの差異、各国特有の条件が、貿易から女性が受ける利益を決定づけるうえで極めて重要な役割を果たすことを明らかにしている（Juhn, Ujhelyi and Villegas-Sanchez, 2014; Aguayo-Tellez, 2011; Tejani and Milberg, 2010; Korinek, 2005）。

上記の研究から浮かび上がるのは、貿易それ自体の労働市場における結果に対する影響を一般化することはほぼ不可能だという全体像である。事実、このような結果が制度的要因によって大きく左右されるとする研究もある（Amiti and Davis, 2012; OECD, 2011）。この文脈において、国内と第三国での労働基準を高めるための措置を貿易協定に盛り込むことが、ひとつの選択肢として用いられてきたのである。しかし、これら条項にどの程度の効

⁷⁶ See Munro (2011) for a list of studies and Acosta and Montes-Rojas (2013) for Argentina.

⁷⁷ See Aleman-Castilla (2006) for the impact of NAFTA in Mexico. In this regard, the ILO Transition from Informal to Formal Economy Recommendation (2015) is an important step providing a way forward. It stipulates that member States adopt comprehensive employment policies including those related to trade and those promoting sustainable enterprises in order to restrain informal employment.

⁷⁸ Stolper-Samuelson theorem.

⁷⁹ See Harrison, McLaren, and McMillan (2011) for an overview.

⁸⁰ See, for example, Jaumotte, Lall and Papageorgiou (2013); Katz and Autor (1999). However, it has also been argued that trade can modify the production methods by firms and accelerate the technological change, so the impact of SBTC on inequality “can be traced back” to trade (Krugman, Obstfeld and Melitz, 2012, p. 96).

⁸¹ See Aleman-Castilla (2006) for Mexico after NAFTA, and Peluffo (2013) for Uruguay after the Common Market of the Southern Cone (MERCOSUR).

⁸² Neumayer and De Soysa (2011) examine the impact on both legislative changes and enforcement of laws.

果があったのか、そして、その効果はどのようにして評価できるのかという問題も生じてくる。本章の以下の各節は、この問題に関する知見の提供をねらいとしている。

B 労働条項の影響評価

国際貿易協定中の労働条項と、各企業における実際の労働条件と労働者の権利との因果関係の連鎖は、複雑である⁸³。事実、労働条件は、一例を挙げただけでも、労働関連の法令、労働市場機構、経営上の意思決定、文化、技術水準を含め、マクロ、ミクロレベルの数多い要因によって影響を受けかねない。

実務では、労働条項を伴う貿易協定は、さまざまな形で用いられるいくつかの主要な政策メカニズムから構成されている。本節では、こうしたメカニズムに簡単に触れたうえで、その労働条件との関連性について論じる。

図 2.1 は、労働条項の形式で貿易協定に典型的に盛り込まれる 5 つの主要な政策的手段と、これらが労働条件や労働者の権利に影響を及ぼす因果経路を示している。この図と政策的手段の説明は、Aissi, et al. (近日刊行予定) から抜粋したものである。

- i. *批准前措置*とは、協定批准の前提条件として義務づけられる制度改革または法改革を指す。この政策的手段は、実際の協定の一部ではなく、その批准のための前提条件であるという点で、他の手段と異なっている。このような批准前措置は通常、労働法の国際労働基準への適合からなっているが、CAFT-DR の事例のように、一方の当事国（通常は開発が遅れている国）の技術的執行能力の向上をねらいとすることもある。
- ii. *技術協力*とは、相手国に技術的援助と資金を提供するすべての措置を指す。技術協力は原則的に国家能力の育成をねらいとしているが、例えば経営者やコンプライアンス責任者の研修、または、対話や団体交渉のための制度強化を通じ、利害関係者の能力や企業の能力の向上を目指すこともある。
- iii. *モニタリング活動*とは、一定期間中に他の政策レベルを通じて実現した進捗状況の組織的審査を指す。そのねらいは、透明性を高めるとともに、労働関連問題の現状に関する情報を各主体に提供することにある。モニタリングは国家間の報告のほか、紛争解決プロセスの開始に繋がりうる申立ての提出等による利害関係者の関与、または、官民パートナーシップ（例えば、ILO/IFC「ネットワーク・プログラム」における企業レベルでのモニタリング）といった形態を取りうる。
- iv. *紛争解決*は、政府間の協議、EU 協定の場合のような専門家パネルの活用、または、米国やカナダの協定に多い仲裁とこれに続く制裁の可能性といった形態を取りうる。紛争解決メカニズムは、国家能力の不備に対応するよう意図されているが、特定の企業または違反の概略を示し（第 3 章を参照）、それによって各企業レベルでの行動を促すこともある。
- v. *経済的（ディス）インセンティブ*とは、労働条項で合意された措置の遵守または違反の場合に生じる経済的な利益または費用を指す。想定される例としては、遵守の場合の輸出増大や、遵守が滞った場合の罰金の支払いが挙げられる。インセンティブとディスインセンティブは、国家と企業の双方のレベルで実施

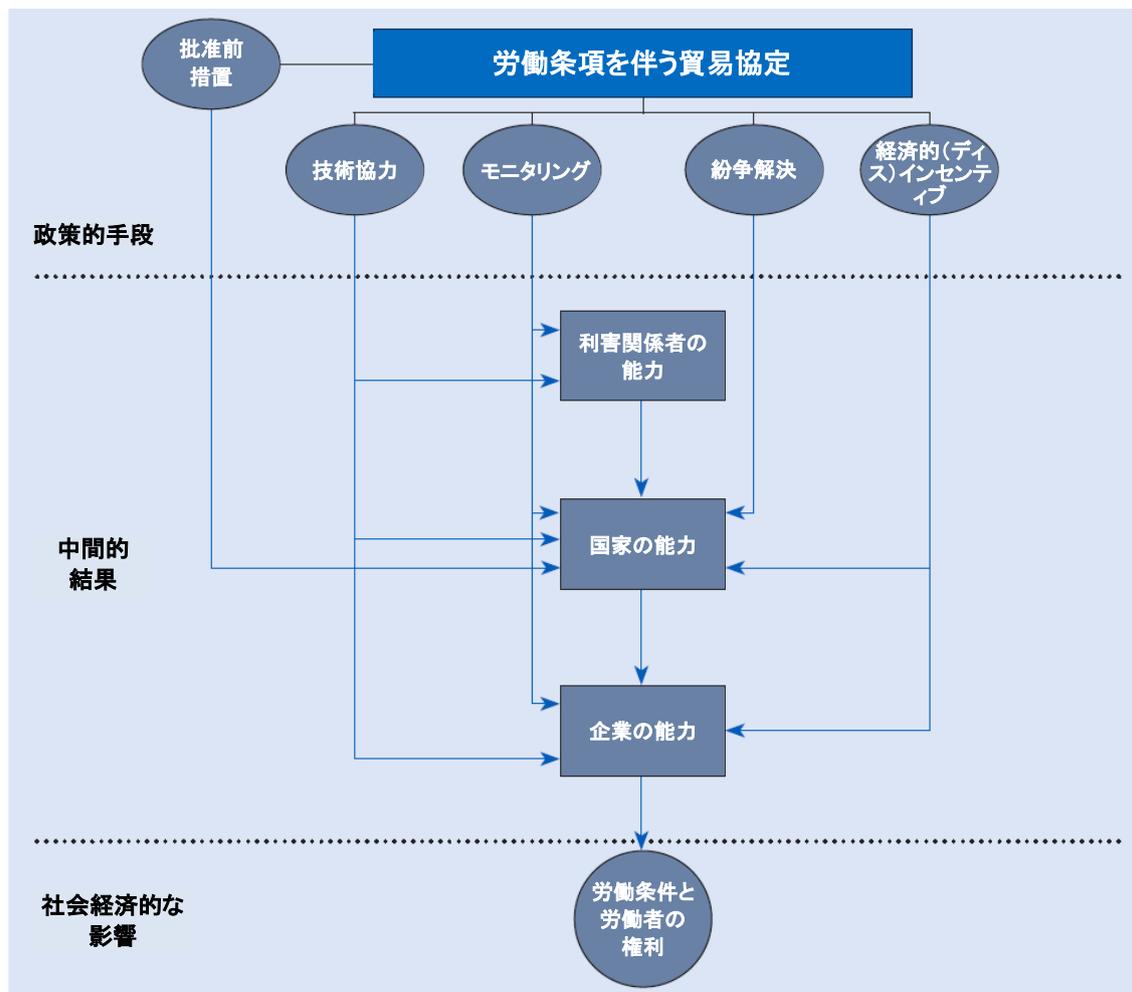
⁸³ The limitations of empirical work in this regard are also stressed by OECD (1996), Witte (2008) and Salem and Rozenal (2012).

できるが、モニタリング・メカニズムまたはその有効性向上と組み合わせるべきである。

図 2.1 が示すのは、労働条項が 5 つの政策的手段を特定の組み合わせたものであり、通常は国家、企業および利害関係者の能力向上をねらいとするものであることである。このねらいが達成されれば、企業レベルで労働者の権利と労働条件が実際に改善される可能性もある。このように、労働条項は国や企業にとっての制度的枠組みの変化を促進しうるのである。

労働条項が労働条件に影響を及ぼすうえで重要な要因のひとつとして、国家が労働条項を執行する能力が挙げられるが、その一方で、政治的な優先づけの欠如は、実効性の大きな障害となりうる。政治的意思の不足を緩和しうる要因としては、参加型民主主義の促進等による透明性と説明責任の強化が挙げられよう。この点に関し、社会的対話の強化は、労働条件改善に向けた社会的圧力を増す可能性があることから、欠かせない要因であると論じられている。

図 2.1. 労働条項と労働条件: 各種政策的手段の因果経路



出典: ILO 調査局

よって、具体的協定に係る労働条項を策定する際には、まず既存の制度的要因の強みと弱み、および、それらとの関連性（例えば、社会的パートナーの機構または関与）を分析することが重要となる。そのうえで、労働条項に体现される政策的手段の選択には国家、企業および関係者の能力に関する各国の現状を反映させるべきである。図 2.1 には、政策的手段の結果として生じることも、生じないこともありうる貿易の歪曲や雇用への負の影響といった、経済的副作用の可能性を示していない。こうした意図せぬ影響はしばしば貿易協定に労働条項を盛り込まないことを正当化する理由のひとつとなっているため、C 節では、これについてさらに詳しく検討する。

C 労働条項の評価:国際的なマクロの影響の有無

上記の枠組みに基づき、本節では、国際的なマクロレベルでの労働条項の影響に関する実証的証拠を提供する。ここでの分析には、貿易協定に労働条項を盛り込み、主要な労働市場指標との間の関係を確定するというねらいがある。本節はそのうえで、労働基準が国際的な貿易の流れに影響するか否かを見ることにより、経済的な副作用（または意図せぬ効果）を検討する。

労働条項、ILO 条約の批准、労働市場における結果

労働条項の労働条件への効果は間接的であることが多く、制度的な変化や労働市場における結果となって具現化するまでに、何年もの期間を要することがある（Box 2.1 を参照）。しかし、労働条項を伴う初の貿易協定成立からすでに 20 年が経過しており、その後もこの種の協定が増大していることを考えれば、いくつかの影響が労働市場における結果の変化となって、目に見える形で表れている可能性もある。但し、貿易協定における労働条項の効果に関する証拠は、相対的に少ないことに留意すべきである（Box 2.2 を参照）。

Box 2.1 労働条項の労働条件に対するマクロの影響を評価する際の方法論的留意点と課題

労働条件を改善するうえでの労働条項の効果は、事前的または事後的に評価できる。いずれの手法にも、簡単には克服できない一定の課題があるため、これによって分析の範囲が制約されかねない。事前評価は、労働条項と関連する政策的手段の実施以前の、まったくデータが入手できない段階で、労働条件への影響を検討するものである。したがって、貿易協定に労働条項が盛り込まれた場合、労働条件その他の関心対象となる変数がどう動くかを予測するものである。事後評価手段は通常該当するメカニズムがよく知られ、特定されている場合に、最善の結果を生み出す。しかし、図 2.1 で見たとおり、政策的手段が労働条件に影響を与える正確なメカニズムは曖昧かつ複雑である。

本章で専ら活用する事後評価では、実績データを用いる。このような実証的戦略にも、一定の課題がある。第 1 に、「労働条件」とは「雇用関係と労働者の職場での福祉に影響する」数多くの主題を指す概念であり（ILO, 2013a, p.1）、勤務時間や休憩時間、年次休暇、勤務日程から報酬（最低賃金を含む）や雇用に関する契約、手続きおよび解除、さらには職場の物理的条件（労働安全衛生など）に至る幅広い要素を包含している。

ILO は「女性と男性が自由、公平、安全および尊厳のある条件下で生産的なディーセント・ワークに就ける機会を促進することをねらい」とし、180 件を超える条約と約 200 件の勧告を採択している（ILO, 2014, p.7）。よって、労働条件を「一般的」に、すなわちそれ以上特定せずに分析したり、測定したりすることは不可能に等しい。貿易協定における労働条項が労働条件に及ぼす影響を定量的に測定しようとする試みが可能となるのは、こうした条項が十分に特定された場合のみである。

第 2 に、これら統計の多くは、豊富なマイクロ・データセットを必要とするが、これらはしばしば、家計調査や労働力調査から抽出する必要がある。多くの開発途上国では、こうしたデータがそもそも入手できないか、時系列で比較対照できない。ところが、貿易協定における労働条項は、特に開発途上国との協定で多く見られるのである。このデー

タ不足は、定量的分析可能な範囲を厳しく制約する。貿易協定における労働条項がそれ以上特定されていない場合、すなわち、対象とすべき一定の事項（児童労働、労働時間、差別など）がはっきりと定められていない場合、一般的に測定は不可能となり、定量的分析も行えなくなる。採択された貿易協定における労働条項の多くが、最近のものであるという事情も相まって、研究者が利用できる時系列データは少なく、はっきりとした結論を出すためには不十分なことも多い。

一般的に、マクロレベルではより多くの時点でのデータが入手できるが、このレベルで測定できる労働条件はほとんどない。賃金や労働力率といった代用指標はいくつかあるが、こうした変数は、マクロレベルで難しい数の潜在的影響要因に左右される。

Box 2.2 労働条項の労働条件に対する影響に関するこれまでの研究結果

事後分析に関し、Witte (2008) は、貿易協定における労働条項の効果に関する学術文献が不足している原因を、主としてこうした条項が最近になって設けられたという事実だけでなく、労働条項が労働条件にどのように影響するかに関し、一般的に広く認められた理論がないという点にも求めている。いくつかの研究はあるが、これらによれば、その影響は限定的である。

OECD (1996) は、実証的証拠は少ないものの、中核的労働基準が賃金や生産性といった経済的結果にどう影響するかを評価している。OECD (1996) が行った経済的影響の事前評価は、定性的分析に限定されている。実際のところ、定性的事前分析を行うためには、主な変数を定量化し、因果関係のメカニズムを特定する構造方程式システムを確立する必要がある。现阶段で、このような理論的モデルは存在しないが、これを構築するためには、労働基準と経済変数との間の関連性に対する理解を深める必要がある。

Doumbia-Henry and Gravel (2006) によると、現時点での学術文献は、労働者の権利の実効的尊重に関し、何ら結論を引き出せる根拠を提示していない。Salem and Rozental (2012) は、貿易協定における労働条項の労働条件に対する効果の評価については、定量的研究はもとより、定性的研究でさえ欠けている点を強調している。これによると、実証的研究が少ない主な理由は、国際的なデータの欠如と、労働基準の遵守状況計測における課題にある。

自由貿易協定の労働条件への影響に関する一般的結論は得られていないものの、いくつかの具体的協定が国際的対話や労働組合の結成に及ぼした影響は、評価の対象となっている。NAALC の影響については、いくつかの分析が行われているが、Witte (2008) は Fimbow (2006) 、Cylde Hufbauer et al. (2006) 、Clarke (2007) 、Teague (2003) および Human Rights Watch (2001) に言及している。これらの論文はいずれも「締約国内での労働条件への影響はほとんど、または全くない」と結論づけているが (Witte 2008, p.47) 、Kay (2005) は、労働組合間の「国境を越えた持続的関係」の創出 (p.765) という、興味深い影響を挙げている。とはいえ、これら研究は、NAALC 締結前後の労働条件に関する定量的分析も組織的分析も行っていない。NAALC 以外では、Witte (2008) が ILO (2005) に言及しているが、この研究は、米国との協定によってカンボジアにおける労働条件が全般的に改善し、労働組合を結成できる可能性が大幅に高まったことを指摘している。

その他、一定の貿易協定が国内能力の強化に及ぼした影響を評価した研究もある。Dewan and Conconi (2014) は、定量的事後分析に差分の差分法を用い、米国のラテンアメリカ諸国との貿易協定が執行面で及ぼした影響を判定している。これによると、貿易協定への署名により、労働監督官の数が 20%、労働調査の件数が 60% 増大している。また、協定に盛り込まれた労働条項の種類により、労働監督への影響に違いが見られるのではないかという仮説も立てている。

また、多くの研究は、経済制裁よりも積極的インセンティブの効果が高いことを強調している。そして、制裁の発動が稀で効果がなく、悪影響さえ及ぼすことを力説したうえで、米・カンボジア二国間繊維協定 (CUBSTA) の相対的な成功の一因として、積極的インセンティブの活用を挙げている (Banks, 2011; Berik and van der Meulen Rodgers, 2010; Doumbia-Henry and Gravel, 2006; Orbie and Tortell, 2009; Polaski, 2009; Siroen et al., 2008; Yaraslau, 2008; Wells, 2006)。

最後に、これも定量的事後分析に関し、Salem and Rozental (2012) は、労働基準の高い国々がその貿易協定に労働条項を盛り込むことは比較的簡単であるという前提に基づき、内生性という方法論的問題を指摘している。Flanagan (2003) は、特殊な統計手法と 100 か国のデータを用いて、ILO 条約の批准が労働条件の改善をもたらすのではなく、批准が当該国における既存の労働条件によって決定づけられるのだという結論に達した。

¹例えば、Bazillier and Rana (2015) および World Bank (近日刊行)

B 節で提示された枠組みを見ると、労働条項の影響はまず法的、制度的分野に現れ、これが後に労働市場における結果の変化へと波及することが分かる。労働条項が与える可能性のある影響のひとつとして、ILO 基本条約批准の加速が挙げられよう。なぜなら、貿易協定の利益を受ける (または維持する) ためには、これらの批准が必要とされる場合があるためである。これは特に、適格基準が ILO 基本条約の批准と連動している EU GSP+ の事例において顕著に表れる (第 2 章参照)。例えば、2005 年から 2006 年にかけて、ボリビア多民族国、コロンビア、ベネズエラ・ボリバル共和国、モンゴルおよびエルサルバドルは、1 つまたは複数の ILO 基本条約を批准している (Orbie and Tortell, 2009; De Schutter, 2015)。しかし、カナダ、EU および米国と貿易協定を締結している国々の批准率は、労働条項の有無によって有意の影響を受けていない (参考資料 I を参照)⁸⁴。しかし、この調査結果は、ILO が当該国で行っている批准キャンペーンや批准を目指す諮問サービスなど、労働条項とは無関係の文脈で作用する他の要因によって説明できよう。

上述の枠組みに基づけば、労働条項と労働条件との関係を紐解くための論理的手法は、まず労働条項が主要な政策メカニズムの変化に及ぼす影響を検討したうえで、政策メカニズムの変化と企業レベルの労働条件との間に存在しうる関連性を探索することである。

⁸⁴ The timeframe considered for the ratification of ILO Conventions starts with the initiation of the negotiations of a trade agreement and ends three years after its entry into force. Countries signing trade agreements without labour provisions ratified 1.68 Conventions on average (22 per cent of all possible core Conventions that could have been signed throughout the observed period of time), whereas countries signing trade agreements with labour provisions ratified one Convention on average (12.5 per cent).

しかし、法律や制度の変化は定量化が困難であることが多いため、こうしたテーマに関する測定可能なデータは極めて少なくなっている⁸⁵。

よって、ここでは直接的な手法を用いることとする。なぜなら、労働条件の中には定量化が比較的容易であり（例えば賃金）、データの入手可能性も高いものがあるからである。具体的には、1991年から2014年までのマクロ・データに基づき、労働条項を伴う貿易協定と、労働条項のない貿易協定に関する主要な労働市場の結果につき、固定効果回帰法を用いた⁸⁶。この回帰分析では、貿易協定における労働条項の有無に加え、労働市場における結果に影響しうるその他の変数もいくつか考慮している。その中には、GDPの水準と成長率、対内FDI、貿易開放度および天然資源レントの国別の相違が含まれる。また、一定の期間に限定されるものの、すべての国々に共通して見られる時間不変的な国別の特徴と効果も考慮されている。データは169の国と地域に関し、ILOが収集したものであるが、これらの国と地域の間では2014年末時点で、260件の有効な貿易協定が締結されており、うち71件に労働条項が盛り込まれている（データと方法論についてさらに詳しくは、参考資料IIを参照）⁸⁷。

いくつかの労働市場における結果が従属変数として選ばれているが、その選定基準は、(i) 1998年の「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」とそのフォローアップで、中核的労働基準として特定された基準に関連していること⁸⁸、(ii) 学術文献で特定された指標と関連していること、および、(iii) データの入手可能性、の3つである。具体的に、分析で検討される従属変数とは実質賃金（絶対水準と上昇率）、労働力率、脆弱雇用比率⁸⁹、および、すべての変数におけるジェンダー格差である（検討対象の変数とデータソースについてさらに詳しくは、参考資料IIを参照）⁹⁰。

以下の2つの推計結果が得られた。

- 第1に、労働条項は現役世代の男女、特に女性の労働参加を増大させることにより、労働力率の上昇と関連づけられることが判明した。
- 第2に、回帰分析により、労働条項と賃金、脆弱雇用率等の労働市場における結果、および、これら結果のジェンダー格差との間に、集計レベルでそれ以外の統計上有意な関係は判明しなかった。この分析結果は、労働条項が、平均して、現役世代、特に女性の労働市場アクセス改善と関連づけられ、かつ、マイナスの効果が存在しないことから見て、その他の労働基準を少なくとも悪化させないことを示唆している。しかし、労働条項が少なくとも一部の国において、国内レベルで影響を与えて

⁸⁵ Aleksynska and Schindler (2011) constructed a panel database on labour market regulations in 91 countries between 1980 and 2005. However, given that the proliferation of labour provisions accelerated after 2005, this database was not suitable for the analysis in the current chapter.

⁸⁶ Robustness checks on the results from the fixed-effects regressions suggest that the coefficients on the dummy variable that captures the effect of labour provisions are robust to various specifications using different combinations of the following control variables: real GDP growth, real GDP per capita, FDI inflow as a share of GDP, trade openness and total natural resource rents.

⁸⁷ Depending on different specifications, regression analyses take into account up to 108 countries and territories, with the number of observations up to 2,267.

⁸⁸ Based on the ILO's 1998 Declaration, the following four categories are identified as core labour standards: freedom of association and the effective recognition of the right to collective bargaining, the elimination of forced or compulsory labour, the abolition of child labour, and the elimination of discrimination in respect of employment and occupation.

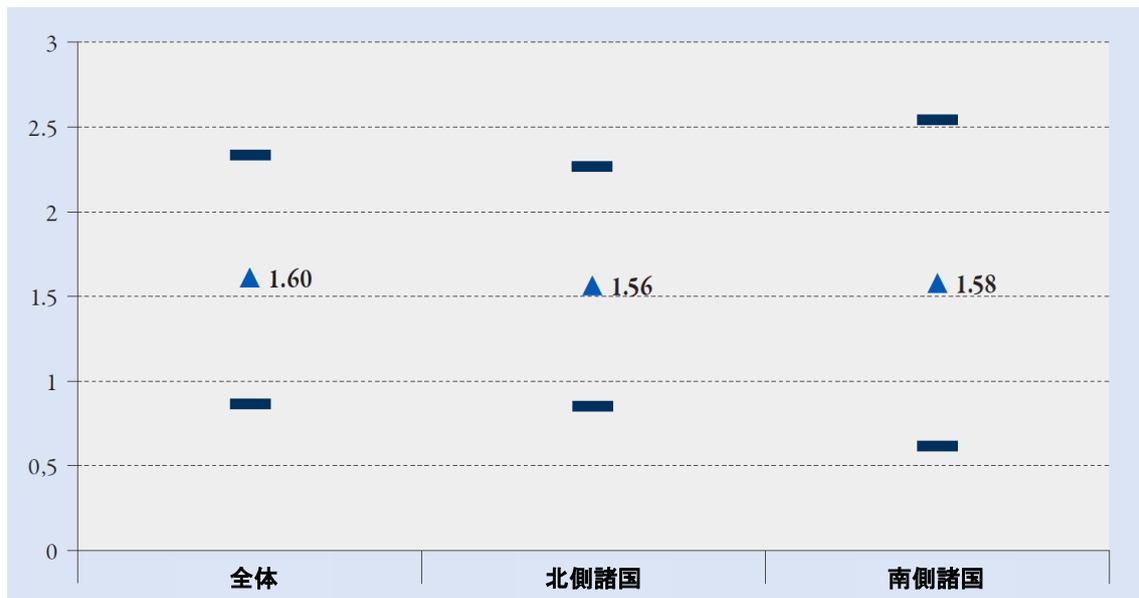
⁸⁹ Vulnerable employment consists of own-account workers and unpaid family workers.

⁹⁰ Despite the high relevance to the core labour standards, indicators pertaining to freedom of association and collective bargaining, forced labour and child labour could not be considered in this analysis due to limited data availability.

いる可能性は排除できない、よって、国別レベルでさらに分析を行うことが欠かせないが、そのためには労働市場指標の改善が必要となってくる。

図 2.2 は、国家群別に労働条項と労働力率の関係を推計したものである。すべての国家群につき、両者の間には正の相関関係がある。すなわち、労働条項を伴う貿易協定を新たに締結したり、既存の貿易協定に労働条項を盛り込んだりすることで⁹¹、労働力率はサンプル国全体で 1.60 ポイント、北側諸国で 1.58 ポイント、南側諸国で 1.58 ポイントそれぞれ上昇する⁹²。このように、回帰分析は労働条項の締結後、労働市場アクセスに目に見える改善が見られることを示している。

図 2.2. 労働条項の労働力率に対する影響の推計(変動率、%ポイント)



注: 上図は、労働条項の労働力率への影響の推計(%ポイント)を示すものである。図には推計値と90%信頼区間が含まれているが、これは統計上重大な正の影響を示唆している。サンプル国はUNCTADの国家群分類に基づき、北側諸国と南側諸国に分けられている。北側諸国には先進経済国・地域、南側諸国にはその他の国・地域が含まれる。モデルには追加的な説明変数が存在するため、サンプル全体について推計された係数は必ずしも、2つの国家群の係数の間の値を取らないことに留意されたい。推計方法論についてさらに詳しくは、参考資料 II を参照のこと。

出典: ILO 調査局推計

労働条項がどのような経路を通じ、労働力率に影響を与えうるかは、ほとんど把握されていない。しかし、ひとつの可能性として、労働条項と関連の政策対話、さらには啓発活動が労働条件の改善に対する人々の期待に影響を与え、これが労働参加の意思を向上させるのではないかという説明が成り立ちうる。労働市場の動向に実際の改善が見られるか、単にそのような改善に対する期待が高まった場合、労働力率は上昇しうるからである⁹³。つ

⁹¹ Labour provisions can be included in trade agreements at the time of or after the conclusion of an agreement. As a case in point for the latter, the ASEAN free trade area and the ILO enacted the Cooperation Agreement in 2007.

⁹² Note that, due to the presence of additional explanatory variables in the model, the coefficient estimated for the full sample does not need to lie in between the coefficients for the two sub-samples.

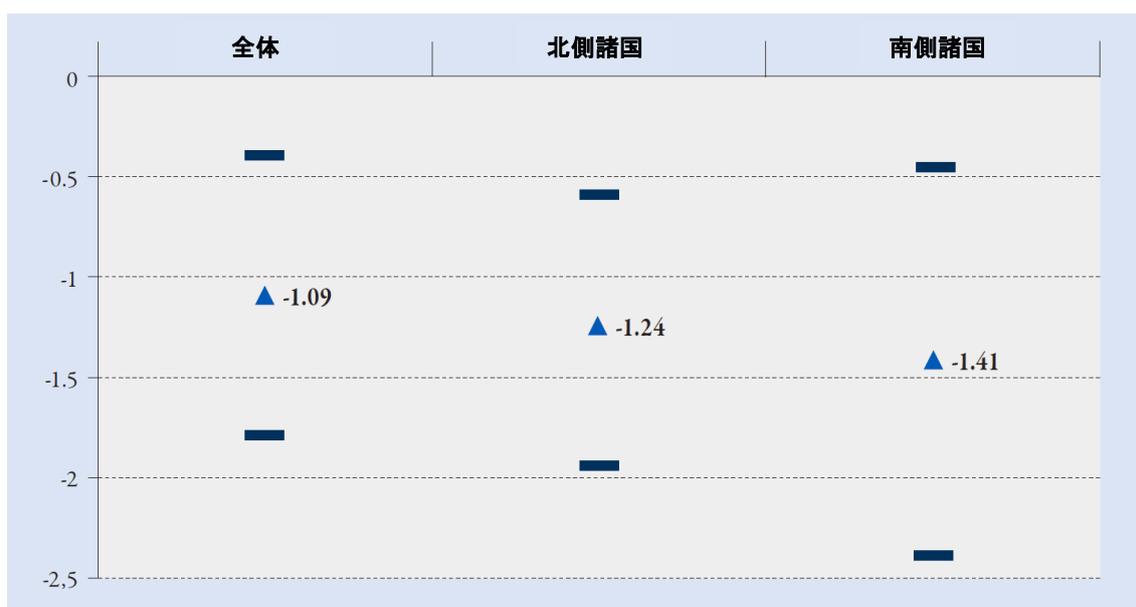
⁹³ An empirical study by Donner and Lazer (1974) postulates that potential labour market participants may decide to participate or not to in the labour force, based on their expectations of finding a satisfactory job.

まり、労働供給の決定において期待が果たす役割を考慮すれば、労働条項の締結は、それが制度の変更をもたらし、他の労働条件の改善となって表れる前から、労働力率と正の相関関係を有しうると結論づけることは、合理的と言えるのである。

差別禁止の観点から見ると、労働力率の上昇はジェンダー格差を広げることなく生じるべきである。使用したデータセットを見ると、女性の平均労働力率は男性を 24.1% 下回っている⁹⁴。この格差の縮小は、労働市場アクセスにおける差別禁止の前進を示唆するが、雇用の質が懸念として残る可能性はある。

図 2.3 は、労働条項と労働力率におけるジェンダー格差の関係を推計したものである。この図からも分かる通り、労働条項を伴う新たな貿易協定を締結したり、既存の貿易協定に労働条項を盛り込んだりすることは、労働力率におけるジェンダー格差をサンプル国全体で 1.09 ポイント、北側諸国で 1.24 ポイント、南側諸国で 1.41 ポイントそれぞれ低下させる効果を有する⁹⁵。こうした結果については、一部の労働条項におけるジェンダー平等の強調が、ジェンダー格差の縮小に何らかの影響を及ぼしたという説明が成り立ちうる（詳しい議論については、D 節を参照）。

図 2.3. 労働条項の労働力率におけるジェンダー格差に対する影響の推計(変動率、%ポイント)



注: 上図は、労働条項の労働力率におけるジェンダー格差への影響の推計(%ポイント)を示すものである。図には推計値と 90%信頼区間が含まれているが、これは統計上有意な正影響を示唆している。サンプル国は UNCTAD の国家群分類に基づき、北側諸国と南側諸国に分けられている。北側諸国には先進経済国・地域、南側諸国にはその他の国・地域が含まれる。モデルには追加的な説明変数が存在するため、サンプル全体について推計された係数は必ずしも、2 つの国家群の係数の間の値を取らないことに留意されたい。推計方法論についてさらに詳しくは、参考資料 II を参照のこと。

出典: ILO 調査局推計

⁹⁴ The gender gap is obtained by subtracting the male labour force participation rate from that of the female rate.

⁹⁵ Note that, owing to the presence of additional explanatory variables in the model, the coefficient estimated for the full sample does not need to lie in between the coefficients for the two sub-samples.

ところが、労働条項と賃金、脆弱雇用比率など、労働市場における結果との間には、統計上有意な関係が判明していない。しかし、このようなマクロレベルの分析を行っても、労働条項の実施その他、経済において労働市場に影響を与えるように作用する変数の全体像を把握するには不十分な可能性もある。事実、国別の記述的分析を見ると、労働条項を伴う貿易協定の締結後に労働条件が改善する国もあれば、逆にこれが悪化する国もありうる。事実、労働条項を伴う貿易協定を締結した国の中には、賃金水準の継続的上昇を見た国もあれば（コスタリカ、ヨルダン、韓国、モーリシャス、メキシコなど）、これが低下した国もある（エルサルバドル、ジャマイカ、レソト、パラグアイ、ペルーなど）。賃金のジェンダー格差について見ると、データが入手でき、かつ、労働条項を含む貿易協定に署名した国のほとんどで、賃金のジェンダー格差が縮小している（コスタリカ、エクアドル、エルサルバドル、ホンジュラス、メキシコ、パナマ、ペルーおよびフィリピン）。これは、労働条項の締結が労働基準を促進するためのメカニズムの一部にすぎず、国内レベルでの実施メカニズムのほうが、労働条項それ自体よりも重大な役割を果たしうることを示唆している⁹⁶。

なお各国または各労働条項に特有の要因の中には、集計分析で考慮の対象とされていないものがありうる。例えば、労働条項が直ちに効果を発揮する国もあれば、数年遅れて効果を発揮する国もありうる。集計レベルの回帰分析で、このような要因を考慮することはできない。

労働条項と貿易

貿易協定における労働条項は多種多様な経路を通じ、貿易の流れに影響しうる。こうした経路のひとつとして、費用経路が挙げられる。労働基準を遵守する必要性を生じさせることによって、労働条項は企業にとって追加的費用とみなされうるからである。こうした費用は少なくとも部分的に、消費者や当該企業の商品の利用者に転嫁される公算が大きい。国産品の価格が上昇する結果、輸入が増大して輸出が減少する。グローバル・サプライチェーンの文脈で見れば、海外に所在する中核企業向けの納入業者の輸出も減少する公算が高い。この場合、中核会社は他の国のより安い納入業者を探しかねないからである。

労働条項が貿易の流れに影響を及ぼしうるもうひとつの経路として、生産性が挙げられる。労働条項により労働条件が改善すれば、労働者の生産性が高まる公算も大きく⁹⁷、これが企業の競争力を増すことにより、国内・海外市場の双方でシェア獲得が可能になるからである。その結果、輸出は増大し、輸入は減少する。よって、この効果は生産者用経路を通じて生じるものと正反対になる⁹⁸。

労働条項が貿易の流れに影響を及ぼす可能性のある最後の経路は、需要経路である。消費者が人間らしく公正な労働条件の下で生産された商品を嗜好すれば、労働条項の遵守は需要の増大につながるからである⁹⁹。このような労働条項の風評効果は、グローバルな生産

⁹⁶ Indeed, the abovementioned country by country descriptive analyses do not separate the effect of labour provisions from other factors, as they do not take into account individual country characteristics or time-variant factors.

⁹⁷ See, for example, Brown et al. (2015) for some evidence on working conditions and productivity in Vietnamese apparel factories.

⁹⁸ The presence of an impact through both the cost and the productivity channel is likely to depend to a large extent on the degree to which labour provisions are legally binding. Some firms might already comply with the labour standards referred to in the labour provisions before the trade agreement comes into force; in this case labour provisions are not likely to induce any further changes in working conditions, implying that there will not be any impact on trade through higher production costs and higher productivity of workers.

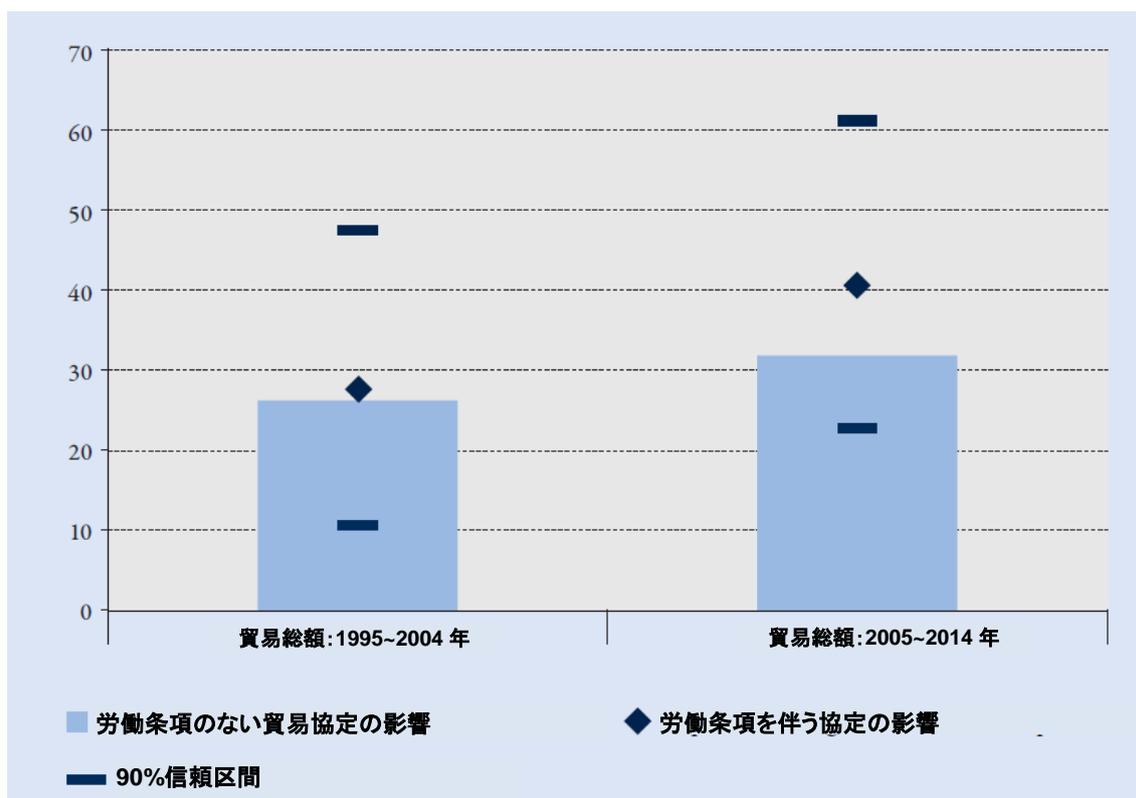
⁹⁹ Recent factory-level evidence for Cambodia on the importance of reputation-sensitive buyers for compliance with labour standards suggests that the role of this demand channel can be economically significant (Brown, Dehejia and Robertson, 2013).

ネットワークを引きつけ、当該国がグローバルな価値連鎖に加わるきっかけとなりうる。消費者需要と貿易協定の労働条項との間にある正の相関関係は、こうして国内企業の輸出増大へとつながるのである。

本項では、労働条項を伴う貿易協定が、労働条項のない貿易協定と比べ貿易の流れに異なる有意の影響を及ぼすか否かについて検討する。そして、1995年から2014年までの162か国の二国間輸出を説明する貿易の標準重力モデルの結果を提示する。この分析では、これまでの分析で用いられたものと同じデータを検討する（データと方法論についてさらに詳しくは、参考資料 III を参照）。

図 2.4 は、1995 年から 2014 年にかけての労働条項を伴う貿易協定と、労働条項のない貿易協定の影響を推計したものである。一般的に、貿易協定は労働条項の有無にかかわらず、貿易の流れを大きく増大させると推定される。この推計によると、労働条項を伴う貿易協定は平均で貿易額を 28% 増大させるのに対し、労働条項のない貿易協定は貿易を 26% 増大させる。これら 2 つの影響に統計上の相違はないため、労働条項を伴う貿易協定は、平均的に見て、貿易への影響という点で、労働協定のない貿易協定と大きく変わらないことが示唆される。

図 2.4. 主な期間における労働条項を伴う貿易協定と労働条項のない貿易協定の貿易への影響推計(%)



注: 上図は、労働条項を伴う貿易協定および労働条項のない貿易協定締結国の二国間貿易額に対する影響(%)を示すものである。90%信頼区間に、労働条項のない貿易協定の貿易の流れに対する影響の推計が含まれる場合、労働条項による影響の差は統計上有意でない。この事例において、労働条項のある貿易協定は、労働条項のない貿易協定と異なる影響を及ぼしているとは推定されない。推計方法論についてさらに詳しくは、参考資料 III を参照。

また、労働条項を伴う貿易協定と、労働条項のない貿易協定は、先進国・地域間の貿易（北北貿易）にも、開発途上国・地域から先進国・地域への輸出（南北貿易）にも異なる影響を及ぼさない。開発途上国・地域間の貿易（南南貿易）と先進国・地域から開発途上国・地域への輸出（北南貿易）に至っては、労働条項を伴う貿易協定のほうが、貿易の流れに対して有意に強い正の影響を及ぼすことさえ判明している¹⁰⁰。

貿易協定は、締約国と非締約国間の貿易の流れにも影響を及ぼしうる。こうした貿易転換効果は、協定が締約国間の貿易を創出し、締約国・非締約国間の貿易を減少させる場合に生じる。労働条項の有無にかかわらず、貿易協定の輸入転換に対する効果は有意でないと推定されており、これについて 2 種類の貿易協定間に有意な差異はない。しかし、特に労働条項を伴う貿易協定については、輸出転換を示す証拠が存在していることから、協定締約国の非締約国への輸出は、通常の期待水準を下回ることが示唆される。労働条項の結果、企業が貿易相手を非締約国に所在する業者に変更した場合には、これとは逆の結果が期待される。こうした理由から、貿易協定に労働条項が盛り込まれた場合、貿易の流れが非締約国へとシフトするという証拠は存在しないといえる。

要約すれば、本節において、労働条項を伴う貿易協定の締約国が、こうした規定がある結果、相互の貿易を減少させるという主張を裏づけるような証拠は見つからなかった。これに対して、労働条項が協定に盛り込まれた場合、労働条項の締約国から非締約国への輸出がより大きく減少するという証拠はある程度得られており、労働条項を伴う協定のほうが、輸出転換効果が大きい可能性が示唆される。

¹⁰⁰ Economies are classified as developed and developing economies according to the World Bank income classifications, where high-income and upper-middle-income countries are developed economies and lower-middle-income and low-income countries are developing economies.

D 国別事例研究による教訓

C 節で行った実証的マクロレベル分析では、労働条項が労働市場に幾分かプラスの影響を及ぼすことを示唆する統計上有意な証拠が明らかにされた。本節では、労働条項と労働市場における結果を関連づける要因やメカニズムを特定するマイクロレベルの証拠をいくつか提供する。分析では、各国の事例において、B 節で詳細を示した政策的手段のうち、どれが用いられたか、および、その利用による影響の評価も明らかにする。

これらの事例は、(i) データの入手可能性、(ii) 労働条項が実施に移された時間軸、(iii) 実施メカニズムの妥当性に基き収集した。よって、これら事例による研究結果は、全面的に一般化できないこともある一方で、各国独自の事情の中で何がうまく行き、何がうまく行かなかったのかに関する事例を提供している。

CAFTA-DR は、中米における脆弱な労働制度と劣悪な労働条件が能力構築という理念の導入に帰着した事例（米国の貿易協定としては初）である。また、この貿易協定はほとんどの締約国にとって発効から 10 年近く経過しているが、これは事後分析を行ううえで十分な期間である。第 2 に、カンボジアを選んだのは、労働条項のフォローアップに極めて詳細なモニタリング・メカニズムが用いられた象徴的事例に当たるからである。しかも、この事例については、広範なデータや知識が存在する。最後に、バングラデシュは、これまで検討してきた二国間貿易協定とは性質的に異なる、労働条項を織り込んだ片務的貿易取り決めの事例として取り上げることとした。

分析結果には差異があるが、事例研究全体を貫く共通要素として、法改革、能力構築およびモニタリング・メカニズムが、社会的対話に裏づけられ、労働市場における結果に影響を及ぼすうえで果たす役割が挙げられる（表 2.1）。こうした実施の諸側面と結果については、本章の以下の部分でさらに詳しく検討する。第 3 章では、利害関係者の関与というテーマを引き継ぎ、より幅広い国々について、これをさらに慎重に検討する。

表 2.1 政策的手段と実施工動による効果の実例

国／事例	協定	政策的手段その他の実施工動	効果
中米および ドミニカ共和国	CAFTA-DR (2006/2009 年)*	<ul style="list-style-type: none"> • 批准前措置 • 実施ギャップ改善のための技術協力と能力構築 • 利害関係者の関与 • モニタリングと進捗状況報告 • 紛争解決 	<ul style="list-style-type: none"> • 一部の国による ILO 条約の批准（エルサルバドル等）と法改正（EPZ） • ILO 検証プロジェクト：労働省予算の増額、監督官の増員、調査件数の増大、裁判官の増員 • 法的、政治的および制度的な結果（第 3 章を参照）
カンボジア	米・カンボジア二国間 繊維協定（1999 年か ら 2004 年まで）	<ul style="list-style-type: none"> • 批准前措置 • 利害関係者の関与 • 企業レベルでのモニタリングと進捗状況報告 • 積極的インセンティブ 	<ul style="list-style-type: none"> • 結社の自由強化 • ジェンダー間の賃金格差縮小
バングラデシュ	片務的貿易取り決め (EU および米国)	<ul style="list-style-type: none"> • 利害関係者の関与 • 能力構築活動 • モニタリング 	<ul style="list-style-type: none"> • 調査の頻度増大と改善 • バングラデシュ労働法改正

* 協定各締約国につき、発効年度が異なる。第 1 章を参照。

CAFTA-DR: 法律・執行間のギャップへの取り組み

CAFTA-DR (2004 年に署名) は、法律と執行の間のギャップに対処し、域内の制度的能力の強化に取り組んだ事例である。法改正とその開発協力との相互作用、モニタリング、紛争解決を含め、協定批准前に講じられた措置により、限定的ではあるものの改善が見られている。政府間の対話と労働問題の政治的優先づけも重要な役割を果たした¹⁰¹。しかし、幅広い改善はまだ見られておらず、影響の持続可能性などの課題も残っている¹⁰²。

差別、結社の自由および団体交渉に関する法執行改善のための批准前変革

CAFTA-DR 交渉が発表された 2002 年当時、中米の労働法は ILO の基本条約を広く遵守しており、ほとんどすべての域内諸国がこれら条約を批准していた (エルサルバドルを除く)。とはいえ、結社の自由や団体交渉、差別に関しては、立法と法執行との間にギャップが存在していた¹⁰³。米国においては、この問題への取り組みが CAFTA-DR の批准によって欠かせない要素となった (USTR, 2005b; Delpech, 2013)。

米国は交渉相手国との対話により、協定締結前から締結後まで続く国内機構の能力構築を通じ、労働基準の適用を段階的に強化するための長期戦略を確立した¹⁰⁴。この「白書¹⁰⁵」では、労働関連の優先課題 (すなわち制度の強化、ジェンダーを含む差別への対策、最悪の形態の児童労働およびコンプライアンスの文化促進) のほか、具体的な労働者の権利侵害が生じている部門と分野 (農業、メロン、たばこ、砂糖産業、および、マキータ¹⁰⁶における繊維と衣料品など) が特定された。米国は、これら分野での開発協力と能力構築プロジェクトへの資金供与を公約した (Delpech, 2013; Nolan Garcia and O'Connor, 近日刊行)。

コスタリカでは、労働組合員を保護する法律の執行に変化が生じたほか、ニカラグアでは、外国人が労組指導者となることを認められた。ドミニカ共和国は、人身取引に取り組み、弱い立場にある労働者を保護するための措置を採用した (ハイチ移民の賃金など)¹⁰⁷。

2002 年から 2005 年にかけて、こうした措置はいくつかの対象国で、制度的改善に反映された。例えば、エルサルバドルは労働省予算を 20%増額し、労働監督官を 55%増員する一方、グアテマラとホンジュラスの労働省には、輸出加工区 (EPZ) を専門に担当する部署が設けられた。ニカラグアは労働省強化に向けた行動計画を実施し、コスタリカは労働関連の未処理事案を削減するため、裁判官の増員を行った (Luce and Turner, 2012)。

協定実施メカニズムの発展と応用

¹⁰¹ Nolan García and O'Connor (forthcoming) suggest that variations in labour protections in the region have been largely due to domestic political changes in each country, and more pro-labour policies of new governments.

¹⁰² For example, levels of violence against trade unionists (USGAO, 2014).

¹⁰³ See in this regard ILO (2003) (this study did not examine the issues in the implementation of law); USTR (2005a); ILO (2013b).

¹⁰⁴ As of December 2015 this strategy was still in place, and is based on enforcement and cooperation (USTR, 2005b).

¹⁰⁵ Political prioritization is shown by the production of the report of the Working Group of the Vice Ministers responsible for trade and labor in the countries of Central America and the Dominican Republic, and the Inter-American Development Bank (2005). This report represents a joint effort of ministries of labour in coordination with other agencies and stakeholders.

¹⁰⁶ Maquila or maquiladora are “foreign owned, controlled or subcontracted plant operations that process or assemble temporarily duty-free imported components [...] for foreign consumption, under a special treatment for tariff and fiscal exemption” (Galhardi, 1998).

¹⁰⁷ Motivated also by social dialogue, international pressures and ILO work in the region (Luce and Turner, 2012).

労働条項の実施を促進するため、(i) 開発協力と能力構築、(ii) モニタリングと対話、(iii) 紛争解決をはじめ、さまざまなメカニズムが開発された (*Inside US Trade*, 2005)。

開発協力と能力構築

米国政府は 2005 年から 2013 年にかけて、CAFTA-DR 締約国における開発協力と能力構築プロジェクトに約 1 億 7,000 万ドルを供与したが、この金額は当時、貿易協定に関するものか否かに関わらず、労働関連の能力構築のために米国が行った資金協力としては最大の額であった¹⁰⁸。

プロジェクトの中には、労働関連省庁の能力強化を主眼とし（「コンプライ・アンド・ウイン III-調査」など）、これら省庁の業績と効率に関する指針を提供したものもある¹⁰⁹。ドミニカ共和国では、労働監督官が研修を通じ、EPZ をはじめとする具体的な部門でコンプライアンスと競争力を両立できるようになったほか¹¹⁰、予防調査の件数も 2000 年の 4,626 件から 2007 年の 5 万 8,473 件へと増大している。

その他、意識の向上や、社会的パートナーの労働者の権利に関する専門的知識の強化を主眼とするプロジェクトもある（「全員で働こう 2007-13」プロジェクトなど）（Delpech, 2013）。さらに、AFL-CIO によると、米国からの資金供与を受け、傘下の NGO「連帯センター」が実施したプロジェクトの結果、2007 年以来、労働者の権利侵害を理由に 400 万米ドルを超える補償金や賠償金の支払いが命じられているほか、不当解雇を受けた労働者 1000 人以上が復職し、34 の労組が新設され、30 件の団体交渉協定の交渉または更新が行われ、労組指導部への女性の参加も増えている（AFL-CIO, 2014）¹¹¹。

モニタリングと対話

CAFTA-DR のモニタリング・メカニズムは「白書」の実施進捗状況を追跡し、関係国に指針と情報を提供するとともに、労働関連の取り組みが改善されているか、滞っているかを公表している。エルサルバドルでは、ILO の作業や欧州委員会によるフォローアップ（エルサルバドルの GSP+受益に関するもの）と同時に行われた対話が、結社の自由と団結権、団体交渉権に関する ILO 第 87 号および第 98 号条約（2006）の批准につながり、これを受けた憲法改正によって、公務員に労組結成と団体交渉の権利が認められた¹¹²。2011 年以来、コスタリカ、ドミニカ共和国、エルサルバドル、グアテマラは労働監督署の予算を増額しているのに加え、コスタリカ、ホンジュラス、ニカラグアは法改正案を策定または採択している。例えばコスタリカでは、労働監督署の予算が 2012 年の 680 万米ドルから 2013 年の 800 万米ドルへと増額されたほか、労働法と労働手続法の改正案が成立した結果、不当解雇された妊婦に関し、補償や復職を含む保護が定められた¹¹³。

直接的モニタリングの取り組みとしては、開発協力と連動する「ILO 検証プロジェクト」が、労働法の適用改善における CAFTA-DR 締約国の進捗状況を測定、評価するとともに、

¹⁰⁸ For more information see, for example, USDOL (2009) and USGAO (2014). Between 2011 and 2014, US\$13.9 million was provided for technical assistance by USDOL, USAID and the United States Department of State (USDOL, 2015).

¹⁰⁹ For instance, ministries of labour have accommodated workers' request for inspections increasing the amount of fines for violations, but the collection of the fines still remains a challenge. USGAO (2014).

¹¹⁰ In the Dominican Republic, this is directly linked to trade requirements (GSP application previous to CAFTA-DR, but continued during the implementation of the trade agreement) (Schrank, 2013).

¹¹¹ An illustration of these projects is "A worker-centered approach to building a culture of labor rights compliance (2006-12)" funded with US\$4.8 million. See USTR (2011) for a list of different projects implemented.

¹¹² Samet (2011). It should be noted that other authors suggest that ratifications of these Conventions were mostly related to EU GSP+ preferences (Orbie and Tortell, 2009; De Schutter, 2015).

¹¹³ See USDOL (2015).

労働関連能力強化のための技術援助や、データ収集の促進も行っているが、こうした取り組みはそれまで行われていなかった¹¹⁴。

紛争解決

このような取り組みが実施されているにもかかわらず、CAFTA-DR は、労働関連の公約違反の申立て（苦情）が最も多く提出されている協定（NAFTA/NAALC を除く）である。現時点で 4 件の申立てが提出されているが、うちドミニカ共和国、ホンジュラス、グアテマラに関する案件は、まだ係争中である¹¹⁵。また CAFTA-DR は、仲裁パネルでの審査が行われた事例（グアテマラ）を有する初の協定である¹¹⁶。

CAFTA-DR に基づく 4 件の申立ては、結社の自由・団体交渉権、強制労働と人身取引、児童労働とジェンダーの差別、および、最低賃金や労働時間、労働安全衛生という点で受容できない労働条件に関する幅広い国内労働法違反を取り上げている。EPZ（マキエラ）、製造業（衣料品、自動車部品など）、農業（メロン、バナナ、砂糖、コーヒーなど）においては、協定批准以前に明らかにされ、開発協力プロジェクトでも取り組まれている具体的分野が主として申立ての対象となっている¹¹⁷。

紛争解決手続きの潜在的可能性と協調的労働協議の利用は、政治的意思をさらに強めることに役立った。このメカニズムは、一層のモニタリングや対話、そして申立てで明らかにされた問題に取り組むための焦点を絞った介入も促進した。例えばドミニカ共和国では、砂糖部門での労働者の権利侵害を訴える申立てが提出された（2012 年）。申立てについて調査した公的報告書（2013 年）は、砂糖産業で強制労働、児童労働および受容可能な労働条件に関する労働法の「潜在的な違反」が生じているとの判断を示した。この報告書の発出以来、砂糖産業や市民社会との議論や 3 回にわたる USDOL 代表団の訪問（2014 年 3 月および 8 月、2015 年 3 月）を含め、対話の強化についてプラスの効果が見られたほか¹¹⁸、労働時間や支払われるべき報酬、さらには毎週の労働者の休息期間と書面による労働契約のモニタリング改善を可能にする制度も導入されている。

幅広い改善の達成に向けた課題

上記の取り組みはすべて、限定的な改善を反映するものであり、必ずしも望ましい結果が得られていることを意味しない。例えば、開発協力プロジェクトに関していえば、実施機関は成功率を測定し、成果の質を監視するための指標を定める必要性を指摘している¹¹⁹。その他、プログラムの効果を制約している要素としては、利害関係者との協議が不十分であることや、根本的な問題（調査の質など）よりも出力（研修を受けた監督官の数など）に重点が置かれていることが挙げられる（Gonzalez Arroyo and O'Brien, 2011）。また、プロジェクトは通常、持続可能性計画を義務づけていない¹²⁰。持続可能性を取り扱える可能性がある場合でも、政府の労働関連予算が少ないことにも反映されているとおり、制度的な能力や政策的な優先づけが依然として限定されているために、プログラムの効果や持続可能性が制約を受けている¹²¹。

研究によると、メカニズムの多様性によって、より良く持続可能な成果が達成できる可能性もあるが、米国政府が貿易相手国における労働条項の執行を監視、追跡する能力を強化

¹¹⁴ For precise illustrations see, for example, Cheng Lo (2013).

¹¹⁵ In 2011 the public submission filed against Costa Rica was withdrawn by one of the submitters (that is, Sindicato de Trabajadores (as) de JAPDEVA), and due to this withdrawal the case was closed (USDOL, 2012).

¹¹⁶ See Chapter 1 on the US–Guatemala arbitration case.

¹¹⁷ Public submissions and reports are available here: <http://www.dol.gov/ilab/trade/agreements/fta-subst.htm>.

¹¹⁸ Through emails, video conferences and USDOL delegation trips.

¹¹⁹ See ILO (2011) and Macro International Inc. (2009).

¹²⁰ See, for example, Carbonero (2011).

¹²¹ See, for example, ILO (2011) and Macro International Inc. (2009).

する必要はある。このため、米政府説明責任局（USGAO）は、利害関係者の関与増大、自由貿易協定に基づく公約の遵守を評価、監視するための米国政府機関（USDOL、USDOS、USTR）間の協調的戦略アプローチの開発、および、労働関連の申立てを調査する際の紛争解決時間枠の「再評価と調整」を勧告している（USGAO, 2014）¹²²。

カンボジア：企業レベルでのモニタリング

米・カンボジア二国間繊維協定（CUSBTA）（1999年）は、企業レベルでの中核的労働基準適合のモニタリングが重要な役割を果たした事例であるが、その成果はまちまちである。カンボジアは、1974年から2005年まで効力を有していた「多国間繊維取り決め（MFA）」の締約国ではなかった。よって、米国はカンボジアの衣料品業界を輸入枠制度の対象とするための交渉を開始し、これがCUSBTAとして結実した。当初の協定は1991年1月から2001年12月まで続き、その後3年間（2002~04年）延長された。良質のデータや調査結果が多く入手できるだけでなく、協定の発効から十分な時間が経過しているため、有意義な事後分析も可能である。しかも、協定は経済全体でなく、衣料品部門のみに適用されているため、因果関係を特定する際の課題にもいくつか合理的に対応できる¹²³。

特筆すべきは、カンボジアが当時も今も、制度面で比較的弱い後発開発途上国であることと、当初の貿易協定締結時点（1999年）において、社会的パートナーの組織度が相対的に低かったということである。ある国の当初の諸条件は、政策手段の選択や期待される効果に影響する。例えば、この協定で対象とされている労働者の権利の選択と、批准前の要件は、既存の法規制に依存する。協定締結後の現地非国家主体の関与は、労働者の権利の実施と執行において役割を果たす可能性があるが、そのためには、社会的パートナーや実効的な社会的対話メカニズムがすでに存在していることが条件となる。このような条件が満たされていない場合には、必要に応じた法改正や社会的対話に関する技術援助などを通じ、社会的パートナーが関与できる条件を整備することのほうに力点を置くべきである（Polaski, 2004）。

最終的には、ILO条約の批准、労働法の改正、労働省の能力強化といった制度的変革に資源を集中させれば、労働条件と労働者の権利の改善という点で、より持続的な成果が得られる可能性もある。カンボジアの事例においては、このような配慮も行われている（Polaski, 2006）。しかし、1999年時点のカンボジアのように、制度的インフラが弱い場合、工場での労働条件に対する直接的影響を短期的に期待することはほぼ不可能である（Polaski, 2006）。

カンボジアの当初の諸条件に応じ、CUSBTAにおいて活用された政策手段としては、批准前の要件と法改正、非政府主体の関与、モニタリング活動、および、経済的インセンティブとディスインセンティブ（但し、金銭的制裁はなし）が挙げられる。協定には、主としてILOと国際金融公社による「カンボジア工場改善（BFC）」プログラムを通じ、企業レベルでの影響力行使を図ることが定められた。登録企業は、多様な労働条件と労働者の権利の遵守に関する独立のモニタリングを受ける代わりに、全般的な遵守状況が満足できる

¹²² See also *Recommendations on How the United States Government Can Facilitate Implementation of the White Paper* in USDOL and Executive Office of the President of the United States (2015b).

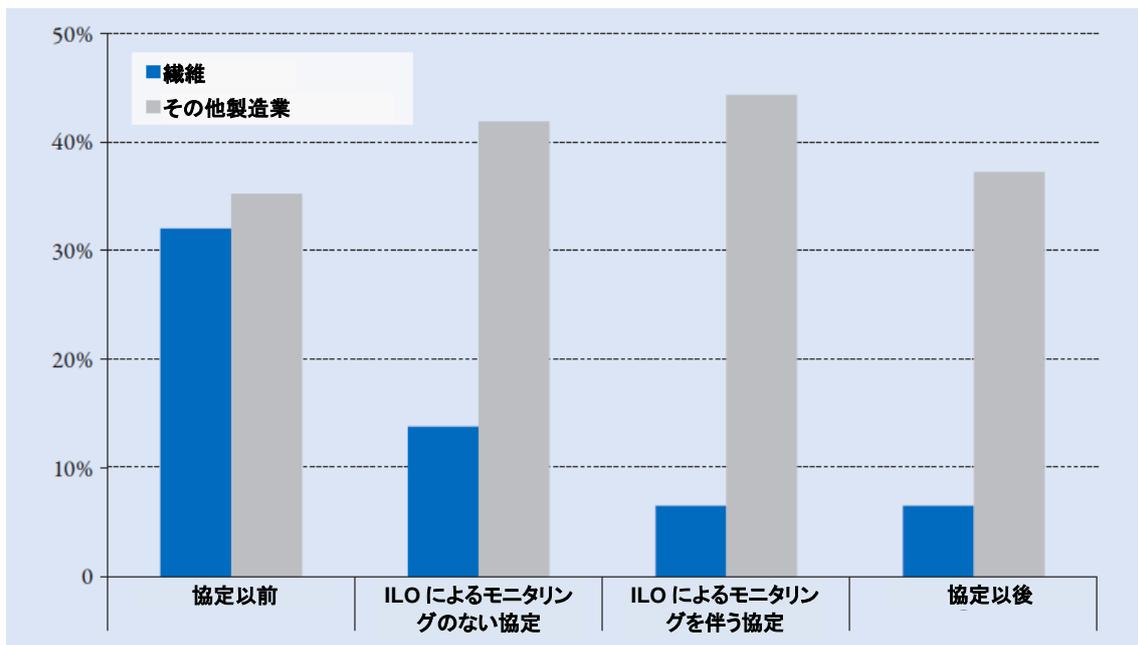
¹²³ This section summarizes the findings of the forthcoming and existing literature on Cambodia, including López Mourelo and Samaan (forthcoming) and Rellstab and Sexton (2014). Both papers relate to the Cambodia-US Bilateral Textile Agreement and analyse effects on working conditions after the agreement. In addition, this section also refers to insights from a field mission to Cambodia conducted in 2015. During this fact-finding mission interviews with constituents and stakeholders were conducted and a validation workshop was held.

ものである場合、対米輸出枠の拡大を認められた。当初、研修や能力構築はさほど重視されなかったが、社会的パートナーや国際的な買手、市民社会の包摂は重要な要素であった。

こうした政策的手段の組み合わせは、衣料品部門におけるさまざまな問題につき、労働条件と労働者の権利の改善に効果を上げている（「ベターワーク」討議資料シリーズも参照¹²⁴）。特に、1998年 ILO 宣言に関連する一定の労働条件の改善は特筆に値しよう。例えば、賃金の不平等によるジェンダー差別は、この労働条項を伴う協定の直接的結果として、実施メカニズムとしての BFC を通じて減少した（図 2.5 を参照）。結社の自由も、法的保護の拡充と、工場における実際の結社の自由に関する BFC によるモニタリング活動を通じて強化されている。

一定の労働条件の改善という心強い成果はあるものの、ILO による背景調査は、複雑な事情や積み残された課題も明らかにしている。例えば、カンボジアの衣料品部門には依然として、ジェンダーによる差別が見られるが、これは雇用の差別という形態を取ってより顕著に表れている。ILO が現地調査の際に聴取したところによれば、衣料品部門では、男性が雇用面で差別を受けている。男性は労働組合員である可能性が高く、ストライキの火付け役になりかねないとみなされているためである。その他、カンボジアにおける BFC の経験をその他の部門や国でどの程度一般化できるか、また、CUSBTA の労働条項が貿易相手のシフトをもたらしたか否かといった、重要な問題に対する回答も得られていない。

図 2.5. 協定締結前後のカンボジア衣料品部門における賃金のジェンダー格差



出典: Lopez Mourelo and Samaan (近日刊行)、ILO 調査部

バングラデシュ: 片務的貿易取り決め、利益停止、能力構築

¹²⁴ <http://betterwork.org/global/>.

バングラデシュの事例では、受益国として EU および米国との片務的貿易取り決めに基づく労働条項の適用を受けている¹²⁵。バングラデシュは、米国が 1976 年、EU が 1971 年から提供している数件の貿易取り決めに基づき、特惠待遇を受けている。EU と米国の片務的取り決めには、いずれも 1984 年から段階的に労働関連の要件が盛り込まれ、労働条項違反の場合には、貿易取り決めに停止するという負のインセンティブも導入されている。米国は 2013 年、労働関連の適格基準への不適合を理由に、バングラデシュの貿易上の利益を停止した¹²⁶。

EU・バングラデシュ間片務的貿易取り決め（EBA）は、武器と弾薬を除くすべての品目につき、無税かつ無制限のアクセスを認めているが、米国・バングラデシュ間の GSP は、一定の商品カテゴリーについてのみ無税アクセスを認めており、この中に衣料品は含まれていない。よって、2012 年の時点で GSP の対象とされているのは、事実上バングラデシュの対米輸出のわずか 1% にすぎない。ところが、GSP と EBA の労働条項の対象は、協定の対象となっているか、協定に基づき輸出されている品目に限定されていない。よって、2013 年に縫製工場ビル「ラナ・プラザ」が崩落事故を起こしたことは、GSP 協定に基づく同国の利益停止の引き金となった。米国 GSP 労働要件には、建物の安全性を含む労働安全衛生と受容可能な労働条件が盛り込まれていたからである。

この事例研究では、バングラデシュにおける片務的貿易取り決めの政策的手段について論じ、2013 年以前の労働条件と、2013 年のラナ・プラザ崩落事故を受けて GSP と EBA の枠内で実施されたイニシアチブについて評価する。

バングラデシュにおける片務的貿易取り決めの政策的手段

利益停止の可能性に加え、米国 GSP プログラムでは、非国家主体の関与¹²⁷、すなわち労働者の権利尊重に関する懸念がある場合、民間セクターの団体、労組または NGO が申立てを行うことにより、GSP プログラム適格性に異議を唱える機会が、政策手段として用いられている¹²⁸。取り決め実施当初、この片務的プログラムには明確な体系的モニタリングが盛り込まれていなかった。2014 年には「ベターワーク・バングラデシュ」プログラムが発足したが、GSP や EBA 取り決めとの正式な関連づけはなかった。

2013 年には、米国がバングラデシュの GSP 利益を停止したのと同時に、片務的貿易取り決めの枠内での能力育成活動として「行動計画」が正式に導入された。「行動計画」の達成は、GSP による利益の回復を開始する条件とみなされている。「行動計画」には、政府が建物を検査し、防火性を監視する能力の向上や、結社の自由と団体交渉の促進が盛り込まれている。

EBA と正式に連動するものではないが、「持続可能性協約」（これもラナ・プラザ事故を受けて発足したもの）も、EBA との関連で定められた能力構築活動とみなすことができよう。事実、EBA が大きな推進役となったバングラデシュ・EU 間の通商関係は、EU が「持続可能性協約」を採択する際のひとつの根拠となった¹²⁹。バングラデシュ、ILO および米国の共同で立ち上げられ、ILO がモニタリングと促進の役割を務める「持続可能性協約」には、労働者の権利の尊重、責任ある事業運営、建物の構造的完全性および労働安全衛生を強化する継続的な取り組みを支援するという目標がある（第 1 章を参照）。

¹²⁵ Some results presented here are drawn from an ILO background paper (Rellstab, 2015).

¹²⁶ For an overview of the operationalization of EU and US unilateral trade arrangements, see Chapter 1, Section B.

¹²⁷ This can be considered as part of the dialogue shown in figure 2.1.

¹²⁸ Unlike in the US GSP, where this option always existed, in the EU–Bangladesh EBA, third parties were able to use a procedure to challenge Bangladesh’s eligibility only from 1999 to 2001, after which this option was ended.

¹²⁹ http://europa.eu/rapid/press-release_IP-15-4848_en.htm.

「持続可能性協約」や「行動計画」との関連で、いくつか成果も生まれている。例えば、既製衣料品部門では数千か所の工場が、防火性と建物安全性に関する初の検査を受けた。その結果、50 か所を超える危険な工場が全面的または部分的に閉鎖され、さらに数百か所の工場では是正措置の必要性が指摘されたほか、バングラデシュ政府は検査官を増員している。また、バングラデシュ労働法（BLA）の改正により、安全衛生に関する条項が改善され、結社の自由と団体交渉に関する若干の改革も導入された。

ラナ・プラザ崩落事故の1か月後には「バングラデシュ防火・建物安全性協定」も成立した。この協定には買手と国際・国内労働組合が関与し、国際NGOが証人、ILOが中立的かつ独立の助言提供役をそれぞれ務めている。署名者の納入業者に検査のほか、場合によっては防火性と建物安全性の改善を義務づけるこの協定は、GSPともEBAとも正式に連動していない。2016年には、200以上の衣料品ブランドがプログラムに参加し、200万人を超える労働者が改善措置の恩恵を受けている。

1999年から2010年にかけての労働条件の動向

表2.2は、バングラデシュ労働力調査（BLFS）のデータが唯一入手できる1999年から2010年までの期間について、バングラデシュにおける労働条件の動向に関するいくつかの要素を示したものである。衣料品部門が、統計上その他の製造業から分離されたのは2010年になってからのことであるため、下表の数値は製造業全体に関するものである（別途特定する場合を除く）。また、調査ジャーナリストや国際機関（IO）、NGOからの報告も分析に活用した。

表 2.2. バングラデシュ製造業における 1999 年から 2010 年にかけての労働条件の動向概要
(別途特定する場合を除く)

	BLFS 1999年	BLFS 2005年	BLFS 2010年	動向
最低賃金				
• 最低賃金に満たない者	18%	3%	2%	プラス
労働条件				
• 週平均 56 時間の法定限度を超えて働く労働者の割合 ¹	24%	31%	21%	まちまち
• 週 48 時間の国際基準を越えて働く労働者の割合	48%	59%	53%	
児童労働²				
• 5 歳から 11 歳で働く子ども	37%	2%	—	プラス
• 12 歳から 14 歳で週 14 時間を超えて働く子ども	31%	9%	—	
• 15 歳から 17 歳で週 42 時間を超えて働く子ども	37%	68%	55%	
• 5 歳から 17 歳で潜在的に危険な仕事に従事する子ども	13%	3%	3%	
ジェンダーの平等				
• 衣料品部門のジェンダー間賃金格差	—	—	4%	プラス
• 製造業のジェンダー間賃金格差	40%	51%	5%	

注: 衣料品部門が、統計上その他の製造業から分離されたのは 2010 年になってからのことであるため、上表の数値は製造業全体に関するものである(別途特定する場合を除く)。

¹ バングラデシュ労働法(2006年)によると、週平均労働時間の上限は 56 時間。

² 推計値は欠落のないデータのみを用いて算定されており、場合によっては観測値の 72%まで除外されていることがあるため、その解釈には慎重を要する。

1999年から2010年までの期間につき、バングラデシュにおける労働条件と労働者の権利に関する要素はまちまちの動向を示している。この期間中の2006年には、それまでの各種労働法を統合し、一部の条項を改正したBLAが発効するという重大な法制面での変化があったことで、安全衛生、司法へのアクセス、労働者の定義の統一、児童労働、報酬の支払い、社会保障、超過勤務手当の各分野で改善が見られた（Al Faruque, 2009）¹³⁰。BLAは採択当時、結社の自由と団体交渉権という点で既存の法律を改善していなかったことに留意すべきである¹³¹。BLAの採択はGSPやEBAの取り決めと明確に連動していないが、ラナ・プラザ事故後にGSPやEBAとの関連で実施された能力構築活動は、BLAの修正につながった（European Commission, 2015; USDOL and Executive Office of the President of the United States, 2015）。

1999年から2010年までの期間においては、労働者に対する最低賃金以上の支払いという点で改善が見られたが¹³²、労働時間という点では、バングラデシュ法の遵守度も国際基準の遵守度も低くなっている。2005年から2010年にかけては、双方の遵守において改善が見られるものの、1999年から2010年までの期間全体を取れば、バングラデシュ法の遵守度はわずかに改善したのみであり、国際基準の遵守については改善が見られていない。さらに重要なのは、数件の死亡事故が建物安全面での本質的な不備を物語っているのに加え、労働者に対する心理的重圧や暴力が報告されていることである（Rellstab, 2015）。GSPはこの点に関し、最低賃金、労働時間および労働安全衛生という点で労働者に受容可能な労働条件を提供するための措置を講じなかったか、講じていない国には、利益の停止が適用されかねないことを定めている。この条項は1984年にGSPに盛り込まれた。EUのEBAプログラムの枠内で、こうした側面に関する規定は採用されなかった。

さらにデータによると、児童労働の割合は1999年から2005年にかけて、ほぼあらゆる点で減少しているが、週42時間を超えて働く15歳から17歳の子どもについては、2005年から2010年までの間にのみ減少が見られた。児童労働者に係る最低年齢に関する労働条項は1999年、EBAプログラムで導入されたのに続き、2002年には米GSPにも導入されたほか、最悪形態の児童労働の廃絶をねらいとする条項は2002年、EUと米国両方の片務的取り決めで導入された。結社の自由と団体交渉については、定性報告書が衣料品部門における労働組合員労働者に対する暴力の横行と、低い労組加入率を示している（Rellstab, 2015）。しかし、1984年には米GSPで、1999年にはEBAプログラムで、それぞれ結社の自由と団結権、団体交渉権に関する労働条項が採用されている。

最後に、2002年にEBAプログラムの枠内で労働における機会均等に係る条項が導入されてから（米GSPには差別禁止の原則への言及なし）、製造業における賃金のジェンダー格差に大幅な縮小が生じており、2010年時点の衣料品部門のみを見ると、賃金のジェンダー格差はさらに小さくなっている¹³³。但し、明確な性的分業¹³⁴、暴力やセクハラ被害といった課題が積み残されている（Rellstab, 2015）。

¹³⁰ For example, the BLA brought a rise in the indemnification for work-related injuries, a lengthening of maternity leave from 12 to 16 weeks, and the obligation of mandatory appointment letters (Hossain, Ahmed and Akter, 2010).

¹³¹ See, for example, ILO (2013c).

¹³² The minimum wage used for the computation is the minimum wage set in Bangladesh for the readymade garment sector. This was chosen for convenience, as the level and/or existence of a minimum wage varies by sector.

¹³³ The substantial gap between 2005 and 2010 is confirmed by Ahmed and McGillivray (2015), who found comparable results using the same database. They attribute a decisive role in this regard to improvement in females' educational qualifications.

¹³⁴ Although women are a majority in the ready-made garment factories, they rise only very rarely to managerial positions (Sebastio, 2014).

労働条件の諸側面についてこのように検討すると、バングラデシュでは 1999 年から 2010 年にかけて、さまざまな労働条項が片務的取り決めに盛り込まれたにもかかわらず、労働者の権利推進については、一定しない結果が見られている。しかし、2013 年以来、これら取り決めに伴い導入された措置は、すでにいくつか目に見える成果を生んでいる（European Commission, 2015; USDOL and Executive Office of the President of the United States, 2015）。

E 結論

本章では、労働条項の影響が多岐にわたり、国内の立法や制度、経済、企業における実際の労働条件など、さまざまな次元に関わりうることを示した。貿易協定に盛り込まれた労働条項を実施する際、政策立案者には幅広い一連の選択肢がある（法改正、能力構築活動、モニタリングと進捗状況報告、紛争解決）。こうした政策的手段の影響の定量化は困難なことが多いが、マクロレベルでいくつか具体的な分析結果が得られた。第 1 に、貿易協定に労働条項を盛り込むことで、貿易が縮小するという主張を裏づける証拠は見当たらなかった。労働条項の有無にかかわらず、貿易協定は締約国間の貿易をそれぞれ同程度に推進する。第 2 に、労働条項を伴う貿易協定の締約国で、賃金や脆弱雇用比率といった点での労働基準の適用除外は生じていない。さらに、こうした締約国では、労働条項が労働力率の上昇と、労働参加におけるジェンダー格差の縮小につながっている。

追加的分析として事例研究を行ったところ、労働市場への効果を示す証拠がさらに見られた。

CAFTA-DR では、能力構築が非国家主体の持続的関与と相まって、制度面、法制面で数多くの具体的な改善をもたらした。こうした改善としては、労働監督官の増員と研修の改善が挙げられる。例えばドミニカ共和国では、研修を受けた労働監督官が EPZ など、特定の領域でコンプライアンスと競争力を両立できるようになった。

米・カンボジア繊維協定の事例においては、モニタリングやコンプライアンスをはじめとする企業レベルでの本格的介入により、賃金のジェンダー格差を含め、各企業の賃金が改善を見た。

バングラデシュは、労働条項を伴う片務的貿易取り決めの締約国における労働条件の変遷を示す事例である。分析によると、2013 年まで、労働条件と労働関連要件との間に関連性は見られなかった。しかし、世界的な関心を集めたラナ・プラザ崩落事故を機に、特に労働組合の数、建物の安全性、労働法改正に関して目に見える改善がいくつか生まれている。

こうした分析結果は、社会的対話に裏づけられた法改革、能力構築、モニタリング・メカニズムと、労働市場における効果との間に相互作用があることを明らかにしている。しかし、労働市場における効果の長期的かつ幅広い変化をいかにして促進するかという点に関し、影響の持続可能性という重要な課題が残されている。この意味で、補完的な国内政策の実施は欠かせない役割を演じる。これら事例研究に共通する分析結果として、利害関係者の関与が重要な役割を果たしているという点が挙げられる。第 3 章では、この問題についてさらに深く掘り下げる。今後の調査では、国別の事例からより多くの証拠を提供することにより、マクロレベルでの理論的メカニズムの特定に注力することもできよう。

参考資料 I ILO 条約の批准状況

表 2.3. 8 つの ILO 基本条約の貿易協定における 4 つの基本原則という形での批准、労働条項の有無別¹³⁵

基本原則としての批准(単位:%)	労働条項を伴う貿易協定(南アフリカとモンテネグロを含む) ¹³⁶	労働条項を伴う貿易協定(南アフリカとモンテネグロを除く)	労働条項のない貿易協定
児童労働	50	68	65
結社の自由と団体交渉	21	18	11
強制労働	16	9	13
差別	13	5	11

¹³⁵ The timeframe considered for the ratification of ILO Conventions starts with the initiation of the negotiations of a TA and ends three years after its entry into force.

¹³⁶ The ratification rate is highly influenced by the inclusion of South Africa and Montenegro, both of which concluded trade agreements with labour provisions. This might, however, be unrelated to the trade agreement process. The EU started negotiating its agreement with South Africa in 1995, shortly after the end of the apartheid and the country's accession to the ILO in 1994. Within three years of the accession South Africa ratified six fundamental Conventions and in 2000 the country ratified both fundamental Conventions on child labour. Thus, all eight ratifications happened during the observed period of time, but the causal link between the ratifications and the trade agreements is particularly weak because of the concomitant accession to the ILO. Along the same lines, Montenegro joined the ILO in 2006 and ratified all fundamental Conventions in that year, which is within the observed time.

参考資料 II 労働条項と労働市場指標の関係

データの内容

第2章C節では、1991年から2014年までの169の国と地域に関するアンバランスト・パネル・データセットに基づき、2014年末時点で効力を有する260件の貿易協定に関する情報を収集し、貿易協定に盛り込まれた労働条項が労働市場における結果に及ぼす影響の実証的分析を提示している。データセットに含まれる貿易協定の種類は、関税同盟（CU）、関税同盟および経済統合協定（CU & EIA）、経済統合協定（EIA）、自由貿易協定（FTA）、自由貿易協定および経済統合協定（FTA & EIA）、部分的領域協定（PSA）の6つである¹³⁷。実証的分析で用いられた変数は、表2.4に示すとおりである。

表 2.4. 実証的分析で用いた変数の概要

変数	単位	出典
有効な貿易協定 (TA)	該当 = 1 / 非該当 = 0	WTO 地域貿易協定情報システム (RTA-IS) に基づく ILO 調査局資料
労働条項を伴う有効な貿易協定 (TALP)	該当 = 1 / 非該当 = 0	RTA-IS に基づく ILO 調査局資料
実質賃金	2005年国際購買力平価	ILO グローバル賃金データベース
賃金のジェンダー格差	女性被雇用者の名目米ドル・ベース賃金の男性被雇用者の名目米ドル・ベース賃金に対する割合 (%)	ILO グローバル賃金データベース
最低賃金の平均賃金に対する比率	最低賃金を平均賃金で除した指数	ILO グローバル賃金データベース
脆弱雇用比率	自営業者と無給家族労働者の合計が雇用全体に占める割合 (%)	ILO, Trends Econometric Models, April 2015
脆弱雇用比率のジェンダー格差	脆弱雇用全体に女性が占める割合から脆弱雇用男性が占める割合を差し引くことにより得られる階差 (%ポイント)	ILO, Trends Econometric Models, April 2015
労働力率	被雇用者と失業者の合計が現役世代人口に占める割合 (%)	ILO, Trends Econometric Models, April 2015
労働力率のジェンダー格差	男性の労働力率から女性の労働力率を差し引くことにより得られる階差 (%ポイント)	ILO, Trends Econometric Models, April 2015
労働力人口	被雇用者と失業者の合計 (人)	ILO, Trends Econometric Models, April 2015
実質 GDP 成長率	2005年不変米ドル・ベースの GDP 対前年成長率 (%)	世界銀行世界開発指標
1人当たり実質 GDP 成長率 (PCGDP)	2005年不変米ドル・ベース	世界銀行世界開発指標
貿易開放度 (TROPEN)	商品とサービスの輸出入総計が GDP に占める割合 (%)	世界銀行世界開発指標
総天然資源レント (NATURENT)	石油レント、天然ガス・レント、石炭レント、鉱物レントおよび森林レントの合計が GDP に占める割合 (%)	世界銀行世界開発指標
対内 FDI (FDIINFLOW)	FDI の流入額が現行価格・現行為替レートの米ドル・ベースで GDP に占める割合 (%)	UNCTAD Stat

¹³⁷ See WTO's RTA-IS for the full list of all RTAs in force.

脆弱雇用比率のジェンダ－格差	脆弱雇用全体に女性が占める割合から脆弱雇用全体に男性が占める割合を差し引くことにより得られる階差(%ポイント)	ILO, Trends Econometric Models, April 2015
労働力率	被雇用者と失業者の合計が現役世代人口全体に占める割合(%)	ILO, Trends Econometric Models, April 2015

出典: ILO 調査局

方法

回帰分析では、時間不変の各国の異質性に配慮する固定効果モデルを用いている。方程式には時系列制御変数が含まれ、関心の対象となる変数と誤差項との間に強い相関関係が生じないようにしている。

回帰方程式は次の形をとる。

$$LMI_{it} = \beta_0 + \beta_1 TA_{it} + \beta_2 TALP_{it} + \beta_3 GDPGTH_{it} + \beta_4 \ln(PCGDP)_{it} + \beta_5 FDIINFLOW_{it} + \beta_6 TROPEN_{it} + \beta_7 NATRENT_{it} + \mu_i + \lambda_t + v_{it}$$

ここで、 LMI_{it} は、各種の労働市場指標を表す。独立変数としての労働力率とそのジェンダ－格差の回帰は、有意な結果を示したため、これを図 2.2 と 2.3 に示す¹³⁸。

方程式の右辺には、 TA_{it} と $TALP_{it}$ という 2 つの説明変数が含まれている。 TA_{it} は、当該国が何らかの有効な貿易協定を締結しているか否かを示すダミー変数であり、有効な貿易協定を締結していることによる影響を捕捉するものである。 $TALP_{it}$ は、当該国が何らかの労働条項を伴う有効な貿易協定を締結しているか否かを示すダミー変数であり、労働条項の限界効果を捕捉するものである。

加えて、回帰方程式には 7 つの時系列制御変数も含まれている。GDP 成長率 ($GDPGTH_{it}$) は景気循環効果と、当該国の全般的経済実績の制御変数である。1 人当たり GDP の対数 ($\ln(PCDGP_{it})$) は、当該国における生活水準を示すものであるが、これは労働基準と正の相関関係を有する公算が大きい。FDI が雇用に与える影響は、対内 FDI の対数 ($\ln(FDIINFLOW_{it})$) で表されている。貿易開放度に係る変数 ($TROPEN_{it}$) は、投資を誘致しようとする開発途上国が受ける競争圧力増大の可能性に配慮しているが、これによっていわゆる「底辺への競争」現象と、労働基準への悪影響が生じかねない¹³⁹。総天然資源レント ($NATRENT_{it}$) は、天然資源貿易に係る時系列的影響の制御変数である。最後に、 μ_i は国別の固定効果、 λ_t は年効果、 v_{it} は誤差項である。

¹³⁸ The regressions were run with the following labour market indicators, but did not bear any significant results, therefore they are not presented in the chapter: log transformed levels of real wages; growth rates of real wages; gender wage gap; share of vulnerable employment; gender gap in share of vulnerable employment; labour force participation rate; minimum to average wage ratio.

¹³⁹ See, for example, Davies and Vadlamannati (2013).

表 2.5. 固定効果回帰分析の結果:全サンプル

	実質賃金 (水準)	実質賃金 (成長率)	賃金のジェ ンダー格差	脆弱雇用比 率	脆弱雇用比 率男女比	労働力率	労働力率の ジェンダー 格差
貿易協定	0.0506 (0.0490)	-0.223 (1.040)	2.754 (1.770)	1.467 (0.985)	0.0235 (0.0468)	-1.164** (0.495)	1.341** (0.594)
労働条項	-0.0103 (0.0263)	-0.416 (0.824)	0.342 (0.811)	-1.000* (0.549)	0.00345 (0.0218)	1.602*** (0.444)	-1.089** (0.427)
GDP 成長 率	-0.00809*** (0.00268)	0.574*** (0.109)	0.0112 (0.0541)	0.0639 (0.0406)	0.00182 (0.00218)	-0.0478* (0.0265)	0.0374* (0.0192)
1 人当たり GDP	1.003*** (0.210)	1.862 (2.128)	-3.440 (2.585)	-5.596** (2.657)	0.107 (0.0947)	-2.634** (1.168)	5.277*** (1.480)
FDI	-0.000475 (0.000931)	0.0359* (0.0209)	0.00356 (0.0179)	0.0361 (0.0267)	0.000416 (0.00164)	0.0237* (0.0132)	-0.0181 (0.0204)
貿易開放度	0.000251 (0.000643)	-0.0351** (0.0154)	-0.0170 (0.0140)	-0.00322 (0.0124)	-0.000897* (0.000503)	-0.00577 (0.00624)	-0.00647 (0.0108)
天然資源レ ント	-0.00276 (0.00275)	-0.0421 (0.0921)	-0.0738 (0.0971)	-0.0495 (0.0667)	0.00892** (0.00360)	0.0504 (0.0310)	-0.0671* (0.0362)
観察数	1,364	1,249	686	1,396	1,336	2,267	2,267
決定係数	0.595	0.096	0.291	0.202	0.102	0.107	0.554
対象国数	99	99	64	102	102	108	108

カッコ内はロバスト標準誤差。*** $p < 0.01$, ** $p < 0.05$, * $p < 0.1$

出典:ILO 調査局推計

表 2.6. 固定効果回帰分析の結果:北側諸国

	実質賃金 (水準)	実質賃金 (成長率)	賃金のジェ ンダー格差	脆弱雇用比 率	脆弱雇用比 率男女比	労働力率	労働力率の ジェンダー 格差
貿易協定	0.0478 (0.0294)	-0.931 (0.942)	2.285** (0.840)	0.0543 (1.095)	-0.0160 (0.0576)	-2.480** (0.972)	2.316** (1.115)
労働条項	-0.000961 (0.0143)	-0.206 (0.696)	-1.560** (0.584)	-0.856* (0.493)	0.0413 (0.0315)	1.555*** (0.430)	-1.237*** (0.415)
GDP 成長 率	-0.00386** (0.00188)	0.787*** (0.156)	-0.0696 (0.0615)	0.0292 (0.0308)	-0.00234 (0.00231)	-0.161*** (0.0509)	0.136*** (0.0467)
1 人当たり GDP	1.127*** (0.136)	3.603* (1.936)	0.561 (3.340)	-7.476** (2.987)	0.303* (0.161)	1.903 (2.981)	7.448** (3.091)
FDI	-0.000291 (0.000535)	0.0176* (0.0103)	.00535 (0.0153)	-0.0369 (0.0221)	-0.000577 (0.00171)	0.0207* (0.0116)	-0.0283* (0.0142)
貿易開放度	-0.00124** (0.000464)	-0.0232 (0.0205)	-0.0218 (0.0133)	0.0421*** (0.0140)	-0.000755 (0.000848)	-0.000205 (0.0144)	-0.0156 (0.0232)
天然資源レ ント	-0.01000* (0.00530)	-0.0920 (0.150)	-0.247* (0.143)	0.00647 (0.0823)	0.0142 (0.00876)	0.186 (0.128)	0.0415 (0.116)
観察数	603	568	361	686	670	780	780
決定係数	0.851	0.337	0.478	0.306	0.339	0.232	0.714
対象国数	37	37	33	36	36	37	37

カッコ内はロバスト標準誤差。*** $p < 0.01$, ** $p < 0.05$, * $p < 0.1$

出典:ILO 調査局推計

表 2.7. 固定効果回帰分析の結果:南側諸国

	実質賃金 (水準)	実質賃金 (成長率)	賃金のジェ ンダー格差	脆弱雇用比 率	脆弱雇用比 率男女比	労働力率	労働力率の ジェンダー 格差
貿易協定	-0.0268 (0.0832)	0.0494 (1.447)	4.924 (4.078)	3.418** (1.614)	0.0526 (0.0772)	-0.781 (0.646)	0.541 (0.713)
労働条項	-0.0222 (0.0474)	-0.462 (1.200)	2.383 (1.485)	-0.272 (0.963)	-0.00354 (0.0367)	1.576*** (0.588)	-1.405** (0.600)
GDP 成長 率	-0.00871** (0.00363)	0.480*** (0.157)	0.00507 (0.0683)	0.0401 (0.0540)	0.00248 (0.00292)	-0.0312 (0.0266)	0.0264 (0.0206)
1 人当たり GDP	1.072*** (0.293)	0.0905 (2.709)	-3.645 (4.837)	-1.085 (4.053)	-0.191* (0.0988)	-2.738** (1.311)	4.754*** (1.729)
FDI	0.00151 (0.00353)	0.0705 (0.108)	-0.00239 (0.0838)	0.186*** (0.0625)	0.00190 (0.00211)	0.0221 (0.0280)	0.00808 (0.0419)
貿易開放度	0.000455 (0.000876)	-0.0453* (0.0246)	-0.00733 (0.0266)	-0.0342* (0.0190)	-0.000764* (0.000426)	-0.00928 (0.00661)	-0.00779 (0.0116)
天然資源レ ント	-0.00155 (0.00326)	-0.00752 (0.106)	-0.0296 (0.119)	-0.0217 (0.0741)	0.00550 (0.00343)	0.0618* (0.0355)	-0.0677* (0.0375)
観察数	761	681	325	710	666	1,487	1,487
決定係数	0.515	0.060	0.309	0.257	0.097	0.111	0.497
対象国数	62	62	31	66	66	71	71

カッコ内はロバスト標準誤差。*** $p < 0.01$, ** $p < 0.05$, * $p < 0.1$

出典: ILO 調査局推計

参考資料 III 労働条項の貿易への影響

本章 C 節では、貿易の重力モデルに基づき、労働条項を伴う貿易協定と、労働条項のない貿易協定が貿易の流れに及ぼす影響を推計している。

推計方法

この推計は、非線形ポワソン疑似最尤推定法に依拠している（Santos Silva and Tenreyro, 2006）。この手法では、貿易の流れがゼロの場合も対象とできるほか、その他の頻繁に用いられる方法とは対照的に、データの不均一分散に対して頑強である。

貿易協定の労働条項が貿易に及ぼす影響を判定するため、下記の非線形方程式による推計を行った。

$$X_{ijt} = \exp \left(\beta_0 + \beta_1 \log(\text{Dist}_{ij}) + \beta_2 \log(\text{GDP}_{it}) + \beta_3 \log(\text{GDP}_{jt}) + \sum_{b=1}^4 (\delta_b C_{b,ij}) \right. \\ \left. + \gamma_1 TA_{ijt} + \gamma_2 TALP_{ijt} + \theta_1 TAXDIV_{ijt} + \theta_2 TALPXDIV_{ijt} \right. \\ \left. + \mu_1 TAMDIV_{ijt} + \mu_2 TALPMDIV_{ijt} + \varepsilon_i + \varepsilon_j + \varepsilon_t \right) \varepsilon_{ijt}$$

ここで、従属変数 X_{ijt} は、 t 年における i 国から j 国への商品輸出である。貿易の標準的重力モデルがいずれもそうであるように、 i 国と j 国における最も人口が多い都市間の距離として測定された地理的距離 Dist_{ij} 、および、 t 年における輸出国と輸入国の GDP である GDP_{it} と GDP_{jt} が、説明変数として含まれている。

加えて、回帰方程式には貿易当事国間に固有の情報に関するダミー変数 $C_{b,ij}$ が含まれている。このダミー変数は、2 つの貿易当事国間に 1945 年以降、植民地関係があったか否か、2 つの貿易当事国が国境を接しているか否か、少なくとも一方の当事国が内陸国であるか否か、および、両当事国に共通の公用語があるか否かを示している。方程式には輸出国、輸入国および年固定効果に係る制御変数 ε_i 、 ε_j および ε_t も含まれている。

主に関心の対象となる変数は、 TA_{ijt} と $TALP_{ijt}$ である。この 2 つのダミー変数のうち前者は、 t 年において i 国と j 国との間に有効な貿易協定（労働条項の有無を問わず）があるか否かを示すものである。後者は、労働条項を伴う有効な貿易協定があるか否かを示すものである。そのうえで、推計された係数 γ_1 は労働条項のない貿易協定の影響を示し、 $\gamma_1 + \gamma_2$ は労働条項を伴う貿易協定の影響を示す。したがって、 γ_2 は労働条項による特異な影響となる。

ダミー変数 $TAXDIV_{ijt}$ は、輸出移転効果を測定するものであり、輸出国 i が輸入国 j 以外の何らかの国と少なくとも 1 件の有効な貿易協定を締結している場合、1 の値を取る。同様に、変数 $TALPXDIV_{ijt}$ は、輸出国 i が輸入国 j 以外の何らかの国と少なくとも 1 件の労働条項を伴う有効な貿易協定を締結しているか否かを示す。ダミー変数 $TAMDIV_{ijt}$ は、輸入移転効果を測定するものであり、輸入国 j が輸出国 i 以外の何らかの国と少なくとも 1 件の有効な貿易協定を締結している場合、1 の値を取る。同様に、変数 $TALPMDIV_{ijt}$ は、輸入国 j が輸出国 i 以外の何らかの国と少なくとも 1 件の労働条項を伴う有効な貿易協定を締結しているか否かを示している。

このモデルの異形は、2 つの貿易当事国の所得グループを判別し、先進国・地域間（北北）、開発途上国・地域間（南南）、先進国・地域から開発途上国・地域（北南）は、お

よび、開発途上国・地域から先進経済国・地域へ（南北）の輸出に対する労働協定の影響を導出している。

データソース

1995年から2014年にかけて、162か国に係るデータを収集した。商品輸出はUNCTADのデータを活用した。GDPは世界銀行の世界開発指標データベースから入手した。各国および2当事国の地理的距離、かつての植民地関係、共通言語および地理的特徴は、フランスの研究センターCEPIIが公表したGeoDistデータセット（Mayer and Zignago, 2011）から入手した。

WTOウェブページ上のWTO RTA-ISからは、計260件の貿易協定に関する情報を収集した。より具体的には、各貿易協定の締約国、および、各貿易協定の発効年に関するデータを収集した。

推計結果

図2.4に示す推計結果は、上記方程式による推計に基づいている。図では、主に関心の対象となる変数に関する結果のみを示しているが、制御変数について推定された係数は、行われた回帰で期待どおりの符号を示した。相互に国が離れれば離れるほど、貿易量も少なくなる。輸出国と輸入国のGDPが増えれば、これら2国間の貿易は増えるという関係も見られる。国境を接していたり、植民地関係があったり、言語が共通であったりすれば、貿易にプラスの影響が及ぶ。貿易当事国のいずれか一方が内陸国であれば、貿易が少なくなるという特徴も見られる。さらに詳しい結果については、Viegelahn（近日刊行）を参照のこと。

参考文献

Acosta, P.; Montes-Rojas G. 2013. *Informal jobs and trade liberalisation in Argentina*, working paper No. 13/10 (London, Department of Economics, City University).

Aguayo- Tellez, E. 2011. *The impact of trade liberalization policies and FDI on gender inequalities: A literature review*, background paper (World Bank).

Ahmed, S.; McGillivray, M. 2015. “Human capital, discrimination, and the gender Wage gap in Bangladesh”, in *World Development*, Vol. 67, pp. 506–524.

Aissi, J.; Peels, R.; Samaan, D. Forthcoming. *Evaluating the effectiveness of labour provisions in trade agreements – a synthesis*, working paper (Geneva, ILO).

Al Faruque. A. 2009. *Current status and evolution of industrial relations system in Bangladesh* (Delhi, ILO).

Aleksynska, M.; Schindler, M. 2011. *Labor market regulations in low-, middle and high-income countries: A new panel database*, IMF working paper WP/11/154 (Washington DC, International Monetary Fund).

Aleman-Castilla, B. 2006. *The effect of trade liberalization on informality and wages: Evidence from Mexico*, CEP discussion paper No. dp0763 (Centre for Economic Performance, LSE). Available at: <https://ideas.repec.org/p/cep/cepdps/dp0763.html>.

American Federation of Labor and Congress of Industrial Organizations (AFL–CIO). 2014. *Labor capacity-building efforts under the Dominican Republic–Central America–United States Free Trade Agreement*, comments from AFL–CIO. Available at: <http://www.regulations.gov/#!documentDetail;D=DOL-2014-0005-0003>.

Amiti, M.; Davis D.R. 2012. “Trade, firms, and wages: Theory and evidence”, in *Review of Economic Studies*, Vol. 79, No. 1, pp. 1–36. Available at: <https://ideas.repec.org/a/oup/restud/v79y2012i1p1-36.html>.

Banks, K. 2011. “Trade, labour and international governance – An inquiry into the political effectiveness of the new international labor law”, in *Berkeley Journal of Employment and Labor Law*, Vol. 32, pp. 45–142.

Bazillier, R.; Rana, T. A. 2015. Social clauses in free-trade agreements: An efficient tool to improve labor standards, Presentation at 4th conference on the regulating decent work network, 9 July, 2015. Available at: http://www.rdw2015.org/uploads/submission/presentation/145/bazillier_rana_slides.pdf [Accessed 17 May, 2016].

Berik, G.; Van der Meulen Rodgers, Y. 2010. “Options for enforcing labour standards: Lessons from Bangladesh and Cambodia”, in *Journal of International Development*, Vol. 22, pp. 56–85.

Brown, D.K.; Dehejia, R.; Robertson, R.; Domat, G.; Veeraragoo, S. 2015. *Are sweatshops profit-maximizing? Answer: No. Evidence from Better Work Vietnam*, Better Work discussion paper series, No. 17.

Brown, D.K.; Dehejia, R.; Robertson, R. 2013. *Is there an efficiency case for international labour standards?* Better Work discussion paper series, No. 12.

Carbonero, S. 2011. *Mid-Term Evaluation of the Labor Law Compliance Program in CAFTA–DR “Cumple y Gana III–Inspection”*. USDOL Cooperative Agreement. Available at: http://www.dol.gov/ilab/projects/summaries/central_america_labor_compliance_meval.pdf.

Cheng Lo, R. 2013. “El círculo virtuoso de la toma de decisiones basada en información”, in *Perspectiva Laboral Avances en el Cumplimiento Laboral en Centro America y Republica Dominicana*, No. 1 (June, Year 3) (Costa Rica, ILO).

Clarke, C. 2007. *Assessing the impact regionalism has on labor rights and employment standards*, paper, International Studies Association, 48th Annual Convention, Chicago, United States, 28 Feb.

Clyde Hufbauer, G.; Schott, J. 2006. *NAFTA revisited: Achievements and challenges* (Washington, DC, Institute for International Economics), p. 128.

Crino, R. 2010. “Employment effects of service offshoring: Evidence from matched firms”, in *Economics Letters*, Vol. 107, No. 2.

Davies, B.R.; Vadlamannati, K.C. 2013. “A race to the bottom in labor standards? An empirical investigation”, in *Journal of Development Economics*, Vol. 103, pp. 1–14.

De Schutter, O. 2015. *Trade in the Service of Sustainable Development. Linking Trade to Labour Rights and Environmental Standards* (Oxford and Portland, Oregon, Hart Publishing).

Delpech, Q. 2013. *The effects of the promotional dimension of the labour provisions in trade agreements: The case of CAFTA–DR*, background paper (Geneva, ILO Research Department).

Dewan, S.; Ronconi, L. 2014. *US free trade agreements and enforcement of labor law in Latin America*, working paper series No. IDB-WP-543 (Inter-American Development Bank).

Donner, A.; Lazer, F. 1974. “Employment expectations and labour force participation in Canada”, in *Relations Industrielles [Industrial Relations]*, Vol. 29, No. 2, pp. 320–331.

Doumbia-Henry, C.; Gravel, E. 2006. “Free trade agreements and labour rights: Recent developments”, in *International Labour Review*, Vol. 145, No. 3, pp. 185–222.

Dutt, P.; Mitra D.; Ranjan, P. 2009. “International trade and unemployment: Theory and cross-national evidence”, in *Journal of International Economics*, Vol. 78, No. 1, pp. 32–44.

European Commission. 2015. *Bangladesh Sustainability Compact, Technical Status Report*, 24 Apr. 2015.

Feenstra, R.; Hanson, G. 2001. *Global production sharing and rising inequality: A Survey of trade and wages*, working paper No. 8372 (National Bureau of Economic Research). Available at: <http://www.nber.org/papers/w8372>.

Felbermayr, G.J.; Larch M.; Lechthaler, W. 2013. “Unemployment in an interdependent world”, in *American Economic Journal: Economic Policy*, Vol. 5, No. 1, pp. 262–301. Available at: <https://ideas.repec.org/a/aea/aejpol/v5y2013i1p262-301.html>.

Fimbow, R.G. 2006. *The limits of regionalism: NAFTA's labour accord* (Aldershot, Ashgate Publishing).

Flanagan, R.J. 2003. “Labor standards and international competitive advantage”, in R.J. Flanagan and W.B. Gould (eds): *International Labor Standards: Globalization, Trade, and Public Policy* (Stanford, Stanford University Press), pp. 15–59.

Galhardi, R. 1998. *Maquiladoras prospects of regional integration and globalization*. Employment and Training Papers No. 12 (Geneva, ILO).

Goldberg P.K; Pavcnik N. 2003. “The response of the informal sector to trade liberalization”, in *Journal of Development Economics*, Vol. 72, No. 2, pp. 463–496.

Gonzalez Arroyo, M. and O'Brien, D. 2011. *CAFTA–DR labour capacity building evaluation* (Washington, DC, Management Systems International).

Harrison, A.; McLaren, J. and McMillan, M. 2011. “Recent perspectives on trade and inequality”, in *Annual Review of Economics*, Vol. 3, No. 1, pp. 261–289.

Helpman, E.; Itskhoki, O.; Muendler, M.; Redding, S. 2012. *Trade and inequality: From theory to estimation*, working paper No. 17991, National Bureau of Economic Research. Available at: <http://www.nber.org/papers/w17991>.

Helpman, E.; Itskhoki, O.; Redding, S. 2011. *Trade and labor market outcomes*, working paper No. 16662 (National Bureau of Economic Research). Available at: <http://www.nber.org/papers/w16662>.

Helpman, E.; Krugman, P. 1985. *Market structure and foreign trade: Increasing returns, imperfect competition, and the international economy* (Cambridge, MIT Press). Available at: <https://mitpress.mit.edu/books/market-structure-and-foreign-trade>.

Hossain, J.; Ahmed, M.; Akter, A. 2010. *Bangladesh Labour Law: Reform Directions*, in association with BILS Research and Advisory Team. http://ndc.gov.bd/lib_mgmt/webroot/earticle/2088/Bangladesh_labour_Law.pdf (consulted 12 Feb. 2016).

Human Rights Watch. 2001. *Trading away rights: The unfulfilled promise of NAFTA's labor side agreement* (New York). Available at: <http://www.hrw.org/reports/2001/nafta/>.

ILO. 2003. *Fundamental principles and rights at work: A labour law study* (Geneva).

—. 2005. *Facts and figures: Better Factories Cambodia* (Geneva).

- . 2011. *Strengthening the civil service systems in the labour ministries in CAFTA–DR countries, Final Evaluation*, Evaluation Summaries (San Jose). Available at: http://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed_mas/---eval/documents/publication/wcms_172101.pdf.
- . 2013a. *Working conditions laws report 2012: A global review*. (Geneva).
- . 2013b. *Studies on growth with equity: Social dimensions of free trade agreements* (Geneva, ILS).
- . 2013c. *Report of the Committee of Experts on the Application of Conventions and Recommendations*. Report III, Part 1A, ILC, 102nd Session.
- . 2014. *Rules of the game: A brief introduction to international labour standards*, revised edition (Geneva).
- Inside US Trade*. 2005. “Portman unveils plans for CAFTA funds in effort to draw votes” (22 July).
- Jaumotte, F.; Lall, S; Papageorgiou, C. 2013. “Rising income inequality: Technology, or trade and financial globalization?”, in *IMF Economic Review*, No. 61, Vol. 2, pp. 271–309.
- Juhn, C.; Ujhelyi, G.; Villegas-Sanchez, C. 2014. “Men, women, and machines: How trade impacts gender inequality”, in *Journal of Development Economics* Vol. 106, pp. 179–193.
- Katz, L.; Autor, D. 1999. “Changes in the wage structure and earnings inequality”, in O. Ashenfelter and D. Card (eds): *Handbook of Labor Economics*, Vol. 3 (Elsevier), pp. 1463–1555.
- Kay, T. 2005. “Labor transnationalism and global governance: The impact of NAFTA on transnational labor relationships in North America”, in *American Journal of Sociology*, Vol. 111, No. 3, pp. 715–765.
- Klein, M.W.; Moser, C.; Urban, D.M. 2010. *The contribution of trade to wage inequality: The role of skill, gender, and nationality*, working paper No. 15985, National Bureau of Economic Research, Inc. Available at: <https://ideas.repec.org/p/nbr/nberwo/15985.html>.
- Korinek, J. 2005. *Trade and gender*, OECD trade policy papers (Paris, Organisation for Economic Co-operation and Development (OECD)).
- Krugman, P.; Obstfeld, M.; Melitz, M. 2012. *International economics* (Boston, Pearson Education).
- Krugman, P.R. 2008. “Trade and wages, reconsidered”, in *Brookings Papers on Economic Activity*, Vol. 39, No. 1 (Spring), pp. 103–154. Available at: <https://ideas.repec.org/a/bin/bpeajo/v39y2008i2008-01p103-154.html>.
- Lopez Mourelo, M. E.; Samaan, D. Forthcoming. *The effectiveness of labour provisions in reducing the gender wage gap*, working paper (Geneva, ILO).
- Luce, S.; Turner, L. 2012. *Pre-ratification effects of US trade agreements on labour standards*, background paper (Geneva, ILO).

- McMillan, M.; Verduzco, I. 2011. “New evidence on trade and employment: An overview,” in M. Jansen, R. Peters and J.M. Salazar-Xirinachs (eds): *Trade and employment, from myths to facts* (ILO), pp. 23–60.
- Macro International Inc. 2009. *Independent Midterm Evaluation of the Todos y Todas Trabajamos project in Central America and the Dominican Republic*.
- Mayer, T.; Zignago, S. 2011. *Notes on CEPII’s distance measures: The GeoDist Database*, working paper No. 2011-25 (Paris, CEPII).
- Melitz, M.J. 2003. “The impact of trade on intra-industry reallocations and aggregate industry productivity”, in *Econometrica*, Vol. 71, No. 6, pp. 1695-1725.
- Melitz, M.J.; Redding, S.J. 2014. “Heterogeneous firms and trade”, in E. Helpman, K. Rogoff and G. Gopinath (eds): *Handbook of International Economics*, Vol. 4 (Elsevier), pp. 1-54.
- Munro, L. 2011. *A literature review on trade and informal labour markets in developing countries*, OECD trade policy working papers, No. 132.
- Neumayer, E.; De Soysa, I. 2011. *Globalization and the empowerment of women: An analysis of spatial dependence via trade and foreign direct investment*, LSE research online documents on economics No. 30792 (London School of Economics and Political Science).
- Nolan Garcia, K.A.; O’Connor, E. Forthcoming. *The effectiveness of trade based clauses in improving labour rights protections: The case of the CAFTA -DR labour clause*, background paper (Geneva, ILO Research Department).
- Oostendorp, R.H. 2009. “Globalization and the gender wage gap”, in *World Bank Economic Review*, Vol. 23, No. 1, pp. 141-161.
- Orbie, J; Tortell, L. 2009. “The new GSP+ beneficiaries: Ticking the box or truly consistent with ILO findings?”, in *European Foreign Affairs Review*, Vol. 14, Issue 5, pp. 663-681.
- Organisation for Economic Co-operation and Development (OECD). 1996. *Trade, employment and labour standards - A study of core workers’ rights and international trade* (Paris).
- . 2011. *Divided we stand: Why inequality keeps rising*. Available at: <http://dx.doi.org/10.1787/9789264119536-en>.
- . 2013. *Interconnected economies: Benefiting from global value chains*. Available at: <http://www.oecd.org/sti/ind/interconnected-economies-GVCs-synthesis.pdf>.
- Pavcnik, N. 2011. “Globalization and within-country income inequality”, in M. Bacchetta and M. Jansen (eds): *Making globalization socially sustainable* (Geneva, WTO/ILO), pp. 233-259.
- Paz, L. 2014. “The impacts of trade liberalization on informal labor markets: A theoretical and empirical evaluation of the Brazilian case”, in *Journal of International Economics*, Vol. 92, No. 2, pp. 330-348.

- Peluffo, A. 2013. "Assessing labor market impacts of trade opening in Uruguay", in *SpringerPlus*, Vol. 2, No. 219.
- Plummer, M.G.; Petri, P.A.; Zhai, F. 2014. *Assessing the impact of ASEAN economic integration on labour markets*, working paper, No. 486351 (Bangkok, ILO).
- Polaski, S. 2004. "Protecting labor rights through trade agreements: An analytical guide", in *Journal of International Law and Policy*, Vol. 10, pp. 13-25.
- . 2006. "Combining global and local forces: The case of labor rights in Cambodia", in *World Development*, Vol. 34, No. 5.
- . 2009. *Harnessing global forces to create decent work in Cambodia* (Geneva, ILO).
- Rellstab, S. 2015. *The effectiveness of labour provisions under the Generalised System of Preferences (GSP) - a case study for the garment sector in Bangladesh*, background paper (Geneva, ILO).
- Rellstab, S., Sexton, D. 2014. *The effectiveness of labour provisions in the Cambodia -United States Bilateral Textile Agreement for the reduction of child labour in Cambodia*, background paper (Geneva, ILO).
- Rosnick, D. 2013. *Gains from trade? The net effect of the Trans-Pacific Partnership Agreement on US wages* (Washington, DC, Center for Economic and Policy Research).
- Salem, S; Rozental, F. 2012. "Labor standards and trade: A review of recent empirical evidence", in *Journal of international Commerce and Economics* (United States International Trade Commission), pp. 1-36.
- Samet, A. 2011. *Labor provisions in US free trade agreements. Case study of Mexico, Chile, Costa Rica, El Salvador and Peru*, policy brief (Inter-American Development Bank, Integration and Trade Section).
- Santos Silva, J.M.C.; Tenreyro, S. 2006. "The log of gravity", in *Review of Economics and Statistics*, Vol. 88, No. 4, pp. 641-658.
- . 2013. "From disguised protectionism to rewarding regulation: The impact of trade-related labor standards in the Dominican Republic", in *Regulation & Governance*, Vol. 7, No. 3, pp. 299-320.
- Sebastio, F. 2014. "Female empowerment in the Bangladeshi garment industry", in *International Growth Centre*. Available at: <http://www.theigc.org/blog/femaleempowerment-in-the-bangladeshi-garment-industry/> [12 Feb. 2016].
- Siroen, J. et al. 2008. *The use, scope and effectiveness of labour and social provisions and sustainable development aspects in bilateral and regional free trade agreements* (European Commission).
- Teague, P. 2003. "Labor-standard setting and regional trading blocs: Lesson drawing from the NAFTA experience", in *Employee Relations*, Vol. 25, No. 5, pp. 428-452.

Tejani, S.; Milberg, M. 2010. *Global defeminization? Industrial upgrading, occupational segmentation and manufacturing employment in middle-income countries*, working paper No. 2010-1 (New York, Schwartz Center for Economic Policy Analysis).

Trefler, D. 2004. “The long and short of the Canada-US free trade agreement”, in *American Economic Review*, Vol. 94, No. 4, pp. 870-895.

United States Department of Labor (USDOL). 2009. *Progress in implementing capacity-building provisions under the labor chapter of the Dominican Republic -Central America -United States Free Trade Agreement*.

–. 2012. *Progress in implementing Chapter 16 (Labor) and Capacity-Building under the labor chapter of the Dominican Republic -Central America -United States Free Trade Agreement*.

–. 2015. *Progress in implementing Chapter 16 (Labor) and Capacity-Building under the labor chapter of the Dominican Republic -Central America -United States Free Trade Agreement*.

USGAO. 2014. *Free trade agreements: U.S. partners are addressing labor commitments, but more monitoring and enforcement are needed*, report to Congressional Requesters.

USTR. 2005a. *The facts about improving labor conditions*, CAFTA policy brief, July.

–. 2005b. *CAFTA’s strong protections for labor rights: A comprehensive strategy*, CAFTA policy brief, Feb.

–. 2011. *CAFTA -DR labor capacity building*. Available at: <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/fact-sheets/2011/may/cafta-dr-labor-capacity-building>.

Viegelahn, C. Forthcoming. *Are labour provisions in trade agreements harmful for trade? Evidence from a gravity model* (Geneva, ILO).

Weisbrot, M.; Lefebvre, S; Sammut, J. 2014. *Did NAFTA help Mexico? An assessment after 20 years* (Washington, DC, Center for Economic and Policy Research). Available at: <http://www.cepr.net/documents/nafta-20-years-2014-02.pdf>.

Wells, D. 2006. “Best practice in the regulation of international labor standards: Lessons of the US-Cambodia Textile Agreement”, in *Comparative Labor Law & Policy Journal*, Vol. 27, No. 3.

Witte, J.M. 2008. *Realizing core labor standards: The potential and limits of voluntary codes and social clauses - A review of the literature*, Office for Social and Ecological Standards, and Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (Eschborn, Deutsche Gesellschaft für Technische Zusammenarbeit (GTZ) GmbH).

Working Group of the Vice Ministers responsible for trade and labor in the countries of Central America and the Dominican Republic, and the Inter-American Development Bank. 2005. *The Labor Dimension in Central America and the Dominican Republic: Building on progress - Strengthening compliance and enhancing capacity* (Washington, DC).

Yaraslau, K. 2008. “Why European Union trade sanctions do not work”, in *Minnesota Journal of International Law*, Vol. 17, p. 209.

第 3 章 貿易協定の交渉と実施への利害関係者の実効的関与

主な分析結果

- NAFTA/NAALC（1994 年）以来、各国政府は、段階的に、社会的パートナーや、さらには一般市民との情報共有や対話のためのメカニズムを導入してきた。この動きは、貿易交渉（従来は政府間で、一般の参加や知見をほとんど伴わずに行われてきたもの）の不透明性を緩和しようという、過去 20 年間の全般的な趨勢を反映している。さらに、貿易協定自体で利害関係者の関与に明示的に言及することも、広く一般的に行われるようになってきた。
- 本章の分析結果によると、分析対象国のほとんどが利害関係者の関与（社会的パートナーを含む）のための制度的メカニズムを導入済みである。このようなメカニズムには、参加が固定された恒久的協議メカニズムと、より幅広い市民社会と一般市民が関与する、さらに包摂的なメカニズムの両方が含まれる。しかし、どの手法を優先するかは、国によって異なる。
- 利害関係者は、労働条項の実施にも関与するようになってきている。カナダ、EU および米国の貿易協定には、利害関係者諮問グループの見解を求めたり、これを設置したりする可能性が盛り込まれている。この関連で、EU については、(i) 諮問機関の見解を求めることを両当事国に義務づけるとともに、(ii) 貿易当事国の市民社会の間で対話を促進することを目指す制度的メカニズムを設置するという、興味深い特徴が見られる。
- 但し、貿易協定に利害関係者の参加を促す条項が盛り込まれるようになってきたとはいえ、こうしたメカニズムが実際に利用されるケースはまだ限られている。政府はある程度、利害関係者に情報を提供し、制度的メカニズムを通じてその見解を求めてはいるものの、利害関係者は特に、交渉過程に関する全般的な透明性にあまり満足していない。例えば、フィードバックを提供したり、利害関係者の見解が政策決定過程でどのように考慮されたかに関する情報を提供したりすることにより、説明責任を強化することが大きな課題となっている。
- 証拠からは、利用関与のプロセスの効果が上がっており、利害関係者の関与について法的、政治的、制度的成果が出ていることが示唆される。こうした成果は、申立ての提起、政治的行動、モニタリングなど、さまざまなメカニズムの活性化を通じて生じている。しかも、こうしたメカニズムの活性化では、国際的な市民社会連合が根本的な役割を果たしている。

序

第 2 章で見たとおり、社会的対話の強化は、労働条件改善に向けた社会的圧力を増すうえで重要な要因となっている。よって、利害関係者には変革促進の過程で演じるべき役割があるといえる。

経済的ガバナンス取り決めは政府間で署名されるものの、社会的パートナー（労働組合と使用者団体）をはじめとするその他の利害関係者は¹⁴⁰、これら協定の交渉と実施の過程で正当な発言権を有する存在として認識されるようになってきた¹⁴¹。協定でも徐々に、利害関係者の役割に対して一層包括的な言及がなされるようになっており、特に申立ての提起を通じた紛争解決（例えば、CAFTA-DR や米国・ペルー貿易協定によるもの）などの実施メカニズムの発動により、利害関係者が労働者の権利促進において果たす役割の重要性は、経験からも明らかになっている¹⁴²。労働組合をはじめとする労働者の権利擁護者は、この点で鍵を握る存在となってきた。さらに、例えば諮問機関のメンバーとして、また、労働分野の CSR 方針をその事業慣行に組み入れる場合、労働者の権利を促進するうえで民間企業が果たす具体的な役割についても、取り組みがなされるようになってきた。

こうした動向は、部分的に経済的ガバナンス協定が対象とする問題の幅が拡大し、労働基準や環境保護、健康と安全、政府調達、さらには人々の暮らし方に影響を与えかねないその他の規制も対象となりうることによって、さらに弾みがついている。しかし利害関係者は、民主的な正当性や、交渉過程全般の透明性の低さを懸念するとともに、交渉・実施段階双方への関与の度合いについて落胆を表明している（*Inside US Trade*, 2015d; interviews, 2014a; 2014b; 2015b）。しかも、貿易協定は利害関係者の参加拡大を促進するメカニズムを定めているものの、こうしたメカニズムの利用は実際のところ、依然として限られている。TTIP、TPP および EU・カナダ包括的経済貿易協定（CETA）という、史上最大規模の3つの貿易協定が交渉または批准の過程に入っている中で、利害関係者関与の問題は時宜にかなった課題といえる。

こうした背景の中で、本章の目的は、貿易政策の策定と実施への利害関係者関与のために定められるメカニズムについて検討し、これらが労働者の権利と労働条件の改善に効果を上げたかどうかを検討することにある¹⁴³。

既存の学術文献は、貿易協定を通じた労働者の権利促進に利害関係者が果たす役割に対し、限定的な関心しか払っていない。それでも、一部の研究は、労働条項が望まれる影響を及ぼすためには、強力な市民社会主体の存在が前提条件となる（例えば、労働基準の改善を主張したり、実施メカニズムを発動したりすることにより）ことを示唆している（Alger, 1997; Hafner-Burton, 2009; Cameron and Tomlin, 2000; and Murillo and Schrank, 2005）。また、多くの新興国・地域や開発途上国・地域では、そもそも市民社会団体が存在しないため、貿易協定を通じ、外圧によって労働基準を改善することが必要だとも論じられている（ILO, 2013; Greven, 2005; and Nolan Garcia and O'Connor, 近日刊行）。例えば、活動家が世論の認識を高め、労働問題に関する支持を取り付けるうえで、申立手続きが重要な手段となってきた様子は、多くの研究で明らかにされている（Athreya, 2011; Buchanan and Chaparro, 2008; Compa, 2001; Kay, 2005; and Graubart, 2008）。NAFTA/NAALC では、申立手

¹⁴⁰ “Stakeholder involvement” is a diverse concept that potentially includes a large range of different types of non-State actors. Although the involvement of non-State actors, such as NGOs, labour advocates, the media or the general public is implicitly dealt with as well, our use of the term is primarily focused on the social partners. This is in line with how stakeholder involvement has traditionally been understood from an ILO perspective, where an emphasis is put on social dialogue and tripartism, with freedom of association and freedom of expression forming the basis for meaningful involvement (see, for example, 1998 ILO Declaration on Fundamental Rights and Principles at Work).

¹⁴¹ This development is, for instance, reflected in the European Commission’s trade strategy of 2015, where an emphasis is put on the role of transparency and stakeholder involvement in trade policy (European Commission, 2015b).

¹⁴² Historically, employers’ and business organizations have played a larger role than trade unions in the negotiation phase of trade agreements, that is, with respect to technical advice on barriers to trade in specific industries.

¹⁴³ A discussion on how to understand “effectiveness” is part of Chapter 2

続きの成果のひとつとして、カナダ、メキシコ、米国の労働者の権利擁護者間に国際的なネットワークができ上がった。CAFTA-DR や米・ペルー貿易協定に基づく申立てでも、同じ成果が見られた¹⁴⁴。その他、カンボジアの事例に焦点を当て、評判を意識する買手の役割や、企業レベルで労働条件を改善する手段としての開示の重要性を指摘した研究もある (Ang et al., 2012; Oka 2010)。

さらに、交渉と実施のプロセスにおける国際的な市民社会協力により、権利擁護団体は、長期的に労働条件にプラスに働く影響を与えうる知識や能力を獲得できる¹⁴⁵。異なる実施メカニズムの組み合わせが、政策に影響を及ぼせる追加的手段をどのように生み出すかという点については、さまざまな論文で取り上げられている。例えば Douglas et al. (2004) は、米 GSP を検討し、法律、政治および開発協力の次元を含む効果的な「諸力の合流」の重要性を強調する。同様に、Glaubart (2008) は、NAFTA/NAALC に盛り込まれた国際的な法的資源が、政治的行動と組み合わせられれば、成果が上がる可能性はさらに高まることを示唆する。

これらの研究者は、異なるメカニズムを組み合わせることの重要性を明らかにするか、歴史的な振り返りを行っている。しかし、異なる手法 (米国、EU、カナダなど) を一緒に分析し、これらメカニズムの体系的な評価を行う研究はまだ行われていない。この点で、本章はさまざまな形で、利害関係者の関与に関する学術文献と議論に貢献するものといえる。A 節では、諮問機関など、貿易協定の異なる段階で利害関係者の関与を図るための現行の制度的メカニズムを評価する。B 節ではさらに、関係者の関与戦略とその他のメカニズムの利用が、貿易と労働の分野における政策変更と、これに対する影響にどの程度、効果を上げているのかについて検討する。C 節では、本章の内容をまとめる。

¹⁴⁴ The public submissions under the US–Peru trade agreement are not included in this assessment.

¹⁴⁵ For example, Rettberg et al. (2014); Postnikov and Bastiaens (2014).

A 利害関係者の関与を図る制度的メカニズムの評価

本節では主として、協定の各段階における労働条項の主な推進国（EU、米国およびカナダ）のさまざまなアプローチを比較検討する（Box 3.1）。さらに、チリや EFTA¹⁴⁶、ニュージーランドなど、その他の主体の慣行についても検討する¹⁴⁷。この関連で、各種の制度的メカニズム（すなわち、貿易協定の交渉と実施の段階に利害関係者を関与させるために導入されたメカニズム）と、これらメカニズムの枠内で利害関係者に提供された役割という、利害関係者関与の 2 大次元を判別する分析枠組みが開発されている。調査では、概して分析対象のすべての経済区域が、利害関係者関与のために同じような一連のメカニズムを導入しているものの、主として包摂性、対象範囲、具体性という点で相違が見られるという結果が出ている。

Box 3.1 貿易協定における利害関係者関与の進展

貿易交渉過程における利害関係者の関与は、同じ方向で進展しているにもかかわらず、分析対象国の中で異なった経過を示している。EU とその前身は 1957 年以来、欧州経済社会評議会（EESC）を通じ、利害関係者の政策立案への参加を認めている。しかし、EU は 2000 年代前半になって、対話と討議を通じた市民社会関与の重要性を明らかにする政策文書を数多く発行しはじめた¹。これとほぼ同じ時期に、主として貿易交渉中に多様な利害関係者が参加する会合という形で、議論の基盤を提供するため、EU 「貿易に関する市民社会対話」（1998 年）が設置された。さらに最近では、TTIP 交渉に関し、メンバーが交渉中の協定案の一部と閲覧できる「利害関係者諮問グループ」が設けられた（2014 年）²。

米国における 1974 年通商法採択以来の進展は、さほど劇的ではない。1974 年通商法とこれに続く立法（例えば 2002 年通商法）は、恒久的諮問制度を通じた利害関係者協議の一般的枠組みを規定したが、この規定は現在まで、ほとんど変わっていない。しかし、2015 年貿易促進権限法は、交渉関連の情報に対する一般市民のアクセスに関する指針の策定を USTR に法的に義務づけることにより、それ以前の通商法を踏み越えている³。またこうした指針は、米国の方針説明書を諮問グループの閲覧に供することも義務づけている⁴。

カナダでは 1986 年以来、貿易交渉を含む規制問題につき、一般市民の見解を求めるよう政府に要求する法律が制定されている。2002 年以降、主としてオンライン協議の形で、この政策が実施に移されているが、利害関係者は非公式の経路を使って見解を表明することのほうが多くなっている（OECD, 2002; Government of Canada, Foreign Affairs and Development, 2015b; Trew, 2012）。

実施面を見ても、協定の文言における利害関係者の関与への言及は、ここ 20 年間で広がりを見せている。例えば EU・南アフリカ協定（2000 年）は、どのようなメカニズムで

¹⁴⁶ For the purposes of this section, the EFTA is referred to as one actor, to the extent to which it concludes trade agreements as a single actor.

¹⁴⁷ Regarding country coverage, Canada, the EU and the United States were included in the analysis since they have traditionally been the most active in promoting a trade-labour linkage. Among other promoters of labour provisions (Australia, Chile, EFTA, Japan, New Zealand and Peru), for reasons of feasibility, this chapter only focuses on a selection of countries. It can be noted, however, that other countries that fall outside the scope of this report may have established mechanisms for stakeholder involvement as well.

行うかを特定せずに、対話の促進を定めている。これに対し、EU・ウクライナ協定（2014年に署名されたが、2015年12月現在WTOに未通知）をはじめとする最近の協定は、多様な利害関係者が参加する諮問機関を設置するとともに、1つの章全体を「市民社会協力」に当てている。

米国とカナダの貿易協定については、早くも1994年に成立していたNAFTAが、報告や対話、説明責任のためのメカニズムを含め、後の協定に見られる要素を導入することで、実施と非国家主体の関与に先鞭をつけている。

- 米・ヨルダン協定（2001年）やカナダ・チリ協定（1997年）など、その後ほとんどの米国とカナダの協定では、利害関係者の関与が諮問グループ設置の可能性に限定されている。
- カナダ・コスタリカ協定（2002年）や米・チリ協定（2004年）以降の協定を含め、米国とカナダの最新の協定には、紛争解決への関与の規定も盛り込まれている。
- 米国の事例では、開発協力への利害関係者の参加に関する規定が追加されるとともに（例えばCAFTA-DR（2004年））、以前の協定にはなかった対話の経路（公開会議）も規定された⁵。TPPは未批准ではあるが、各締約国に対し国内諮問グループを維持または設置し、その見解を求めるよう要求している⁶。
- カナダ・ペルー貿易協定（2009年）を皮切りに、カナダの協定にも開発協力への関与規定が盛り込まれるようになった⁷。カナダ・ホンジュラス労働協力協定（2014年）は締約国に対し、国内諮問グループを設立するか、既存の諮問グループの見解を求めるよう要求している⁸。

¹ リスボン条約第11条第1項および第2項：第II編：民主主義の原則、CEC（2002）を参照。

² European Commission（2014）. EU Directives TTIP negotiation.

³ *Guidelines for Consultation and Engagement*（Office of the USTR, 27 Oct. 2015）を参照。

⁴ 適切な時期を待って、統合版の文書が諮問機関の閲覧に供される。

⁵ NAFTAを除く。例えば、米・ヨルダン協定（2001年）を参照。

⁶ TPP第19.14条。

⁷ カナダ・チリ協定（1997年）またはカナダ・コスタリカ協定（2002年）をカナダ・ペルー協定（2009年）と比較せよ。

⁸ 2014年カナダ・ホンジュラス労働協力協定第8条第1項。

こうしたメカニズムは、限られた数の顧問が選任される恒久的な利害関係者委員会から、より幅広い市民社会が参加できる包摂性の高いメカニズムまで、多岐にわたりうる。しかし、それぞれの主体は明らかに、いずれか特定の手法の利用を優先している。例えば米国では、利害関係者が主として制度化された諮問委員会制度を通じて関与しているのに対し、EUでは、より幅広い市民社会を対象に、オンライン協議や多様な利害関係者が参加する会合など、より包摂的なメカニズムを通じた協議が行われている。さらに、利害関係者の役割が明記されている場合でも、これが常に実践されているとは限らない。

本節の最初の部分では、貿易協定の交渉と実施の段階に利害関係者を関与させるために存在する多様な制度的メカニズムを紹介する。次の部分では、透明性、対話、説明責任という点から、この関与の義務づけについて評価する。その結果をまとめたのが表3.1である。

制度的メカニズム

利害関係者の関与を図るための制度的メカニズムは、主として対象範囲、具体性および包摂性という点で、それぞれ異なっている。この関連において、対象範囲とは、メカニズムが単一の協定に適用されるか、複数の協定に適用されるかを指す。一般的に、複数の協定に適用されるメカニズムは恒常的であり、単一協定のメカニズムはよりアドホックで一時的な性質を有する。また、諮問機関の設置が義務づけられている協定もあれば、これが自主的な機関となっている協定もある。具体性の程度についても差異が見られる。例えば、一般的な言及を用いている協定もあれば、諮問機関の構成や規則性を定める協定もある。最後に包摂性とは、幅広い利害関係者がメカニズムに参加できるのか、それとも、より限られた数の固定された参加者のみが認められるのかを意味する。

利害関係者の関与は、申立ての提起、開発協力、立法機関に対する権利擁護運動などの経路を通じても行われているが、本節では主として、制度的諮問機関の評価に焦点を絞ることとする。

表 3.1. 貿易協定への利害関係者の関与に関する制度的メカニズム

国	交渉段階	実施段階	全般的特徴
米国	<ul style="list-style-type: none"> 貿易諮問制度(通商政策・交渉に関する諮問委員会および LAC を含む) 顧問は交渉中の協定案を閲覧できる。政府は利害関係者から情報を求めるが、正式なフィードバックのメカニズムはなし 	<ul style="list-style-type: none"> 常設の国家諮問委員会(NAC) 利害関係者に情報を提供し、利害関係者の見解を求める。申立てに関するフィードバック機能 	<ul style="list-style-type: none"> 極めて制度的な手法 選ばれた利害関係者と情報を授受 説明責任要素(実際は限定的)
EU	<ul style="list-style-type: none"> 多様な利害関係者による会合とイベントにより、利害関係者との間で情報を授受 協定別の諮問グループ(メンバーは交渉中の協定案を一部閲覧可能)と包摂的なオンライン協議 	<ul style="list-style-type: none"> EU 側の常設機関(EESC)が協定別の国内諮問グループ(DAG)の設置に関与 諮問機関の設置義務と、両締約国の市民社会間での対話 DAG を通じて情報を授受。EU・韓国協定にはフィードバック・メカニズムあり 	<ul style="list-style-type: none"> 交渉中には包摂的メカニズム(貿易に関する市民社会対話、オンライン協議)、実施中には制度的メカニズム(EESC/DAG)を活用 説明責任要素(実際は限定的)
カナダ	<ul style="list-style-type: none"> 常設のメカニズムが導入されているが、活動せず(職場・労働問題諮問理事会(ACWLA)) 利害関係者からの情報を募るためのオンライン協議 	<ul style="list-style-type: none"> 常設のメカニズムが導入されているが、活動せず(ACWLA) 申立てに関するフィードバック・メカニズム 	<ul style="list-style-type: none"> メカニズムが存在するが、現実の活用は限定的
その他	<ul style="list-style-type: none"> EFTA: 常設諮問協議委員会(CC) チリ: 常設委員会(チリ国際経済関係総局市民社会協議会) ニュージーランド: オンライン協議¹ 	<ul style="list-style-type: none"> EFTA: 常設諮問協議委員会(CC) チリ: 常設委員会(チリ国際経済関係総局市民社会協議会) ニュージーランド: アドホック諮問グループ(可能な場合) 	<ul style="list-style-type: none"> EFTA: 常設諮問協議委員会(CC)の実際には限定的な関与 チリ: 実施中、交渉中の両方で同一の委員会を利用 ニュージーランド: 制度化の水準低い

¹ 2009 年以来、ニュージーランドに正式な参加がメカニズムは存在しない(Interview, 2015f)。

常設の利害関係者委員会は米国で支配的な手法

通商政策について諮問的役割を果たす常設利害関係者委員会は、検討対象の国・地域のすべてで設置されているが、その手段や対象範囲は異なっている。この点で最も先進的な米国は、貿易諮問委員会制度を導入している。1974年通商法により初めて確立されたこの制度は、貿易政策・交渉諮問委員会や貿易交渉・貿易政策労働諮問委員会（LAC）をはじめ、USTRの傘下で活動する28の諮問委員会で構成される¹⁴⁸。諮問制度は、民間セクターの代表が圧倒的に多い構成となっており、民間セクターの委員が全体の80%以上（566人中480人）を占めているのに対し、労働者の代表は31人である（*Washington Post*, 2014）。労働条項の実施について話し合う主な諮問機関は、USDOL傘下の米国自由貿易協定の労働条項に関する全米諮問委員会（NAC）であり、2011年以来、年1回または2回の会合を開いている¹⁴⁹。

EUの場合には、労使代表（および「第三者利益」）がバランスよく構成されるEESCが、定期的な会合を開いている。但し、貿易交渉中に利害関係者が関与する場として、これが直接的に用いられることは少ない¹⁵⁰。同様に、EFTAも労働者と企業の代表双方が含まれるEFTA CCという常設機関を設置している。しかし実際のところ、EFTA CCが貿易交渉中に利害関係者が関与する場として機能したことは、EESCよりもさらに少ない¹⁵¹。最後に、カナダでは、職場・労働問題諮問理事会（ACWLA）という常設機関が、貿易関連の国際労働問題について協議する（Government of Canada, 2010; Van den Putte, 近日刊行）。しかし、ACWLAは2012年以来、会合を開いていない（Interviews, 2015b; 2014d）。

EUは協定別諮問委員会を活用

EUではさらに最近の動向として、具体的交渉に関する一時的な諮問委員会が設置されているが、この手法はTTIPの交渉でも用いられている¹⁵²。しかし、TTIP交渉に対する世論の関心が比較的高いことが、この動向の主因であることが、他の継続中の交渉（例えば日本との協定）で、このような諮問グループが設置されていないという事実によって、示唆されている。さらに、EUは実施段階で、EESCの傘下に入る協定別DAGを適用している（Interviews, 2014a; 2014b）。しかし、ある程度の期間、定期的に会合を開いているのは、EU・韓国協定（2011年）に基づき設置されたDAGのみであり、他のEU協定により設置された諮問グループや委員会は、最近になって会合を開始したばかりである¹⁵³。

さらに幅広い市民社会の関与

上記の国・地域のほとんどは、幅広い市民社会参加のためのメカニズムも立ち上げている。EUでは、市民社会団体が「貿易に関する市民社会対話」に登録できるが、これは交渉過程における重要な話し合いの場であると同時に、多様な利害関係者が参加する会合やイベントの形で今後の交渉についての議論が行われる場にもなっている（European Commission, 2011）。

¹⁴⁸ US Code, §2155 and USTR website.

¹⁴⁹ USDOL (2005, 2006); USDOL, NAC, meeting minutes.

¹⁵⁰ The EESC organizes events and issues opinions but the attention paid to these is limited (Interview, 2014a).

¹⁵¹ One explanation for this is stakeholders' participation through the respective domestic institutions of the EFTA member States.

¹⁵² The TTIP advisory group is the first of its kind in the EU. It meets once a month or once every two months (Interviews, 2014a; 2014b; 2015c).

¹⁵³ In the case of EU–Colombia and Peru (2012) agreements, the DAG on the EU side has been established, while Colombia and Peru will use existing groups.

カナダ、チリおよび米国は、これほど精緻ではないものの、利害関係者が交渉チームに直接、働きかけを行える同様のメカニズムを導入している¹⁵⁴。カナダ、EUおよびニュージーランドは貿易交渉中、一般市民が参加できるオンライン協議も実施している（Government of Canada, Foreign Affairs Trade and Development, 2015a, Annex A）。

EU 貿易協定は、利害関係者の関与と国際的メカニズムの設置を締約国に義務づけ

本報告書で分析対象とした貿易協定のほとんどで、諮問グループの設置および既存諮問グループの活用は、任意で行われている¹⁵⁵。但し、EUは締約国に対し、新規の諮問グループを設置するか、既存の諮問グループの見解を求めるよう義務づけている¹⁵⁶。この点に関し、EUの貿易協定はしばしば、合同諮問委員会、市民社会フォーラムまたはその両方の形で、全締約国の利害関係者が代表を送る国際的メカニズムを設置している。これには課題もある。例えば、EU・チリ協定（2003年）およびEU-CARIFORUM協定（2008年）の実施においては、EESCに相当するものが相手国にないことで、合同諮問委員会の設立が難しくなっている¹⁵⁷。

マンデート

マンデートとは、制度的メカニズムにおいて利害関係者に与えられる役割を指し、利害関係者への情報提供やその見解の表明から、これらの考慮に至るまで、幅広い範囲に及びうる。さらに具体的に見ると、利害関係者のマンデートは、(i) 透明性、すなわち行政が交渉または実施過程に関する情報をこれら主体に提供すること（例えば、協定の労働への影響に関するものなど）、(ii) 対話、すなわち行政が利害関係者から情報と助言を求めること、および、(iii) 説明責任、すなわち利害関係者が表明した見解が政策決定過程で考慮されること、からなっている。この最後の点は、行政が表明された見解を考慮するという公約だけでなく、政策決定過程において、かかる見解にどのような配慮が行われたかを明確にするフィードバック・メカニズムの検討も示唆している¹⁵⁸。

透明性の向上を目指して

透明性という点で、分析対象の全貿易当事国は、程度の差こそあれ、交渉段階と実施段階でさまざまな経路を通じ、利害関係者に何らかの情報を提供している。交渉中に情報への全面的アクセスを認めている貿易当事国はないが、EUと米国が交渉中の案文を限られた利害関係者の閲覧に供していることは、重要な相違点である。米国は従来、交渉段階の末期にこれら文書を貿易諮問委員会メンバーの閲覧に供しているが、一部の利害関係者は、一定の議題に関する全般的な透明性にあまり満足していないという見解を表明している¹⁵⁹。TTIP 諮問グループの設置（2014年）まで、EUはどの利害関係者にもこのような情報の閲

¹⁵⁴ For example, the “side-rooms” (*Inside US Trade*, 2015c), or the Public Interest Trade Advisory Committee (PITAC), which was announced in 2014 by the USTR and should consist of NGOs, academics and other public interest groups. However, to date it has not been implemented.

¹⁵⁵ The Canada–Honduras (2014) agreement is a recent exception to this. Furthermore, while not yet ratified, the TPP also contains a provision that requires each party to establish or maintain a labour advisory body (Art. 19.14).

¹⁵⁶ For instance, in the EU–Republic of Korea agreement (2011), Art. 13(12)(4) states that “each Party shall establish a Domestic Advisory Group(s) on sustainable development (environment and labour) [...]”.

¹⁵⁷ The United States and Canada conduct public sessions at the meetings of the executive bodies, but mostly civil society representatives from the party where the meeting takes place participate (Van den Putte, forthcoming).

¹⁵⁸ While limited, this procedural notion of accountability is in the chapter used as an indication of accountability in its more substantive sense.

¹⁵⁹ In the case of the TPP this was done on 9 July 2015 (*Inside US Trade*, 2015b). TTIP negotiations have been criticized in this respect too (see, for example, Flynn, 2012; Bertelsmann Stiftung, 2014).

覧を認めていなかった¹⁶⁰。現在では、EU は TTIP 交渉に関する透明性向上イニシアチブの一環として、当初の交渉での立場とこれに対応するファクトシートをウェブ上で公開している¹⁶¹。ここでも、TTIP 交渉に対する世論の関心の高さが、透明性を向上させる重要な一因となった。しかし、透明性を目指すこうした措置も、不十分であるという批判を免れていない。これに対応し、今後の交渉に適用されるものとして策定された新「EU 通商政策」（2015 年 10 月）は、すべての貿易・投資交渉につき、EU 案をオンラインで公表すべきことを定めている（European Commission, 2015b）。

利害関係者との対話の実際

上述の制度的手法に対応し、検討対象国のすべてにおいて、利害関係者は交渉・実施段階における対話の場を与えられている。利害関係者の関与が貿易協定の文言で明示的に言及されることもあるが、こうした慣行は一部の貿易協定参加国で一般的な広がりを見せている。しかし、政府がある程度、利害関係者との対話を行っているとはいえ、これが検討対象メカニズムのすべてに当てはまるわけではない。例えば EU では、その他のメカニズム（TTIP 諮問グループまたはオンライン協議など）を通じて利害関係者の見解が求められてはいるものの、参加者と観測筋は、「貿易に関する市民社会対話」に基づく会合がほとんど説明会と化しており、双方向の議論の機会は限られていると指摘している（European Commission, 2015a; Interviews, 2014a; 2014b; 2015c）。

米国では、各貿易諮問委員会に提案中の貿易交渉に関する意見の提出を求めるなどの形で、このような委員会を通じて見解を表明する機会が与えられている¹⁶²。カナダ政府は、オンライン協議その他の方法を通じ、利害関係者の見解を求めているが、社会的パートナーがすべてこれに参加しているわけではなく、むしろ非正規の経路を用いて、政府と意見交換をする場合が多い（Interviews, 2014d; 2015b）。

利害関係者の見解を検討するという公約は存在: 実際の説明責任は依然として限定的

貿易協定の交渉と実施の過程における情報と発言権の提供に加え、カナダ、EU および米国の政府は、利害関係者が表明した見解についてフィードバックを提供することも公約している。非国家主体の関与に関する EU の全般的な政策を定める『欧州ガバナンス白書』は、申立ての受理と「適切なフィードバック」の提供を行うとしている。この点については、EU の利害関係者との協議に関するガイドラインも、利害関係者の見解が政策にどのような影響を与えたかを知らせるといった慣行を一般原則として掲げている（European Commission, 2015b）。実際のところ、協議に参加した社会的パートナーは、オンライン協議の総括や声明書という形で、何らかのフィードバックを受け取っているものの、これらはほとんどが具体性に欠け、その見解が政策決定に与えた影響を明らかにしていない（Interviews, 2014a; 2014b; 2015c）。協定の文言にも同じような公約が見られ、特に EU の最近の協定で最も大きく発展を遂げたようだが¹⁶³、一般的に表現は控え目であるとはいえ、米国の協定にも類似の説明責任条項が盛り込まれている¹⁶⁴。チリ、EFTA およびニュージーランド貿易協定に、説明責任条項は見られない。

フィードバック提供の公約は、カナダ、EU および米国で見られるが、社会的パートナーは、正式なフィードバック・メカニズムの欠如を指摘している（Interviews, 2014d; 2015b）。例えば、米国の利害関係者への説明責任に関し、1974 年通商法は大統領に対し、利害関係者

¹⁶⁰ Interview (2014b). The first round of TTIP negotiations was held in July 2013 (European Commission, 2014).

¹⁶¹ See <http://trade.ec.europa.eu/doclib/press/index.cfm?id=1230>.

¹⁶² US Code, Title 19, §3804(e).

¹⁶³ See, for example, EU–CARIFORUM agreement, 2008, Art. 232(3); EU–Colombia and Peru agreement, 2012, Art. 280.

¹⁶⁴ US–Oman agreement, 2009, Art. 19.2.

から交渉の目的や交渉開始時の立場に関する情報と助言を求めるよう要求するとともに、このような助言が最大限、考慮されなければならないと定めている¹⁶⁵。しかし、USTR は LAC が提出した意見に関し、一貫したフィードバックは提供していない¹⁶⁶。

上記の状況はあるものの、カナダと米国の協定には、それぞれ行政に対し、一般市民から提出された申立てを受理し、これを審査するとともに、申立人に審査状況について逐次、情報を提供するよう要求する申立手続きが盛り込まれている¹⁶⁷。EUにそのような申立手続きは存在しない。

¹⁶⁵ US Code, Title 19 §2155.

¹⁶⁶ See, for example, *Inside US Trade* (2015a).

¹⁶⁷ Such a mechanism can be traced back to NAFTA/NAALC (1994) and is also consistently inserted in all the examined US agreements from Chile, 2004, Art. 18.4(7) onwards.

B 利害関係者関与の実効性

前節では、貿易協定の交渉段階と実施段階における諮問機関を中心に、利害関係者関与のための既存の制度的メカニズムについて検討した。本章は、CAFTA-DR、EU・韓国協定、ならびに、カナダ、EUおよび米国のコロンビアおよびペルーとの貿易協定の事例研究を通じ、さらに多様なメカニズムと戦略を通じた利害関係者関与の実効性について検討することをねらいとしている。証拠を見る限り、労働者の権利保護団体が異なるメカニズムを活用することで、労働者の権利が推進されている様子が窺える（表 3.2）。

表 3.2. 法律、政治、制度面における結果の実例

貿易協定	結果
CAFTA-DR	<ul style="list-style-type: none"> 法律面: 特に差別に関する法令の導入と労働法改正 (例えば 2014 年のコスタリカ) 制度面: 労働関連省庁と監督署の強化 (第 2 章を参照)、より包括的なモニタリング・メカニズムに向けた進展 (グアテマラでの執行計画からホンジュラスのモニタリング・行動計画まで) 政治面: モニタリング計画策定に向けた政府間協議、労働監督強化 (ホンジュラス) と人身取引対策 (ニカラグア) のための法改革に向けた討議の継続 (第 2 章を参照)
EU・韓国貿易協定	<ul style="list-style-type: none"> 法律面: 条約の批准を促進し、ILO 勧告を実施するための継続的法改正 (労働組合・労使関係調整法など) 制度面: ILO との連携再開 (貿易と持続可能な開発に関する委員会や DAG への ILO の参加など)、共同イニシアチブと技術協力の発展 (差別禁止、平等および CSR に関する新規プログラムなど) 政治面: 韓国における労働者の権利に対する意識の向上、貿易と持続可能な開発委員会 (TSDC) を通じた EU と韓国政府間の労働者の権利に関する協議
カナダ、EU、米国のコロンビア／ペルーとの貿易協定	<p>コロンビア:</p> <ul style="list-style-type: none"> 法律面: 違法仲介業を取り締まる新法の採択 制度面: 労働省と監視システムの強化 (監督官の増員や省機構の改編など)、労働組合員保護のための予算増額、社会的対話の拡充 (労働政策に関する対話を促進する委員会の創設など) 政治面: 政府間連携の増大 (米・コロンビア協定における大使館員、EU・コロンビア／ペルー協定における貿易と持続可能な開発に関する小委員会 (SCTSD) を通じたものなど) <p>ペルー:</p> <ul style="list-style-type: none"> 法律面: 労働規制の導入 (障害者の機会均等を推進し、具体的な産業における基本的な労働者の権利尊重を促すもの) 制度面: 労働監督制度の強化 (労働法違反に対する罰金の増額など)、児童労働と強制労働を根絶するための行動計画策定、CSR 政策の促進

特に、労働組合をはじめとする労働者の権利保護団体は、諮問機関への参加、議会の聴聞会への参加、これら協定が労働市場に悪影響を及ぼす可能性に焦点を絞った社会運動の推進といった政治行動を組み合わせている。申立ての提起をはじめとする法的メカニズムも、こうした主体にとって重要な手段となっている¹⁶⁸。社会的パートナーは、例えば米・コロ

¹⁶⁸ Trade unions and other labour advocates have filed four submissions under CAFTA-DR, two under the US-Peru agreement, one under the US-Bahrain agreement (ILO, 2013), and one under the US-Colombia agreement (filed in May 2016 not yet accepted for review).

ンビア労働行動計画（LAP）など、指標に基づく期限付きの手段を通じた能力構築やモニタリングなどの技術協力プログラムに参与している。

より限定的ではあるものの、使用者団体も貿易協定の労働関連公約のフォローアップに関与してきた¹⁶⁹。使用者団体は申立てを提起したり、紛争に関する見解書を提出したりするなどして、紛争解決に参加している。現在までに、ともに NAALC に基づく 2 件の申立てが使用者から提起されているが、いずれも審査段階に至っていない¹⁷⁰。また、使用者団体は、意識向上または能力構築を目指す開発協力プロジェクトにも参与している（CAFTA-DR など）。さらに、CSR の促進に民間部門が果たす役割に言及する貿易協定も増えてきた（EU・韓国貿易協定や EU・コロンビア／ペルー貿易協定など）。

労働者の権利保護団体は、国際的な連合を結成して協働し、紛争解決メカニズムで有用な役割を果たすだけでなく、CAFTA-DR や米・コロンビア協定の場合のように、モニタリング・メカニズムを具体的な目標や時間軸と連動させることの重要性も明らかにしている。

方法論的な考慮点

この文脈における実効性とは、労働者の権利推進と労働条件改善への寄与度として理解される。第 2 章で論じたとおり、法律面、制度面、政治面の変革は、職場で体験される権利と状況の改善という最終目標に向けた前進を示すため、実効性の一例とみなされる（Aissi et al.、近日刊行）。

本節では、事例研究法を適用しているが、ここで選ばれた事例は、貿易協定における労働条項の交渉と実施において、利害関係者がどのように役割を果たしてきたかを具体的に示すものである。事例は「最善事例」とみなされている。すなわち、ここでは関与の成果を示す事例が選択されている。分析結果に基づき一般化を行う際には、この点に配慮することが重要である。事例は、(i) 労働条項を盛り込み、かつ、利害関係者関与のメカニズムが実際に機能している労働協定があること、(ii) 最近の世代の協定に属すること、(iii) 分析可能であること（データの入手可能性、言語その他）¹⁷¹、(iv) 比較対照の潜在的な可能性、および、(v) インパクトの示唆という基準に基づき選定した。

この点に関し、分析対象となった事例における利害関係者関与の結果をまとめたのが表 3.2 である。いずれの事例においても、法律、政治、経済、開発協力、モニタリングという 5 つの具体的な関与メカニズムの組み合わせが、結果に寄与している

CAFTA-DR

米国の中米およびドミニカ共和国との貿易関係への非政府主体関与の実効性を検討するためには、CAFTA-DR の前身であるこれら各国との GSP（1984~2003 年）について触れておかなければならない。GSP はさまざまなプロセスを導入したが、これが CAFTA-DR 交渉の枠組みとなった。利害関係者は利用可能なメカニズムのほとんどすべてを通じて関与しており、

¹⁶⁹ Overall, businesses have to a lesser extent prioritized the follow-up of labour provisions compared to more commercial issues (Interview, 2015c; Bourgeois et al., 2007).

¹⁷⁰ Filed by the Florida Tomato Exchange (1998) by the Labor Policy Association (1999) (Compa and Brooks, 2014). For an in-depth assessment on NAALC see ILO (2013).

¹⁷¹ Multiple data sources and methods have been used, such as assessment of policy documents and the conduct of semi-structured interviews.

その主な成果（第 2 章も参照）としては、優先度の引き上げ、労働関連省庁と監督官の能力向上、および、モニタリング・メカニズムの確立が挙げられる。

CAFTA-DR 以前:持続的な圧力と経済力の影響

米 GSP においては、北米と中米の労働団体の連合体が、請願の提出により、この取り決めで定められるさまざまなメカニズムの発動に重要な役割を果たした。こうした請願は、民主的な統治と人権に関する基準の GSP への導入に寄与した¹⁷²。

グアテマラでは、米国を本拠とする労働者の権利保護団体とグアテマラの労働組合が米国の政府と議会に持続的な圧力をかけた結果、1992 年に初めて請願が受理された¹⁷³。GSP による利益の喪失を恐れたグアテマラ政府は、40 年ぶりの労働改革に踏み切った（Belanger, 1996）。USTR はこの請願を受けて、グアテマラを労働関連公約遵守状況の恒久的なモニタリングの対象となる「継続的審査」国に指定した（1992~97 年）¹⁷⁴。これと並行して、米国国際開発庁（USAID）は、主として労働省の能力構築を目指し、グアテマラ向けの開発協力予算を増額した。

CAFTA-DR 交渉:政治的圧力の高まり

2002 年に始まった CAFTA-DR の交渉段階では、市民社会団体が、政治的働きかけを活用し、幅広い戦略を組み合わせて労働基準の向上を図った。2002 年の時点で、中米の工場での労働条件はすでに、メディアの大きな関心を呼んでおり、その結果、労働問題は政治的な優先課題として取り上げられた。米国の労働組合は、労働諮問機関に参加し、中米の労組と共同で、協定への強力な労働条項の盛り込みを求め、米国議会への圧力増大と啓発、動員を図った。

交渉相手国の米国への経済的な依存や、米国製品にとっての二国間貿易の重要性といった論拠は最終的に、すべての締約国が協定の枠内で労働公約を行う要因となった（Nolan Garcia and O'Connor, 近日刊行）。

USDOL は CAFTA-DR 締約国の利害関係者に積極的な働きかけを行った。また、市民社会団体が中米における労働法規の遵守状況を検討するために実施した調査プロジェクトにも資金を提供した¹⁷⁵。米国議会は公聴会を開催し、協定の批准を労働法の執行と連動させた（第 2 章を参照）（US Congress, 2005; Delpech, 2013; *Inside US Trade*, 2005）。

CAFTA-DR の実施:紛争解決とモニタリングの強化

実施段階においては、域内でいくつかの改善が見られたが、これは一定程度、開発協力や能力構築プログラムによって生じたものである（第 1 章および第 2 章を参照）。しかし、グアテマラでは労働者の権利侵害が続いたため、最終的には国際的な労働組合連合が協定の紛争解決メカニズムを発動することとなった（2008 年）¹⁷⁶。その結果、2011 年には仲裁

¹⁷² Athreya (2011); Compa and Vogt (2001); Frundt (1998). For an explanation of the US GSP see Chapter 1.

¹⁷³ In 1992 the International Labor Rights Forum (ILRF), the Guatemala Labor Education Project (GLEP), allied unions and human rights groups filed a joint petition. Their strategy encompassed the submission of letters to members of the US Congress. In response, more than 100 members of Congress urged the USTR to accept the petition and to commence a review on Guatemala (Compa and Vogt, 2001).

¹⁷⁴ This monitoring, involving both Guatemalan and US organizations, has been found to be successful, as it led to the USTR's first own-initiated review of Guatemala (Compa and Vogt, 2001; USLEAP, 2007).

¹⁷⁵ For example, the ILRF. See Rodas-Martini (2006).

¹⁷⁶ The AFL-CIO and six other unions from Guatemala filed a public submission under the trade agreement to request action for Guatemala's failure to effectively enforce its labour laws. See Chapters 1 and 2.

パネルが設置され（2014年まで活動中断）、2013年4月には「執行計画」への署名が行われた¹⁷⁷。

にもかかわらず、成果が限られていることを受けて、仲裁パネルの活動が再開され、経済制裁が再び議題に上った。利害関係者はその過程で見解書を提出することにより、重要かつ異なる方向性の役割を果たしている（Box 3.3）。

Box 3.3 CAFTA-DR への使用者団体の参加

グアテマラの事例は、労働組合と企業組織が紛争解決に果たす役割について、さまざまな方向からのアプローチが見られることを実証している。使用者団体（すなわち、グアテマラ輸出業者協会（AGEXPORT）、農業会議所および衣料・繊維産業協会（VESTEX））は、紛争解決手続きに則り、仲裁が経済に及ぼす悪影響を明らかにする見解書を提出した。また、CAFTA-DR に基づく労働関連の公約は遵守されているというグアテマラ政府の立場も支持した。これは、グアテマラがその労働関連義務の遵守を怠ったことを強調する労働組合の立場と対立するものである。

しかし、紛争解決メカニズムが発動されると、グアテマラの使用者団体、特に衣料品や農業など、申立ての対象とされていた輸出部門の団体は、労働者の権利にプラスの影響を及ぼす策を、より積極的に講じるようになった。例えば、農業会議所は「農業部門に関する労働政策」を策定した。これは、社会保障の対象となる正規雇用を達成し、畜産、農産工業および農業輸出部門における労働法遵守の文化を促進することを目的に、労働省の支援を得て策定された制度的ガイドラインである。これは「白書」でも重要な分野のひとつとなっている。

2012年には、ホンジュラスでも労働組合と市民社会団体の国際的連合が申立てを提起し、同じような手続きが発動された¹⁷⁸。USDOLは申立てに対する公的審査報告書（2015年2月）で、モニタリング・行動計画の策定を勧告した。そして、その策定に向け、政府間会合や三者間（政労使）会合が開かれた。2015年12月中旬に発表された計画には、所期の結果（労働監督署の向上により、法執行の改善を促進し、労働法違反を是正し、制度的協力を強化することなど）や期限付きの諸措置、進捗状況を測るためのベンチマークなどが盛り込まれている。計画は社会的パートナーをはじめとする一般市民との関わり合いの改善を定めるとともに、能力構築活動や訓練を取り扱いつつ、ホンジュラス政府による取り組みの持続可能性を確保するための支援を使用者団体と労働者団体に求める透明性、アウトリーチおよび連携に関する規定も盛り込んでいる（USDOL, 2015b; Governments of Honduras and the United States, 2015）¹⁷⁹。

EU・韓国貿易協定

¹⁷⁷ See ILO (2013); Governments of Guatemala and the United States (2013).

¹⁷⁸ Filed on 26 Mar. 2012 by the AFL-CIO and 26 other Honduran unions and civil society organizations.

¹⁷⁹ It should be noted that some stakeholders have expressed concerns with respect to the delays in finding a solution to the different labour issues included in the submissions for Guatemala and Honduras (USGAO, 2014). However, as it has been assessed in this chapter, steps to resolve the issues have been taken (see also box 1.5 in chapter 1).

EU・韓国貿易協定（2011年）は、新たなEU貿易政策（現在は2015年10月の貿易政策によって置換されている）の採択を受けた初の新世代協定となった¹⁸⁰。この協定は、持続可能な開発と市民社会の参加に向けた統合的手法を盛り込んでいるが、これは協定の交渉と実施にも反映されている（Van den Putte、近日刊行）。

交渉段階では、労働組合その他の市民社会団体が強力な労働条項を要請し、韓国にILOの中核的労働基準遵守の公約を求めた¹⁸¹。欧州の労働組合は韓国の労組と連携し、書簡や公式声明を通じてさまざまな労働者の権利と人権の侵害を欧州委員会・議会に通報し、その注意を喚起した¹⁸²。欧州議会は、市場自由化が社会的基準の向上にもつながるようにするため、市民社会の関与の重要性を強調する規定の盛り込みを求めた¹⁸³。

その結果、協定には貿易と持続可能な開発に関する章が盛り込まれ、DAGと市民社会フォーラム（CSF）の設置が義務づけられることになった。両者はいずれも、この章の実施に関するモニタリング・メカニズムとして、国内的、国際的な市民社会対話を促進するものである。これらメカニズムの実施により、当初から興味深い成果が生まれている。EUのDAGからの圧力もあって、韓国DAGメンバーの任命が、その包摂性を高める形でやり直されたのである¹⁸⁴。また、EUのDAGは権利侵害に対する意識を高めるとともに、韓国における労働者の権利をさらに推進するための行動分野を明らかにする重要な意見書も作成した¹⁸⁵。

2014年1月、EUのDAGは、欧州委員会に対し、韓国が協定に基づく公約に違反したことを理由に紛争解決メカニズムの発動と協議の開始を要請した¹⁸⁶。これを発端として、EUのDAGと欧州委員会、また欧州委員会と韓国当局との間で、韓国によるILO基本条約の批准と実施に関する書簡のやり取りが行われた。この目的の達成に向け、韓国とEUの双方は、TSDCでILOとの定期的な技術対話に入った¹⁸⁷。この関連で、両締約国はILO条約批准に向けたフォローアップとしての情報交換を行うとともに、1958年のILO差別待遇（雇用・職業）条約（第111号）の実施を特に重視するプロジェクトの立ち上げに合意した¹⁸⁸。

CSFには、両締約国の市民社会間の対話を強化する意図があった。しかし、一部の参加者は、これらメカニズムの重要性は認めながらも、労働問題に実効的に取り組む際の制約も認識している（Van den Putte, 2015）。協定が両締約国に対し、CSRに関わるものを含め、持続可能な開発に寄与する物品の貿易を容易にし、これを推進するよう促しているCSFの議題には、CSRの促進も盛り込まれている（貿易協定におけるCSRの台頭については、Box 3.4で論じる）¹⁸⁹。第3回CSF会合（2014年12月）はこの点に関し、EUと韓国で営業する多国籍企業（MNE）を対象に、経済協力開発機構（OECD）ガイドライン、国連指針、国連グローバル・コンパクトおよびISO 26000の諸原則の遵守状況を監視する必要性を強

¹⁸⁰ See, for example, European Council (2006).

¹⁸¹ For example, the European Trade Union Confederation (ETUC), International Trade Union Confederation (ITUC), and others supported the Korean Alliance to oppose the trade agreements with the EU and United States.

¹⁸² See, for example, European Federation of Public Service Unions (2009) about violations against the Korean Confederation of Trade Unions and others.

¹⁸³ Motion for a Parliament Resolution 2007/2186 (INI).

¹⁸⁴ By June 2014 it expanded to include the main trade unions (Van den Putte, forthcoming).

¹⁸⁵ Some areas for action are the ratification and effective implementation of ILO Conventions. EU DAG (2013). See also Van den Putte (2015).

¹⁸⁶ The claims focused on the right to freedom of association. See EU DAG (2014).

¹⁸⁷ CTSD EU–Korea (2013).

¹⁸⁸ CTSD EU–Korea (2015); CSF EU–Korea (2015).

¹⁸⁹ See Art. 13.6(2) of the EU–Republic of Korea trade agreement.

調した。締約国はさらに最近、CSR に関する協力をさらに進めるためのプロジェクトの立ち上げについても協議している¹⁹⁰。

Box 3.4 貿易協定における CSR 条項の台頭

貿易・投資協定における CSR への最初の言及は、2003 年から 2004 年にまで遡るが、欧州議会が将来的な貿易・投資協定への CSR 条項の組織的な盛り込みを求めたのは、2010 年から 2011 年にかけてのことである。カナダは 2009 年から、責任あるビジネス実践の促進を図るさらに包括的な手法の一環として、その貿易協定に労働関連の CSR 条項を盛り込んでいる。米国もまた、この種の規定を盛り込んでいる一方で、2010 年以来、一部の EFTA 協定も CSR に言及するようになってきている。CSR を盛り込んだ貿易協定の例としては、EU・CARIFORUM 間の EPA (2008 年) のほか、米国・ペルー (2009 年)、カナダ・ペルー (2009 年)、米国・コロンビア (2012 年) 間の貿易協定が挙げられる。

貿易協定での CSR 関連公約への言及には、(i) 企業に対する CSR メカニズムの自主的な統合と遵守の奨励 (EFTA・モンテネグロ協定 (2012 年) で導入)、(ii) CSR 制度の対象となる物品の貿易促進を含め、CSR を通じた持続可能な開発の促進 (EU・韓国協定第 13.6 条第 2 項 (2011 年) など)、および、(iii) その他の CSR 活動に含まれることもある協力活動 (米・ペルー貿易協定付属書 17.6 第 2 条 (2009 年) など) が含まれる。

CSR に言及する貿易協定のほとんどは、政府間対話または労働組合、民間部門その他の市民社会団体の関与を通じた開発協力 (好事例の共有、能力構築など) やモニタリングを含め、様々な実施メカニズムも定めている。

カナダ、EU、米国のコロンビア、ペルーとの貿易協定

利害関係者の関与に関し、ペルーおよびコロンビアとの貿易協定におけるカナダ、EU、米国の手法は異なっている (表 3.3)。しかし、公約 (行動計画やロードマップなど) の実施モニタリングに関する協力と調整を強化する機会は、さらに探求すべきである。

表 3.3. コロンビアおよびペルーとの貿易協定における利害関係者参加手法

コロンビアおよびペルーとの貿易協定	政治面	法律・紛争解決面	モニタリング
カナダ	議会に対する権利擁護活動(コロンビアのぼうが活発)	メカニズムは発動されず	人権と自由貿易に関する年次報告(コロンビア)
EU・コロンビア／ペルー	両国に共通(議会に対する権利擁護活動、正式な調査団派遣による利害関係者からの聴取)	一般からの申立てのメカニズムなし	<ul style="list-style-type: none"> ロードマップ DAG と市民社会対話
米国	両国に共通(批准前要件)	ペルーにつき 2 件(2010 年、2015 年)、コロンビアにつき 1 件(2016 年)の申立てあり	<ul style="list-style-type: none"> 米・コロンビア LAP 労働条項に関する常設国家諮問委員会

¹⁹⁰ CTSD EU-Korea (2015).

協議交渉中の世論の関心

カナダ、EU、米国のコロンビア、ペルーとの貿易協定の交渉と批准は、それぞれの国において世論の大きな関心と呼んだ。特に、コロンビアとの協定は強い政治的色彩を帯び、本格的な労働関連の公約と改善につながった。

労働者の権利保護団体は重要な戦略として、カナダ、欧州および米国の労働組合と、コロンビアおよびペルーの労組との国際的な連携を図った。例えば、カナダと欧州の市民社会団体は、コロンビアの市民団体とともに、一般市民の関与拡大を勝ち取るためのキャンペーンを展開し、この問題に関する建設的な討議を求めた¹⁹¹。

これと並行して、議会に対する権利擁護活動など、さまざまな戦略を組み合わせる利害関係者も現れた。カナダでは、市民社会団体が議会に対し、国際貿易委員会から勧告が出されながらも、実施されていなかった事前の人権影響評価の実施を求めるロビー活動を展開した¹⁹²。また、カナダとEUの両方で、権利擁護活動は、貿易協定の潜在的影響について利害関係者からの証言を得るための正式調査団派遣のきっかけとなった。

米国議会はペルーとの協定の発効延期を求めるとともに（2006年12月に署名、2009年に発効）、数年間にわたって米・コロンビア貿易協定の成立を阻止した（2006年2月に署名、2012年に発効）。その結果、交渉では労働者の権利にさらに関心が払われるようになり、「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」とそのフォローアップに沿った執行可能な規定が盛り込まれた（Vogt, 2014; Cooper, 2014）。ペルーについては、批准に先立ち、ストライキ権、一時雇用および労働組合員の保護に関する国内労働法の改正が要求された（ILO, 2013）。コロンビアの場合には、米国議会が協定批准の前提条件として、米・コロンビアLAPの遵守を求めた（Governments of Colombia and the United States, 2011）。

実施中のモニタリング

カナダ、EUおよび米国では、社会的関心と労働者の権利保護団体による詳細なフォローアップが一因となり、ある種のモニタリング・メカニズムが確立された。しかし、これら3つの国・地域の手法は異なっているため、その実効性にも異なる影響が生じている。

EUの場合、欧州議会が、特に結社の自由と団体交渉権に関する労働法の執行、労働規制、監督および社会的対話を含むさまざまな課題に取り組むため、ロードマップの策定を求める決議を採択した¹⁹³。実施段階においては、コロンビア、ペルー両政府が欧州議会の懸念に取り組む措置を講じた（Government of Colombia (2012); EU-Colombia/Peru SCTSD, 2014）。また欧州議会は、利害関係者と協議を行うため、コロンビアとペルーに代表団を派遣した（ペルーは2013年5月、コロンビアは2013年10月と2014年4月）¹⁹⁴。さらに、両政府は公約のフォローアップとして、SCTSDを通じた対話に加わったが、ここではCSR、児童労働と強制労働の防止および根絶、労働争議の防止と解決を含む協力分野の概要が決定された¹⁹⁵。

カナダの事例では、追加的なモニタリング公約についての合意が成立し（2010年）、2011年に発効したが、これによってカナダの貿易協定としては初めて、貿易協定の人権に対す

¹⁹¹ For example, the Canadian Labour Congress (CLC) and the Canadian Council for International Co-operation (CCIC).

¹⁹² However, it had effects in the ex-post-human-rights assessments. See CPSCIT (2010).

¹⁹³ See European Parliament (2012).

¹⁹⁴ See European Parliament (2014).

¹⁹⁵ Sub-Committee on Trade and Sustainable Development (2015).

る影響に関する毎年の自己評価実施が締約国に義務づけられた¹⁹⁶。カナダは定期的な事後評価報告書を発行しているが、その対象範囲と実効性に批判が浴びせられている¹⁹⁷。カナダ政府は、利害関係者からの申立てを認めるオンライン協議メカニズムに基づき、この評価を行っている。2014年の分析を行う際、カナダ政府は、企業や労働組合、コロンビア政府、市民社会団体との間で、主としてコーヒーと石油部門に関する会合を行っている。利害関係者は、特に石油部門において、生活条件と労働条件の改善が見られることを認めているが（2011~12年）、その一方で、コーヒー産業については、特にジェンダーの平等と児童労働に関し、大きな課題が残っていることも認識している。しかし、この評価において、改善の規模に関する合意は得られていない。これまで2012年、2013年および2014年について行われた評価では、良し悪しに関わらず、人権への何らかの影響が貿易協定に起因するという証拠は得られていないことが強調されている。

米・コロンビア LAP には労働者の権利、特に結社の自由と団体交渉権の改善に向けた具体的施策が盛り込まれているが、こうした重要な改善分野は、EU とコロンビア、ペルー間の協定に基づくロードマップ策定に向けた欧州議会の決議にも含まれている。LAP はまた、米国の資金供与により、非政府主体が一部実施する能力構築に向けた開発協力プログラムや、ILO との協力も組み合わせたものとなっている（第 1 章および第 4 章を参照）¹⁹⁸。一部の労働組合は、この計画の価値を認めながらも、労働組合員に対する暴力が依然として多発している、労働関連措置の適用には公共機関の一層の強化が必要であるなどの理由から、その実施が不十分であるとしている（ENS, 2015）。とはいえ、LAP は詳しいモニタリングと進捗状況報告の枠組みを確立している。LAP は特に、定期的な省庁間対話や、利害関係者との協議を目的とした議員のコロンビア訪問のほか、その実施状況を評価する各種報告書の発行を定めている（USGAO, 2014）。

LAP のモニタリングは主に、コロンビア政府が年次遵守報告書を通じて行っているが、市民社会が並行的モニタリングを行うメカニズムもでき上がっている¹⁹⁹。これまでに報告された影響としては、制度面、法律面の変革と、暴力削減への取り組みが挙げられる²⁰⁰。行動計画は現在も実施中である²⁰¹。さらに、LAP と米・コロンビア貿易協定の実施とモニタリングを改善するため、ボゴタの駐コロンビア米大使館に常駐する OTLA 労働担当官の任命など、追加的措置も講じられている²⁰²。

¹⁹⁶ See Agreement concerning annual reports on human rights and free trade between Canada and the Republic of Colombia (Government of Canada, 2015).

¹⁹⁷ Labour groups and human rights advocates, supported by politicians, question “the Canadian government’s commitment to carry out a meaningful assessment” (Trew, 2014; Rochlin, 2014).

¹⁹⁸ USDOL (2013).

¹⁹⁹ For example, Escuela Nacional Sindical assessed compliance with the LAP (ENS, 2015).

²⁰⁰ USDOL (2015a); Government of Colombia (2014). For example, Colombia established a system of full-time personal protections for trade unionists and advocates, conducted inspections and applied fines targeting specific sectors (for example, palm oil, mines and ports).

²⁰¹ The United States will continue engagement with stakeholders and the Colombian Government (USDOL, 2015a).

²⁰² Similar measures have been applied in Bangladesh, and will be applied with other US partners, such as Honduras and Viet Nam (Reuters, 2015; USTR, 2015; Interview, 2016).

C 結論

本章で分析対象とした貿易協定締約国・地域の大半は、何らかの形で利害関係者参加のためのメカニズムを導入している。この関連で、交渉の立場や、一部の分野については交渉中の協定案などの政策文書を閲覧に供することにより、透明性を向上しようとする動きが強まっていることも分かる。しかし、このメカニズムを十分に活用することで、透明性、対話、説明責任に基づく有意義な関与を可能にするという点については、まだ課題が残っている。

関与を有意義なものとするためには、行政がこの問題に必要な優先度を与えることだけでなく、利害関係者の側の積極的な関与と、政策立案に対する影響力を最適化できる技術的能力も必要となってくる。この課題に対処する方法は、情報の質的改善とアクセスの向上など、数多く存在する。例えば、交渉の立場や協定案へのアクセスを改善したり、持続可能性影響評価（SIA）を行ったりすれば、利害関係者の関与能力だけでなく、その見解の質も高まる公算が大きい。さらに、有意義な参加には情報を受けることだけでなく、これを発信し、聞いてもらうことも必要である。よって、改善が必要な重要分野のひとつとして、専門的知識や見解が最終的な政策決定に反映されているか否か、また、反映されているとすれば、どのように反映されているのかに関し、利害関係者にフィードバックを提供することが挙げられる。この意味で、利害関係者が関与による実際的な便益を実感し、どのような問題が最終的な政策決定に取り込まれる公算が大きいかに関する知見を得られるようなフィードバック・メカニズムを提供すれば、これらメカニズムの有用性に対するイメージが改善し、参加意欲を高められる可能性がある。

第 2 に、労働者の権利保護団体の国際的連携は、資源を寄せ集め、より幅広い世論の意識を高めるとともに、政策立案者と民間部門に対する労働基準遵守圧力を強めるうえで有効であることが判明している。よって、これは国際的な連合を促進するメカニズムに投資する強力な論拠となる。この関連で、政府間協力の緊密化は、さらに発展の余地がある興味深い分野と言える。例えば、カナダ、EU および米国はいずれも、コロンビア、ペルー両国と貿易協定を締結し、政府間の連携緊密化と一貫性強化の機会を作り出している。

第 3 に、本章では、労働組合その他の市民社会団体を含む労働者の権利保護団体が、異なる関与戦略を組み合わせ、これがしばしば政治的、法的、経済的メカニズムから開発協力、モニタリングに至るまで、その他のメカニズム発動のきっかけを作っている様子も明らかとなった。このことは、労働条項の全側面、さらには協定全体と密接に結び付いた統合的、総合的な利害関係者関与メカニズムの重要性を示唆する。例えば SIA は、利害関係者の見解を考慮するだけでなく、協定のモニタリング段階で利害関係者に情報を発信することもできる。よって、利害関係者の関与は、貿易協定の効率的な交渉、発動およびモニタリングの鍵を握る横断的な次元として理解できる。

民間部門の関与も重要である。貿易協定はますます、CSR への取り組みを通じた労働基準の促進という形で、民間部門の役割に言及するようになってきている。CSR 規定は任意の性質を有するにもかかわらず、現行協定の実施メカニズムに基づき、活性化と一層の検討の対象とできる可能性を秘めている²⁰³。これは研究者だけでなく、実務者にとっても依然として検討の余地を残す分野である。

²⁰³ See Kolben (2007) and Peels and Schneider (2014) for further discussion on the issue.

さらに、ILOはその三者間機関としての性格から、貿易協定のモニタリングへの社会的パートナーの参加を支援する役割を果たすべきである。貿易協定における労働条項の問題に関するILOの全般的な役割については、第4章で詳しく論じる。

最後に、その他の重要な対話メカニズムを評価する必要性がまだ残っている。議会をはじめとする国家レベルの立法機関は、交渉と実施双方の段階で、貿易協定の労働関連の側面強化に重要な役割を演じてきた。例えば、利害関係者は批准の段階で、政策決定に間接的な圧力を及ぼすため、しばしば議会に対する働きかけを行っている。ほとんどの協定は、労働関連の公約に関し、それぞれの立法機関に対する定期的な報告義務を定めている。さらに、開発協力の実施または紛争解決の際にそれぞれの執行レベルで存在する対話メカニズム（交渉段階においてはSCTSDを通じたもの）は、労働者の権利と労働条件を改善するための重要な手段となっている。いずれの分野についても、現状における利害関係者関与の評価を補完し、対話メカニズムをより深く理解し、関与する各種主体それぞれの役割をよりよく把握するため、さらなる調査を行う価値がある。

参考文献

- Aissi, J.; Peels, R.; Samaan, D. Forthcoming. *Evaluating the effectiveness of labour provisions in trade agreements – A synthesis* (Geneva, International Labour Office).
- Alger, C.F. 1997. “Transnational social movements, world politics and global governance”, in J. Smith, C. Chatfield and R. Pagnucco (eds): *Transnational social movements and global politics: Solidarity beyond the state* (Syracuse, NY, Syracuse University press), pp. 260–275.
- Ang, D.; Brown, D.; Dehejia, R.; Robertson, R. 2012. “Public disclosure, reputation sensitivity, and labor law compliance: Evidence from Better Factories Cambodia”, in *Review of Development Economics*, Vol. 16, No. 4, pp. 594–607.
- Athreya, B. 2011. *Comparative case analysis of the impacts of trade-related labor provisions on select US trade preference recipient countries* (USDOL).
- Belanger, A.E. 1996. “Internationally recognized worker rights and the efficacy of the generalized system of preferences: A Guatemalan case study”, in *American University International Law Review*, Vol. 11, No. 1, pp. 101–136.
- Bertelsmann Stiftung. 2014. *Experts call for transparency in TTIP negotiations*. Available at: <https://www.bertelsmann-stiftung.de/en/our-projects/strengthening-andconnecting-europe/news/experts-call-for-transparency-in-ttip-negotiations/>.
- Bourgeois, J.; Dawar, K.; Evenett, S. 2007. *A comparative analysis of selected provisions in free trade agreements*. Commissioned by DG TRADE. Available at: http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2008/march/tradoc_138103.pdf.
- Buchanan, R.; Chaparro, R.M. 2008. *International institutions and transnational advocacy: the case of the North America Agreement on Labour Cooperation*, CLPE Research Paper 22/2008.
- Cameron, M.A.; Tomlin, B.W. 2000. *The making of NAFTA: How the deal was done* (Cornell University Press).
- Canadian Parliamentary Standing Committee on International Trade (CPSCIT). 2010. *Minutes* No. 18, Third Session, 40th Parliament. Available at: <http://www.parl.gc.ca/HousePublications/Publication.aspx?DocId=4549789&Language=E&Mode=1>.
- Civil Society Forum (CSF EU–Korea). 2015. *Conclusions issued by the co-chairs, Mr Hoi-Seong Jeong, Dr Kiu Sik Bae and Mr Thomas Jenkins*, Fourth meeting, Seoul, 10 Sep.
- Commission of the European Communities (CEC). 2002. *Towards a reinforced culture of consultation and dialogue – General principles and minimum standards for consultation of interested parties by the Commission*, Communication from the Commission, COM(2002) 704 final.
- Committee on Trade and Sustainable Development under the EU–Korea trade agreement (CTSD EU–Korea). 2013. *Joint statement of the second meeting*, 11 Sep.

—. 2015. *Joint statement of the fourth meeting*, 9 Sep.

Compa, L. 2001. “NAFTA’s labor side agreement and international labor solidarity”, in *Antipode*, Vol. 33 (July, Cornell University), pp. 451–467.

—; Brooks, T. 2014. “Chapter 9. Labor provisions of post-NAFTA free trade agreements in North America”, in Blanpain, R. (ed.), *IEL Labour Law* (Kluwer Law International BV, the Netherlands).

—; Vogt, J. 2001. “Labor rights in the generalized system of preferences: A 20-year review”, in *Comparative Labor Law & Policy Journal*, Vol. 22, pp. 199–238.

Cooper, W.H. 2014. *Free trade agreements: Impact on US trade and implications for US trade policy*, CRS report RL31356 (Washington, DC, Congressional Research Service).

Delpech, Q. 2013. *The effects of the promotional dimension of the labour provisions in trade agreements: The case of CAFTA–DR*, ILO research department background paper (Geneva, ILO).

Douglas, W.A.; Ferguson, J.; Klett, E. 2004. An effective confluence of forces in support of workers’ rights: ILO Standards, US Trade Laws, unions, and NGOs, *Human Rights Quarterly*, Vol. 26, pp. 273–299.

Escuela Nacional Sindical (ENS). 2015. *Informes sobre los cuatro primeros años de implementación del plan de acción laboral (2011–2015)*. Available at: http://ens.org.co/apc-aa-files/4e7bc24bf4203c2a12902f078ba45224/Informe_final_completo_Plan_de_Accion_Laboral_2011_2015_Versi_n_4_Abril.pdf.

European Commission. 2011. *Directorate-General for Trade: Civil society dialogue on trade*. Available at: http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2010/june/tradoc_146254.pdf.

—. 2014. *Transatlantic Trade and Investment Partnership (TTIP) Advisory Group: Terms of Reference*. Available at: http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2014/january/tradoc_152103.pdf.

—. 2015a. *TTIP and regulation: An overview*. Available at: http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2015/february/tradoc_153121.pdf.

—. 2015b. *Trade for all: Towards a more responsible trade and investment policy*. Available at: http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2015/october/tradoc_153846.pdf.

European Council. 2006. *Renewed EU Sustainable Development Strategy*, 10917/06 (Brussels), Annex.

European Parliament. 2012. *Resolution of 13 June on EU trade agreement with Colombia and Peru*, 2012/2628(RSP).

—. 2014. *Delegation for relations with the countries of the Andean Community: An Introduction to the Delegation and summary of activities during the seventh parliamentary term (2009–2014)*, DV\1032007EN.doc.

European Union Domestic Advisory Group (EU DAG) of the EU–Republic of Korea Trade Agreement. 2013. *Opinion on the Fundamental rights at work in the Republic of Korea, identification of areas for actions, Rapporteur: Mr Altintzis* (Brussels). Available at: <http://portal.eesc.europa.eu/eu-korea-dag/About-DAG/Pages/Adopted-Documents.aspx>.

—. 2014. *Letter to Mr Karel De Gucht, Commissioner DG Trade*, 13 Jan. (Brussels). Available at: <http://portal.eesc.europa.eu/eu-korea-dag/About-DAG/Pages/Adopted-Documents.aspx>.

European Union (EU)–Colombia/Peru Sub-Committee on Trade and Sustainable Development (SCTSD). 2014. *Joint statement*, 6 Feb.

European Federation of Public Service Unions. 2009. Letter to Mr Jose Manuel Barroso (15 September). Available at: http://www.epsu.org/IMG/pdf/letter_to_Mr_President_Barroso_re_south_korean_FTA.pdf.

Flynn, S. 2012. *Law professors call for Trans-Pacific Partnership (TPP) transparency*, letter to former USTR Ron Kirk. Available at: <http://infojustice.org/archives/21137>.

Frundt, H.J. 1998. *Trade conditions and labor rights: US initiatives, Dominican and Central American responses* (Miami, University Press of Florida).

Government of Canada. 2010. *Minister Raitt establishes the Advisory Council on Workplace and Labour Affairs*, news release, 24 Nov., <http://news.gc.ca/web/articleen.do?nid=575689>.

—. 2015. *Annual report pursuant to the agreement concerning annual reports on human rights and free trade between Canada and the republic of Colombia*.

Government of Canada, Foreign Affairs Trade and Development. 2015a. *International trade agreements and local government: A guide for Canadian municipalities*.

—. 2015b. *Free trade agreements (FTA) consultations*, <http://www.international.gc.ca/trade-agreements-accords-commerciaux/consultations/fta-ale.aspx?lang=eng>.

Government of Colombia. 2012. *Plan de Accion Colombia y Carta al Presidente del Parlamento Europeo*, 26 Oct. Available at: http://www.fdcl.org/wp-content/uploads/2014/01/Plan-de-accion-Colombia-y-carta-al-presidente-PE_ES.pdf.

—. 2014. *Informe de Cumplimiento Plan de accion de Colombia y Estados Unidos para Derechos Laborales*. Available at: <http://www.mintrabajo.gov.co/publicacionesmintrabajo/3792-informe-final-plan-de-accion-de-colombia-y-estados-unidos-paraderechos-laborales.html>.

Governments of Colombia and the United States. 2011. *Colombian Action Plan related to labor rights*, 11 Apr. Available at: <https://ustr.gov/sites/default/files/uploads/agreements/morocco/pdfs/Colombian%20Action%20Plan%20Related%20to%20Labor%20Rights.pdf>.

Governments of Guatemala and the United States. 2013. *Guatemala–US Mutually Agreed Enforcement Plan*. Available at: <https://ustr.gov/sites/default/files/04292013%20Guatemala%20Enforcement%20Plan.pdf>.

Governments of Honduras and the United States. 2015. *Labor Rights Monitoring and Action Plan as Mutually Determined by the Government of the United States and the Government of Honduras*. Available at: http://www.dol.gov/ilab/media/pdf/Honduras_MAP.pdf.

Graubart, J. 2008. *Legalizing transnational activism: The struggle to gain social change from NAFTA's citizen petitions* (Penn State Press).

Greven, T. 2005. *Social standards in bilateral and regional trade and investment agreements: Instruments, enforcement, and policy options for trade unions* (Geneva, Friedrich-Ebert-Stiftung). Available at: <http://library.fes.de/pdf-files/iez/global/50087.pdf>.

Hafner-Burton, E.M. 2009. *Forced to be good: Why trade agreements boost human rights* (Ithaca, Cornell University Press).

ILO. 2013. *Studies on growth with equity: Social dimensions of free trade agreements* (Geneva, ILS).

Inside US Trade. 2005. "Portman unveils plans for CAFTA funds in effort to draw votes", 22 July.

—. 2015a. "AFL-CIO poised to release labor analysis of TPP ahead of House TPA vote", 2 June.

—. 2015b. "USTR allows cleared advisers to view TPP texts as of July 9", 10 July.

—. 2015c. "AFL-CIO pushes Froman for strong TPP ROO for autos, parts; Blasts lack of transparency, supporting data", 25 Aug.

—. 2015d. "Doggett, union allies carry fight over transparency into TTIP debate", 29 Oct.

Kay, T. 2005. "Labor transnationalism and global governance: The impact of NAFTA on transnational labor relationships in North America", in *American Journal of Sociology*, Vol. 111, No. 3, pp. 715–756.

Kolben, K. 2007. "Integrative linkage: Combining public and private regulatory approaches in the design of trade and labor regimes", in *Harvard International Law Journal*, Vol. 48, pp. 203–256.

Murillo, M.V.; Schrank, A. 2005. "With a little help from my friends: Partisan politics, transnational alliances, and labor rights in Latin America", in *Comparative Political Studies*, Vol. 38, No. 8, pp. 971–999.

Nolan Garcia, K.A. 2011. "Transnational advocates and labor rights enforcement in the North American Free Trade Agreement", in *Latin American Politics and Society*, Vol. 53, No. 2, pp. 29–60.

—; O'Connor E. Forthcoming. *The effectiveness of trade-based clauses in improving labour rights protections: The case of the CAFTA-DR labour clause*, ILO Research Department background paper (Geneva, ILO).

Oka, C. 2010. "Accounting for the gaps in labour standard compliance: The role of reputation-conscious buyers in the Cambodian garment industry", in *European Journal of Development Research*, Vol. 22, No. 1, pp. 59–78.

Organization for Economic Cooperation and Development (OECD). 2002. *OECD reviews of regulatory reform: Canada 2002 – Maintaining leadership through innovation* (Paris, OECD Publishing).

Peels, P.; Schneider, A. 2014. “The potential role of the ILO to enhance institutional coherence on CSR in international trade and investment agreements”, in *Bulletin of Comparative Labour Relations*, Vol. 89.

Postnikov, E.; Bastiaens, I. 2014. “Does dialogue work? The effectiveness of labor standards in EU preferential trade agreements”, in *Journal of European Public Policy*, Vol. 21, Issue 6, pp. 923–940.

Rettberg, A.; De Lombaerde, P.; Lizarazo Rodriguez, L.; Ortiz-Riomalo, J. 2014. *The politics of free trade agreements (FTAs) and the strategic use of a rights discourse: The cases of the Colombian FTAs with the United States and the European Union*.

Reuters. 2015. “Back from Bangladesh, NRF Executives Say Garment Factory Safety is Improving”, Sep 8. Available at: <http://www.reuters.com/article/nrf-bangladeshworkers-idUSnBw086591a+100+BSW20150908>.

Rochlin, J. 2014. “A golden opportunity lost: Canada’s human rights impact assessment and the free trade agreement with Colombia”, in *The International Journal of Human Rights*, Vol. 18, Nos. 4–5, pp. 545–566.

Rodas-Martini, P. 2006. “Labor commitment in the Central America Free Trade Agreement (CAFTA): A non-negotiated negotiation”, in *Integration and Trade*, Vol. 10, No. 25, pp. 281–296.

Sub-Committee on Trade and Sustainable Development, under the Trade Agreement between the European Union and its Member States, of the one part, and Colombia and Peru, of the other part. 2015. *Joint statement of the second meeting*, 16–17 June.

Trew S. 2012. *The CETA deception: How the Harper government’s public relations campaign misrepresents the Canada–European Union Comprehensive Economic and Trade Agreement*, 17 July (Council of Canadians). Available at: <http://canadians.org/sites/default/files/publications/CETAdeceptionreport-finalJuly2012.pdf>.

—. 2014. *Groups decry “meaningless” consultation in Canada-Colombia FTA human rights impact assessment process* (Council of Canadians). Available at: <http://canadians.org/blog/groups-decry-%E2%80%9Cmeaningless%E2%80%9D-consultationcanada-colombia-fta-human-rights-impact-assessment>.

United States Congress (US Congress). 2005. *Hearing before the Committee of Ways and Means US House of Representatives*, 109th Congress, First Session, 21 Apr.

USDOL. 2005. “National Advisory Committee for Labor Provisions of US Free Trade Agreements: Notice of Charter Reestablishment”, in *Federal Register*, Vol. 70, No. 56.

—. 2006. “National Advisory Committee for Labor Provisions of US Free Trade Agreements: Notice of Open Meeting”, in *Federal Register*, Notice 71 FR 45075.

—. 2013. *Strengthening Protections of Internationally Recognized Labor Rights in Colombia*. ILAB Technical Cooperation Project Summary.

—. 2015a. *Standing up for workers: Promoting labor rights through trade*, special report.

—. 2015b. *Public report of review of US submission 2012-01 (Honduras)*. Available at: http://www.dol.gov/ilab/reports/pdf/Final_Report_of_Review-Honduras_Submission_022715_redacted.pdf.

—. *National Advisory Committee for Labor Provisions of US Free Trade Agreements, Meeting minutes*. Available at: <http://www.dol.gov/ilab/trade/agreements/nac.htm>.

United States Labor Education in the Americas Project (USLEAP). 2007. *Trade pressure used to support workers*, 1 June. Available at: <http://laborrights.org/blog/200706/tradepressure-used-support-workers>.

United States Trade Representative (USTR). 2015. *The Colombian Labor Action Plan at Four Years: Progress and Continuing Challenges*, official blog, Apr. Available at: <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/blog/2015/april/colombian-laboraction-plan-four-years-progress>.

USGAO. 2014. *Free trade agreements: US partners are addressing labor commitments, but more monitoring and enforcement are needed*, Report to Congressional Requesters, GAO-15-160. Available at: <http://www.gao.gov/assets/670/666787.pdf>.

Van den Putte, L. Forthcoming. *Assessing the involvement of civil society in the implementation of social provisions in trade agreements: Empirical findings from Canada, the US and the EU*, background paper (Geneva, ILO Research Department).

—. 2015. “Involving civil society in social clauses and the Decent Work Agenda”, in *Global Labour Journal*, Vol. 6, No. 2, pp. 221–235.

Vogt, J. 2014. “Trade and investment arrangements and labor rights”, in L. Blecher, N.K. Stafford and G. Bellamy (eds): *Corporate responsibility for human rights impact: New expectations and paradigms* (Washington, DC, American Bar Association).

Washington Post. 2014. “Industry voices dominate the trade advisory system”, 27 Feb. Available at: <http://www.washingtonpost.com/wp-srv/special/business/trade-advisorycommittees/>.

Interviews conducted:

2014a. European Trade Union Confederation Representative, 5 Dec.

2014b. European Trade Union Confederation Representative, 5 Dec.

2014c. European Parliament Representative, 10 Dec.

2014d. Canadian Labour Congress Representative, 12 Dec.

2015a. Chilean Negotiator, 28 Jan.

2015b. Canadian Employers Council Representative, 30 Jan.

2015c. Business Europe Representatives, 18 Feb.

2015d. Canadian Government Representative, 10 Mar.

2015f. New Zealand Council of Trade Unions Representative, 25 Sep.

2016. US Government Official, 12 Jan.

第4章 整合性は高められるのか

主な分析結果

- 本章では、ILO（国際労働機関）活動の貿易協定に対するさまざまな寄与を評価する。本章の分析結果は、ILO が要請に応じ、労働条項の策定、実施および執行に関し、助言と技術的専門知識を提供していることを示している。貿易当事国は技術援助を通じ、さまざまな基準関連の問題に関するILOの助言を求めている。
- 貿易当事国は、ILO が公の閲覧に供している情報にも依拠している。該当する労働条項を特定又は策定する際、貿易当事国はILO 監視機関のコメントを将来的な貿易協定締約国の労働慣行に関する情報源として頻繁に活用している。また、異なる話し合いの場、特にCASにおいて政労使代表の間で行われる討議は、ILOにおいて貿易関連の労働問題について話し合い、それに応じて制度的な一貫性を高めるうえで重要な基盤にもなっている。
- ILO の優先課題は、ILO の直接的支援の有無にかかわらず、貿易当事国間の開発協力プロジェクトに反映されている。本章では概して、ILO との開発協力がその全般的優先課題と整合する傾向にあることから、ILO の関与対象分野に密接な相関関係があることを示す。
- 本章では、労働条項に関してILOが演じてきた役割に対する認識を高め、労働者の権利および労働原則としてのILO文書と貿易関連の労働条項との間の一貫性、ならびに、国内レベルでのその一貫した実施について、よりよく理解するとともに、各種貿易当事国間の開発協力の妥当性と補完性を高めることの必要性も示唆する。

序

ここまでの各章では、貿易協定における労働条項の内容、実施および実効性に関するさまざまな側面について概説した。この分析は、しばしばILOの文書、原則および基準への言及を含む労働条項がより多く貿易協定に盛り込まれていることを明らかにしている。しかし、分野横断的な貿易協定の乱立と、これらが課しているルールの相違によってもたらされる複雑性は、Bhagwati（1995）が言う「スパゲティボウル効果」を生み、労働基準規制が異なる経路とレベルを通じて執行されるという現象をもたらしかねない。これによって、少なくとも3つの側面で一貫性の問題が生じてくる。

第1に、労働条項を貿易協定に盛り込む手法に相違が見られる。こうした手法は、第1章で論じた規範的内容（例えば、1998年のディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）課題に関するILO宣言への言及）だけでなく、開発協力や利害関係者の関与といった実施メカニズム（第3章で論じたもの）、さらにはモニタリングや紛争解決に関しても異なっている。その結果、数多くの貿易協定の締約国となっている国は、異なる種類の労働条項の拘束を受けることにもなりかねない。労働条項の策定と実施に見られるこの幅広い多様性は、異なる手法を検討してその理解を深め、貿易協定を通じて労働基準を促進するという全般的目標を確保する必要性を示唆している。

第2に、貿易協定のその他の章の規定（例えば、投資仲裁や知的財産権に関するものなど）が、政策の一貫性に影響しかねないという強い主張がある。その他関連の政策分野が、労

働に対して直接的、間接的影響を及ぼしかねないからである²⁰⁴。この非一貫性は、財政的または社会的観点から、政府が効率的で一貫した国内政策を実施する能力を制限するおそれがある²⁰⁵。その対策として、投資家の正当な期待と、政府が正当な政策目標を達成できる能力とをバランスさせるため、貿易協定にはしばしば「規制する権利」や「政策空間」条項が盛り込まれている。これについては第1章で論じた。

第3に、貿易協定における特定の ILO 文書への言及と、労働基準に関する問題を ILO に委ねるという WTO の決定²⁰⁶は、ILO の文書と基準の間の一貫性と、国内レベルおよび協定間でのその一貫した実施という問題を提起する²⁰⁷。事実、ILO 憲章に盛り込まれた任務には、(i) 国際労働基準遵守の促進、(ii) 技術援助の提供、および、(iii) 国際労働基準の意味と影響に関する法的確実性の醸成が含まれている。これは ILO にとって自主的また要請に応じ、貿易協定における労働基準関連の事項に関して各国を援助するための広範な基盤となっている。2008 年の「公正なグローバル化のための社会正義に関する ILO 宣言」は、これをさらに一歩進め、ILO が要請に応じ二国間および多角的協定の枠内で、ILO 関連の義務との整合性を確保するための援助を各国に提供できることを明言している²⁰⁸。

本章では、ILO が、その活動（助言、技術援助および監視システムのコメント）を通じ、貿易協定間の労働基準実施のすり合わせと一貫性強化に寄与してきた重要な分野について論じる。A 節では、助言や技術的専門知識の形で、ILO が提供してきた直接的、間接的援助について概観する。この援助は労働条項の策定、実施および執行のどの段階にも関連しうる。B 節では、より具体的に、開発協力活動を通じた貿易協定における ILO の優先課題の実施に焦点を当てる。結語では、本報告書の主な分析結果を取りまとめ、一貫性と、ILO の貿易取り決めに関する作業の影響という角度から、これを評価する。

²⁰⁴ For example, while trade-related aspects of intellectual property rights (TRIPS-plus) measures cover additional intellectual property issues and make it harder for countries to adapt them to changing circumstances, provisions on competition may lead developing countries to dismantling their State-owned monopolies, the only ones capable of providing certain services in these countries (UNCTAD, 2014); see Krajewski (2014).

²⁰⁵ The issue has also been debated within the Human Rights Council (HRC) in 2009 and 2015. The former UN Special Representative of the Secretary-General on the Issue of Human Rights commented: “Recent experience suggests that some treaty guarantees and contract provisions may unduly constrain the host Government’s ability to achieve its legitimate policy objectives, including its international human rights obligations” (Ruggie, 2009). See also United Nations General Assembly Human Rights Council (2015).

²⁰⁶ See Agustí-Panareda, et al. (2014).

²⁰⁷ Maupain (2013) suggests that the ILO, acting through its members, can promote greater coherence in their internal policies, which would contribute to wider coherence in the implementation of social, economic and trade objectives.

²⁰⁸ 2008 ILO Social Justice Declaration, Art. II(a)(iv).

A ILOの基準および監視システムとの一貫性

貿易当事国はさまざまな基準関連の問題に関し、ILO（国際労働機関）の助言と技術援助を要請してきた。また、ILOが公共の閲覧に供している情報（すなわち、条約勧告適用専門家委員会（CEACR）、CASおよび結社の自由委員会（CFA）を通じた監視システムのコメントなど）の利用にも依存している。ILO基準・監視システムから入手した情報が貿易当事国にとって有用なのは、それが貿易協定の労働条項でしばしば言及される国際労働基準とILO文書の実施について論じているからである（Box 4.1）。また、CASにおいて政府（そのうちのいくつかは貿易協定締約国）と労使代表との間で行われる討論は、貿易関連の労働問題について話し合い、ILOの文書と基準（主として労働者の権利と労働原則として労働条項で言及されているもの）の間の一貫性、および、国内レベルでのその一貫した実施を検討するための重要な場となっている。

Box 4.1 ILOとその文書への言及

貿易協定における労働条項において、ILOとその文書（主として条約と宣言）、および、かかる文書に盛り込まれた原則と基準への言及が増えている（第1章を参照）¹。こうした言及は、法的内容や、それを貿易協定に盛り込むことの意義に関する疑問を提起する。Agusti-Panareda, et al. (2014, 2015) は、この問題に光を当て、労働条項におけるILO文書への言及に、主として2つの趨勢があることを突き止めた。

第1の趨勢は、ILO加盟国としての締約国の義務の再確認、または、ILOの原則と基準に対するその「政治的決意」に関するものである。この再確認は必ずしも協定締約国に新たな義務を作り出すものではなく、ほとんどの貿易協定に見られる規定である²。

第2の趨勢は、労働関連の義務の適用範囲を定めたり、具体的なILO関連の義務を遵守したりするために、1998年ILO宣言をはじめとするILO文書に明示的に言及するというものである。例えば、米・コロンビア貿易協定は、両締約国が1998年ILO宣言に従い採択、維持されるものを含め、それぞれの労働法を「実効的に執行」しなければならない旨定めている³。一方、EU-CARIFORUM協定は、締約国が「該当するILO条約に定める国際的に広く認められた中核的労働基準と整合する高い水準の社会・労働基準を定め、その遵守を促す」ことを確保する義務に言及している⁴。

こうした言及は、協定で定める紛争解決メカニズムを通じて執行可能であったり、該当する場合には所定のモデルに応じて制裁の対象となったりすることもある。例えば、カナダのALCの中には、紛争解決において、審査パネルの管轄権を1998年ILO宣言で言及する義務の範囲に限定しているものがある（第1章を参照）。

条約や、1998年ILO宣言に盛り込まれた原則と権利をはじめとするILO文書への言及が持つ意味合いについて、研究者は、具体的な条約ではなく、1998年ILO宣言に言及がなされていることから、加盟国は権利に関する原則について公約しているのみであり、対応する条約に盛り込まれた具体的権利についての公約は行っていないことが改めて確認されると指摘している。この言及は、特にILO以外の文脈（貿易協定に基づき結成された仲裁パネルなど）で適用されねばならない場合、その内容について一定程度の曖昧さと不確実性を生じる結果となっている。このことは、ILOとその監視システムが定めるものと異なる適用や、場合によっては異なる解釈が行われるおそれを示唆している（Peels and Fino, 2015も参照）⁵。

¹ ILO 総会 (ILC) は、労働における原則と権利を定める条約、勧告および議定書を通じて国際労働基準を定めている (ILO, 2014a)。しかし、ILO (2011) によると、宣言は「ILO の総会または管理理事会により、正式な声明を出したり、その構成主体が一定の原則と価値に認める重要性を再確認したりするために用いられるものであり、(中略) 幅広く適用され、かつ、加盟国による象徴的、政治的な約束を盛り込むよう意図されている。場合により、宣言は慣習法を表現したものともみなされうる。」これは 1998 年 ILO 宣言に当てはまる。

² しかし、貿易協定に盛り込まれた実施メカニズムは、締約国の公約の「再確認」にも適用されうるため、再確認された根本的義務を遵守するための「新たな方法」を定めるものといえる。

³ 第 17.2.2 条および第 17.3.1 条(a)。

⁴ 第 191 条および第 192 条。

⁵ 1998 年 ILO 宣言の意義と目的については、Maupain (2005) を参照。

加盟国による直接の助言要請

ILO は加盟国からの要請に応じ、潜在的な貿易協定締約国の貿易協定枠内における労働慣行に関する助言を提供している。この助言は国と地域双方のレベルで、貿易協定のあらゆる段階で利用されている²⁰⁹。このような助言は、2008 年の「公正なグローバル化のための社会正義に関する ILO 宣言」の規定に基づき、ILO 自体の目的を追求する加盟国による取り組みを効果的に援助する手段として認識されている²¹⁰。

労働条項の策定

各国は貿易協定交渉の際、ILO に対し、国内労働市場政策と貿易との間の政策的整合性に関する情報を提供すること、貿易が国内の雇用に及ぼしかねない影響を評価すること、および、実効的な労働条項と政策対応をいかに策定すべきかに関する助言を提供することを要請している。この援助は国別のレベルで提供されるのが普通であるが、特定の多国間または地域的貿易協定締結の潜在的影響の評価が地域レベルで要請されることもある。ILO は文脈に応じ、労働基準に関する各国または各地域別の政策策定について話し合い、立法と慣行を貿易協定の目的とすり合わせるための支援を提供することにより、こうした要請に対応している。例えば、CAFTA-DR の交渉中、中米各国の政府は、ILO 事務局に対し、各国労働法の 1998 年 ILO 宣言への適合状況を評価する研究を立ち上げるよう要請した (ILO, 2003)。その他、ILO 事務局が加盟国から、貿易協定の労働市場への潜在的な影響、および、労働条項に盛り込まれる ILO 文書への言及に関する助言を提供するよう要請を受けた事例もある。

実施段階

貿易協定締約国はまた、ILO に対し、貿易協定発効後の労働基準関連の公約実施に関する助言も要請している。この役割は、カナダ、EU、米国の協定をはじめ、労働問題に関する訴えを起す際に ILO への言及を認める多くの貿易協定の労働条項で、明示的に認識されてきた。

²⁰⁹ While referring to dispute settlement, this also includes procedures for suspension or withdrawal of benefits in unilateral trade arrangements.

²¹⁰ See the Social Justice Declaration, Part II, A, (iv). The Social Justice Declaration is the third major statement of principles and policies adopted by the ILC and builds on the Philadelphia Declaration of 1944 and the Declaration on Fundamental Principles and Rights at Work of 1998. The Social Justice Declaration expresses the contemporary vision of the ILO's mandate in the era of globalization. The evaluation of the impact of the Social Justice Declaration was on the agenda of the 105th Session of the ILC (June 2016).

ILO の助言を求めるという選択肢は、開発協力の枠組みにおいても言及されている。例えば、EU-CARIFORUM 協定の場合には、好事例、効果的な政策手段の利用または労働基準の実施に関し、ILO からの助言を求める可能性への言及がある。カナダ・ペルー ALC (2009 年) においては、締約国が ILO と協力取り決めを結ぶという選択肢を盛り込んだ (第 25 条)²¹¹。さらに、西アフリカ諸国経済共同体 (ECOWAS) と南部アフリカ開発共同体 (SADC) は、ともに ILO との間で、具体的なプロジェクトや労働プログラムの実施にあたって ILO の見解を求めることを定める覚書 (MoU) に署名している²¹²。

また、米・コロンビア LAP や CAFTA-DR 「白書」など、さまざまな貿易協定が、ILO との協議またはその関与をさらに明示的に定める並行的な協力協定または計画を策定している (第 2 章)。EU・韓国自由貿易協定では、締約国が ILO に対し、TSDC 会合 (2014 年 12 月と 2015 年 9 月) への参加を招請するとともに、韓国が ILO 条約の批准と実施を進めるための具体的イニシアチブを盛り込んだ共同声明を採択した (第 3 章を参照)。ILO はこれらの会合と並行し、DAG にも参加している²¹³。特に締約国は、1958 年の ILO 差別待遇 (雇用・職業) 条約 (第 111 号) の適用を見直すプロジェクトを立ち上げ、条約遵守を促進する際の障害、教訓および最良事例を明らかにすることで合意した²¹⁴。

貿易協定における労働条項のモニタリングと遵守については、ILO によるその他の援助も要請されている。このような援助の一例は、2000 年の米・カンボジア繊維協定の枠内で提供されている (第 2 章および ILO (2013b) を参照)。この例では、カンボジアの協定に基づく労働基準の遵守について、助言が求められた。

紛争解決と制裁の適用

貿易協定には、労働条項の不遵守という問題を解決するために、ILO の助言を求める可能性も盛り込まれている。例えば、最近の EU の貿易協定は、政府協議中に ILO を含む国際機関から助言を求める可能性に明示的に言及しているのに加え、米国の貿易協定も 2004 年以来各国の担当窓口が ILO からの支援を求めるという選択肢に触れている²¹⁵。加えて、片務的な貿易取り決めでは、該当する ILO のモニタリング機関による結論が、(EU の GSP+ による労働要件に基づき)、貿易特恵の撤回を決定する際の判断基準に含まれている (第 1 章を参照)²¹⁶。該当するいずれかの条約の実効的実施に深刻な懈怠があるとこれら機関が認める場合、貿易特恵が撤回される可能性がある²¹⁷。

²¹¹ This is a parallel agreement to the Canada–Peru trade agreement.

²¹² See the *Memorandum of Understanding between the Economic Community of West African States and the International Labour Organization*, Art. III; and the *Memorandum of Understanding between the Southern African Development Community and the International Labour Organization*, Art. III.

²¹³ See European Commission (2015b).

²¹⁴ Based on the EU Partnership Instrument, which is contained in Regulation (EU) No. 234/2014 of the European Parliament and of the Council (11 Mar. 2017) establishing a Partnership Instrument for cooperation with third countries.

²¹⁵ The contact points are offices that each party to a trade agreement designates within its labour ministry (or its equivalent entity) that serves as liaison with other parties to the agreement and the public.

²¹⁶ See European Commission (2013b).

²¹⁷ Within the context of the ILO there is not an authoritative definition of “serious failure” or “serious violation”. A range of violations or failures can be identified in the work of the regular system of supervision and the special procedures: for example, serious failure to comply with reporting and other standards-related obligations, the inclusion of footnotes related to some cases in the comments of the CEACR, the inclusion of a special paragraph in the CAS report, cases identified by the CFA as “serious and urgent” or those subject to a Commission of Inquiry. For the purposes of GSP+, according to a European Commission Staff Working Document, a “serious failure” in the effective implementation of ILO Conventions takes place when the CAS introduces a “special paragraph” in its report, noting the existence of such failure (European Commission, 2013a). This definition, however, is not undisputed (Vogt, 2015), as to some extent it disregards the work of the other ILO supervisory bodies.

貿易当事国はILO 監視システムのコメントに依存

上述の直接的援助に加え、ILO の監視システムによって公開されているコメントは、貿易当事国が各国の全般的な労働条項実施状況に関する情報を活用することを可能にしている。この情報は公共の閲覧に供されるため、各国はこれを貿易相手国の労働慣行の評価に利用している。さらに具体的に言えば、貿易当事国は監視メカニズムの結論を用いて、一定の国に関する批准前労働要件または措置を特定、実施したり²¹⁸、国際労働委基準の継続的実施を監視したり、開発協力の対象となるギャップを明らかにしたりしている（Box 4.2）。

Box 4.2 ILO の監視システム

通常の監視システム

ILO はその監視システムを通じ、国際労働基準の実施状況を監視している。ILO 加盟国は主権国家として ILO 条約を批准するか否かを決定する権利を保持しているが、批准後には、法律上も実務上も、当該条約を履行するために講じた措置に関する定期報告書を ILO に提出するよう要求される¹。ILO 憲章も加盟国に対し、未批准の条約につき、国内の法律と慣行に関する報告書を提出するよう要求している²。

- 条約勧告適用専門家委員会（CEACR）は、理事会によって任命された 20 人の著名な法律専門家で構成される。CEACR は加盟国が提出した報告書を検討したうえで、特定の条約の適用状況に関するコメントを発表するが、これは委員会の年次報告書で公表されている。
- 基準の適用に関する総会委員会（CAS）は、ILO 総会の三者間機関であり、その年次三者間会合で、CEACR の主なコメントについて検討する。CAS は結論を採択するが、これは報告書で公共の閲覧に供される。CAS はこの結論で、不遵守の特に深刻な事例を報告書の「特別パラグラフ」に含めることにより、これら事例に対する特別の注意を喚起する。

特別手続き

ILO は通常の手続きに加え、その特別手続きに基づき、労働基準の実効的な実施に関する問題について公に話し合う場を設けている。

- 労働者と使用者の団体は、申立手続き（ILO 憲章第 24 条）に基づき、批准済みの条約の遵守を怠った加盟国に対する申立てを提起することができる。

²¹⁸ In the case of Colombia, in 2008 and 2009 the CEACR issued several public comments to the Colombian Government, drawing its attention to the possibility to request ILO assistance to strengthen the implementation of ratified Conventions concerning freedom of association, the right to organize and labour inspection. Also, during hearings before the ratification of the agreement at the Subcommittee on Trade (Committee on Ways and Means, US House of Representatives), the work of ILO was mentioned to evaluate whether or not Colombia was acting in accordance to the standards mandated in the agreement (Mar. 2011), and the need for the development of a plan to address labour issues was stressed. Following this discussion the United States and Colombia entered into a Labour Action Plan (see Chapter 3).

- 該当する条約を批准している加盟国、ILO 総会に出席する代表または理事会は、苦情手続き（ILO 憲章第 26 条）に基づき、他の加盟国に対する苦情を申し立てることができる。ILO の最高調査機関である調査委員会は、苦情を審査することができる。
- 特殊規定として、結社の自由に関する苦情申立手続きは、該当する条約が批准されていない場合でも、結社の自由侵害を申し立てる苦情の審査を認めている。この苦情は、18 人編成の政労使三者機関である結社の自由委員会（CFA）が審査する。

¹ 各国政府は、これら報告書の写しを国内で最も代表的な使用者団体と労働者団体にも提供することが要請されている。これら団体は、報告書についてコメントするとともに、ILO 文書の適用に関し、追加的な情報を提供することもできる。

² ILO 憲章第 19 条第 5 項 e 号。

労働条項の策定

貿易当事国は、該当する労働条項を特定、策定する際、将来的な協定締約国の労働慣行に関する情報源として、ILO 監視機関のコメントをしばしば用いている。

例えば米国では、2002 年米国通商法²¹⁹は、LAC などの各種貿易諮問委員会が、大統領、USTR および議会に対し、提案されている貿易交渉に関する意見を報告することを義務づけた。こうして提出された報告書の一部、特に LAC の報告書は、ILO 監視機関のコメントに定期的に言及している²²⁰。EU も同様に、その SIA で勧告を作成する際、ILO の見解を利用している。例えば、日本に関する最新の SIA においては、EU と日本の労働基準遵守状況の概観で、ILO の見解とその監視機関の分析結果がベースラインとして言及されている²²¹。

実施段階

貿易協定締約国は、貿易相手国における労働基準実施の進展を監視するため、ILO のコメントをしばしば情報源として用いている。2002 年と 2015 年の貿易促進法では、実施段階において、USTR と USDOL による労働者の権利に関する追加的報告が要求された。この報告書は、労働基準の実施状況に関する最新情報を提供するものであるが、ここでも ILO 監視機関のコメントへの言及が広く見られる²²²。

²¹⁹ See the Trade Act, 2002, section 2104(e).

²²⁰ For instance, the LAC's report regarding the US–Colombia trade agreement makes reference to comments of the CEACR concerning Colombia's implementation of the Freedom of Association and Protection of the Right to Organise Convention, 1948 (No. 87) and the Right to Organise and Collective Bargaining Convention, 1949 (No. 98), as well as to an ILO high-level CFA mission and a recent CFA case. Another example is the LAC's report regarding the US–Morocco trade agreement where reference is made to comments of the CEACR concerning Morocco's implementation of freedom of association, as well as recent cases before the CFA, the findings in the ILO General Survey on freedom of association and the right to organize and bargain collectively (LAC, 2004, 2006).

²²¹ See European Commission (2015a).

²²² Examples of these reports are found in the US–Peru and US–Panama trade agreements. In the labour rights report of US–Peru, Comments of the CEACR and the CFA concern the right to strike, public services, the right to organize, trade unionist dismissals, forced labour, child labour, non-discrimination and indigenous peoples. The report on US–Panama trade agreement refers to Comments of the CEACR and the CFA concerning the number of workers required to form a union, right to strike, minimum services, public servants, child labour, discrimination, indigenous workers, maritime workers, overtime hours and labour inspection (USDOL, 2007b, 2011b).

紛争解決と制裁の適用

労働問題に関する貿易紛争で貿易協定締約国が ILO の見解を援用する行為は、ILO の内外でともに論争的となってきた²²³。Gravel and Delpech (2013) は、米国政府と労働者の権利保護団体の双方が、紛争解決の過程で、ILO のコメントと情報を用いてきたことを示している。しかし、ILO の見解は必ずしも紛争の結果を左右していない。例えば、グアテマラの事例（第 1 章）では、米国が反証提出（2015 年 3 月 16 日）において「その他の国際裁決機関による決定は、拘束力こそ持たないものの、（中略）本件紛争のパネルにとって役立つ指針となりうる」ことを認めた²²⁴。また、米・バーレーン貿易協定に基づく苦情申立ての事例では、米国政府がその調査結果に、CFA を含む ILO 監視システムの見解を取り入れた。

さらに、第 1 章で指摘したとおり、EU の GSP+ に基づく利益撤回の決定過程では、ILO 監視システムの分析結果が考慮される（通常の手続と苦情申立てに基づく手続きの両方）²²⁵。

CAS での公開討論

国際労働基準実施における整合性向上に ILO が関与する第 3 の次元として、ILO 総会期間中に政労使の代表によって行われる公開討論を通じたものが挙げられる。CAS での討論は、当事国がそれぞれの貿易協定にも含まれる労働基準の実施に関する問題を提起し、これに取り組む場となっている。

2010 年から 2015 年にかけて、貿易当事国は、CAS での討議においてより頻繁に、ますます貿易取り決めに言及するようになってきている。2010 年に ILO 総会で取り上げられた事例のうち、貿易取り決めに言及しているものは 7% にすぎなかったが、2015 年にはこの割合が 29% にまで伸びている（図 4.1）。しかも、2010 年の討議では、主として貿易協定に基づく労働関連の義務全般について言及があったのに対し、2015 年までに、米・コロンビア協定、CAFTA-DR（ホンジュラスおよびグアテマラ）、NAFTA、CETA、AGOA など、具体的な貿易協定や特惠貿易協定とそれに基づく義務への言及が増大している。

概して、貿易協定に言及するのは労働者と政府であるが、使用者がこれに言及する事例も見られる。例えば、NAFTA の事例においては²²⁶、米国の労働者代表がこれに言及し、労働者の権利が「拒絶」されている現状で、協定の経済的利益を疑問視する発言を行った。コロンビアの事例では、1947 年の労働監督（第 81 号）条約の適用に関する議論において、同国の使用者代表が LAP（その他のイニシアチブとともに）に言及し、労働省と労働監督署の強化に LAP が果たした役割を強調する一方、米国の労働者代表は、米国の支援にもかかわらず、LAP に定められた基準が完全には充足されていないと指摘した。この点に関し、米国政府代表は、LAP 実施の進捗に向けたコロンビアの取り組みを評価するとともに、依然として課題は残っている（罰金の徴収など）との意見を表明した。しかし、その一方で、LAP と第 81 号条約に基づく義務を果たすためには、ILO の援助と社会的パートナーとのさらなる対話が必要であることも強調した（ILO, 2014b）。

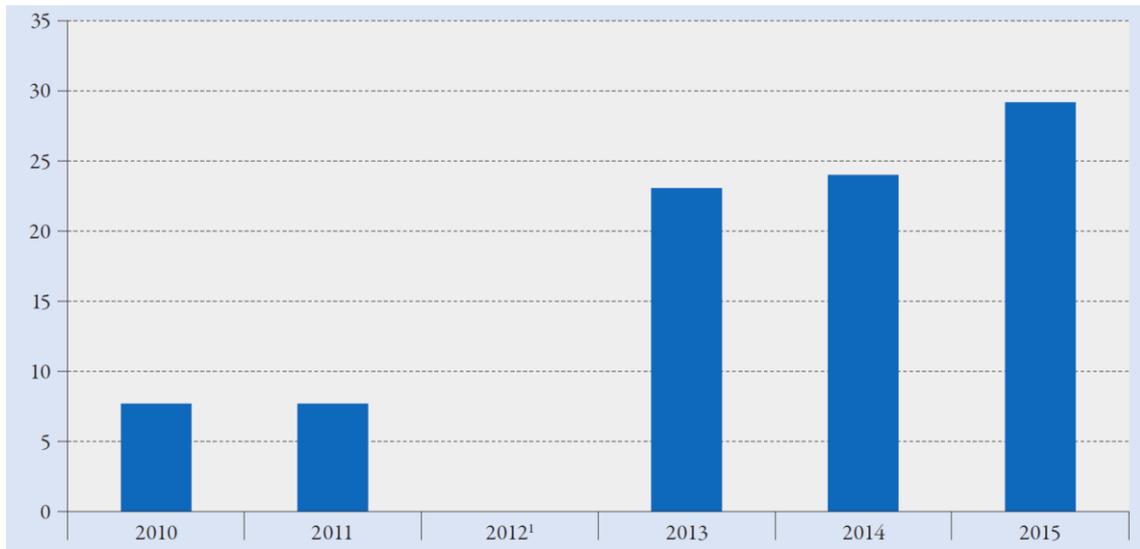
²²³ See van Roozendaal (2015) regarding the arbitration against Guatemala in CAFTA-DR.

²²⁴ The rebuttal then proceeded to cite the following: (a) the comments of the CEACR and the CFA to support its contention that Guatemalan workers who had given the United States sworn testimonials had cause to feel concern for their personal safety; (b) ILO reports that supported the contention that Guatemalan companies in the agricultural sector had consistently violated Guatemala's labour laws; (c) the 2011 CEACR observation concerning the adequacy of labour inspections in Guatemala; and (d) the 2011 CEACR observations with respect to the Freedom of Association and Protection of the Right to Organise Convention, 1948 (No. 87).

²²⁵ At the time of writing, no investigation had been launched under the most recent EU arrangements of 2014.

²²⁶ During the discussion regarding the application of the Freedom of Association and Protection of the Right to Organise Convention, 1948 (No. 87). See ILO (2015b).

図 4.1. ILO 総会で貿易取り決めに言及する事例の割合 (2010~15 年)



¹ 2012 年の ILO 総会では、事例リストに関する討議が行われなかった。

B ILO の開発協力を通じた整合性確保

また ILO は、開発協力プロジェクトを通じて労働基準の批准と実施に関わっている。ILO の関与分野は、技術援助と開発協力の潜在的分野と相互に密接に関連しているが、これはしばしば、監視メカニズムのコメントに基づき決定されている。開発協力は、ILO の全般的な優先課題と、監視機関の調査結果で取り組みの対象となっている重要分野に沿って実施されることが多い。事実、ILO の監視システムと技術援助提供との連携は、ILO の最も妥当、かつ、おそらく最も効果的な特長のひとつとして、高く評価されている²²⁷。

ILO の監視システムに基づく重要な技術援助分野の特定は、ILO と貿易当事国が開発協力プログラム財源及び取り組みの方向性を定めるうえでの指針となってきた。これを受け、貿易取り決めの当事国は、共同イニシアチブの資金供与パートナーおよび／または協力国としての関係を確立することを選択できる。これは加盟国間の調整を通じて二国間で行うことも、ILO とのパートナーシップを通じて行うこともできる。いずれにせよ、このような協力は、多様な貿易当事国間の開発協力の妥当性と補完性を強化及び促進し、労働条項の実際的な実施改善を確保する手段となる可能性もある。

開発協力プログラムの整合性：ILO 優先課題への二国間での取り組み

貿易当事国は、具体的な労働基準に関するギャップへの取り組みに焦点を絞った取り決めを通じ、二国間で相互に協力することができる。コスタリカ、ドミニカ共和国、モロッコおよびペルーの事例では、ILO の援助を受けずに、貿易相手国との二国間で、基準関連の能力構築プログラムが実施されている。

これらの事例では、プログラムの実施面で ILO の援助が要請されていないものの、貿易当事国は ILO の文書に言及し、ILO の優先課題に対する取り組みを公約している。これら 4 か国に関するプログラムはそれぞれ、複数の国から資金提供を受けている（カナダ、EU、米国など）。4 か国はいずれも、カナダ、EU および／または米国との間で、2 件以上の重複する貿易協定を締結しているからである。これらプログラムをさらに検討すれば、各加盟国が相互にどのような活動の調整を行っているかに対する理解を深めることができよう²²⁸。

大多数のプロジェクトは児童労働を取り扱っている。多くの場合、国単位で能力構築活動が実施され、中央省庁や地方自治体がこれに参加したり、SME が直接の対象となったりしている。ある国から対象とされなかった利害関係者が、別の国と協力するケースも多く見られる。例えばコスタリカでは、カナダと EU がともに、教育省や SME との協力により、教育・職業訓練能力の構築に向けた資金を供与したのに対し、米国は労働省との協力により、同国の労働法執行能力の強化を支援した²²⁹。

²²⁷ See Tapiola (2006), which discusses “the strength of combining supervisory action with development cooperation”.

²²⁸ It should be noted that, although the link between an actual trade agreement and cooperative activities is evident in some cases, in others the correlation can only be inferred. In the Dominican Republic and Morocco, activities by the EU and United States have been analysed; in Costa Rica and Peru, only activities by Canada and the United States have been assessed, since the EU has earmarked funds but activities have not yet been implemented. The cooperative activities considered for analysis started after the entry into force of the respective trade agreement.

²²⁹ European External Action Service (2014); USDOL (2008); USTR (2007).

ドミニカ共和国での取り組みについても、同様の結論が導き出せる。ここでは、米国が児童労働と強制労働の撲滅に注力する一方で、EUは家事労働法の執行強化を目指している²³⁰。モロッコでは、すべてのプロジェクトが児童労働に取り組んでいるが、焦点となる分野が異なるため、実施手段も異なっている²³¹。これに対し、ペルーでは、カナダ、EUおよび米国が実施するプロジェクトがいずれも幅広い範囲を対象としている²³²（表 4.1）。

表 4.1. 労働協力の枠組みとなる貿易協定と実施戦略の例

国	労働協力の枠組みとなる協定	労働基準に関する対象分野	能力構築活動実施に係る国内パートナー
モロッコ	<ul style="list-style-type: none"> EU・モロッコ連合協定 (2000 年) EU・モロッコ行動計画 (2013~17 年) 	<ul style="list-style-type: none"> 中核的労働基準に関する対話の初期設定 移住を重視した児童労働 	<ul style="list-style-type: none"> 教育省—子どもの教育へのアクセス改善
	<ul style="list-style-type: none"> 米:モロッコ労働協力メカニズム (2006 年) 	<ul style="list-style-type: none"> 児童労働 集団的労働管理・訓練 執行と遵守への取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治体—就学率の向上 労働省—労働監督の改善
ドミニカ共和国	<ul style="list-style-type: none"> EU-CARIFORUM (2008 年) 	<ul style="list-style-type: none"> 家事労働法の強化 労働法の執行 対話の促進と三者構成原則の醸成 	<ul style="list-style-type: none"> 労働者団体—三者間機関への参加を可能に
	<ul style="list-style-type: none"> 米・CAFTA-DR 労働協力・能力構築メカニズム (LCCBM) (2007 年) 	<ul style="list-style-type: none"> 最悪形態の児童労働 強制労働 	<ul style="list-style-type: none"> 連邦政府—教育サービス提供のための労働法執行
ペルー	<ul style="list-style-type: none"> カナダ・ペルー (2009 年) カナダ・ペルー ALC (2009 年) 	<ul style="list-style-type: none"> 労使関係 若年労働者を中心とした労働者の基本的権利 	<ul style="list-style-type: none"> 教育省—技術教育の質と実施の改善
	<ul style="list-style-type: none"> EU・ペルー (コロンビアとも協定) (2013 年) ペルー向け多年度地域別プログラム (2014~20 年) 	<ul style="list-style-type: none"> ペルーの SME におけるインフォーマル労働と労働条件 	<ul style="list-style-type: none"> 政府機関—SME のフォーマル経済への組み入れと労働監督官の訓練
	<ul style="list-style-type: none"> 米・ペルー (2009 年) 労働協力・能力構築メカニズム 	<ul style="list-style-type: none"> 児童労働 	<ul style="list-style-type: none"> 地方の学校—教育サービス提供の改善
コスタリカ	<ul style="list-style-type: none"> カナダ・コスタリカ ALC (2002 年) 	<ul style="list-style-type: none"> 最悪形態の児童労働 	<ul style="list-style-type: none"> 教育省—初等教育の完全普及
	<ul style="list-style-type: none"> ラテンアメリカ向け EU 多年度地域別プログラム (2014~20 年) 	<ul style="list-style-type: none"> SME におけるインフォーマル労働 雇用 	<ul style="list-style-type: none"> SME—インフォーマル労働の削減、技術教育の質的改善
	<ul style="list-style-type: none"> 米・CAFTA-DR LCCBM (2009 年) 	<ul style="list-style-type: none"> 労働法の遵守 	<ul style="list-style-type: none"> 労働省—監督署の改善

カナダ、EU、米国がこれら 4 か国で実施する技術援助プロジェクトについて、明示的調整は行われていないものと見られる。同様に、政府高官から聴取したところによると、他の貿易相手国が労働問題に取り組む別の活動を実施中の国で、何らかの具体的活動を実施する際も、事前の調整は行われていないようである。

²³⁰ See USDOL (2013b); ILO (2015a).

²³¹ In the case of Morocco see USDOL (2007a); USDOL (2013a); EU (2011); European Commission (2006).

²³² See USDOL (2011a); European External Action Service (2014).

開発協力プログラムの整合性: ILO の支援

多くの開発協力プログラムは、ILO の技術部局および現地事務所と、当該国の三者間構成主体、さらに時には貿易相手国（パートナーシップの形態を取るものなど）との協力により実施されている。ドナーが貿易相手国の労働基準実施能力の強化に焦点を絞った ILO のプログラムに資金を提供する場合もある。ILO の監視システムを参考として技術援助の方向性を定めれば、さまざまな貿易当事国間の開発協力の補完性を強化できる可能性もある。（Box 4.3）。例えば、上記のとおり、カナダや EU、米国などのパートナーは、貿易相手国における労働基準実施能力の向上のため、資金を提供している。2010年から2015年にかけて、これら3つのドナーのうち2つ以上は、バングラデシュ、コロンビア、ミャンマーおよびベトナムで ILO が実施する基準関連プロジェクトに同時に資金を提供している。

Box 4.3 開発協力の整合性

バングラデシュは、貿易当事国が開発協力プログラム間の整合性向上を積極的に促進する興味深い事例を提供している。ラナ・プラザの惨事を受け、EU、ILO、米国その他の貿易相手国やさまざまな利害関係者（社会的パートナーを含む）が、それぞれ異なる措置を講じた（第1章および第2章を参照）。「持続可能性協約」の成立により、締約国（カナダ、EU、ILO および米国）は、労働者の権利尊重を促進し、建物の構造的完全性を高め、労働安全衛生を改善し、責任ある事業運営を推進することで合意したが、これは異なる開発協力プロジェクト間の整合性促進の好例である。さらに、ILO は、カナダやデンマーク、オランダ、スウェーデン、英国といったその他の ILO 加盟国が共同で資金を提供する他の補完的プロジェクトも実施している。加えて、その他の利害関係者も「防火・建物安全協定」や「バングラデシュの労働者の安全性のための同盟」を通じて、重要なイニシアチブに着手しているが、ILO はここでも実施の役割を担っている。

ミャンマーについても同様に、デンマーク、日本、米国および ILO が 2014 年（2015 年には EU も参加）、労働改革と利害関係者の関与強化を通じて国際労働基準の遵守を促進するための労働者の権利イニシアチブを共同で立ち上げている（第1章参照）。このパートナーシップでは、イニシアチブのパートナーが資金供与と促進を行う異なる開発協力プロジェクトの調整が行われている¹。

¹ プロジェクトの具体例としては「ミャンマーにおける平和の手段としての労働における基本原則と権利の促進」（駐ミャンマーEU 代表部が資金供与）や「ミャンマーにおける責任あるビジネスに関するプログラム」（デンマークが資金供与）などが挙げられる。さらに詳しい情報は ILO の開発協力ダッシュボード (<https://dashboard.ilo.org>) で閲覧できる。

貿易関係の詳細は異なるものの、ドナー国がより一層の開発協力のすり合わせを行えば、受益国が労働基準実施に必要な能力と援助を得られるようになるだろう。そうすれば、資源のより効率的な利用と、活動の重複やあまりにも多い反復の回避に向けた一歩となるとともに、実施する活動（能力構築など）の妥当性や補完性を高めることもできよう。

実際、一部の国の開発協力では、ILO 監視機関の作業分野とされてきた具体的な労働基準への取り組みが試みられている。場合により、これら労働基準は、CEACR の所見や CAS での議論で特定された（または、その他の形で調査委員会の調査対象となった）とおり、苦情申立てや一般からのコメントによる深刻な指摘についての、または、基本条約の批准を促進するための取り組みの一部となった。例えば、LAP に基づく米・コロンビア貿易協

定の場合、米国からの 780 万米ドルの拠出により ILO が実施するプロジェクトで、コロンビア政府が労働における基本的権利、特に結社の自由と団体交渉権を保護する能力を構築するとともに、コロンビアの労働者と国内利害関係者が国際労働基準を遵守する能力を強化し、ILO 監視機関によるコメントのフォローアップと適用を行う際の支援を提供している²³³。

この関連で、ILO の援助により実施された開発協力プログラムにより、貿易協定の労働条項にも盛り込まれている労働基準の強化が図られた結果、ILO の活動と、国内レベルでの協定間における一貫した実施との間に整合性の兆候が見え始めている。しかし、より効果的な援助を提供するためには、加盟国のニーズをよりよく理解し、これを強化する取り組みをさらに行うべきである。この技術援助と開発協力の全般的な効果について、ここでは評価しないが、分析を見る限りでは、複数の貿易当事国間で優先課題のすり合わせをさらに行う必要性が示唆される。こうしたすり合わせを行えば、国家間の調整メカニズムを強化し、労働条項で言及された関連の ILO 文書で定める国際労働基準、原則および公約の実施におけるギャップを実効的に削減することに役立つ可能性がある。

²³³ USDOL (2013c). The ILO–US technical assistance project was, in fact, expressly recognized in the observation of the CEACR in 2013, in which it noted “with interest the launching [...] of the project to promote compliance with international labour standards in Colombia, financed by the Government of the United States” (ILO, 2013a).

C 結語

本章では、ILO が貿易協定に盛り込まれた労働基準の策定と実施において果たす直接及び間接の役割を分析することにより、労働条項実施の整合性に着目した。そして、ディーセント・ワークの不足を洗い出し、国際労働基準の適用を監視し、協力活動と能力構築目標とのすり合わせを図るうえで、ILO の監視システムが重要となることを明らかにした。事実、ILO 基準の目標を、増加の一途をたどる二国間、多国間および大規模貿易協定における労働条項のねらいとすり合わせることは、異なる体系間での整合性が高まる中で、国際労働基準を通じて体现される ILO の目標を達成するための機会であるといえる。

本章では、各国が貿易協定の実施に先立ち、労働慣行のギャップを明らかにするために ILO の基準に関する活動を活用していることを明らかにした。関係国は、基準適用審査に関する ILO のシステムを利用し、貿易協定における労働条項遵守の進捗状況を監視したり、労働問題関連の貿易紛争に関する背景情報を提供したりしている。さらに ILO は、その加盟国から、協力活動に関するものを含め、労働条項の策定と実施に関する助言を要請されているが、当該活動が ILO 自体の目標に合致し、かつ、その達成に寄与するものである場合には、こうした助言も提供されている。

本章の分析結果は第 1 に、同一国に対して同様に適用される労働条項を伴う貿易協定の締約国であるドナー間に、相乗効果を高める余地が残っていることを示唆している。これによって、能力構築活動に対する資金面、技術面での支援が充実するだけでなく、受益国側の説明責任も高まろう。バングラデシュにおける「持続可能性協約」や、ミャンマーにおける労働者の権利関連のイニシアチブ（いずれも ILO が役割を担うもの）など、片務的取り決めとの関連で、このような実例はいくつか見られている。しかし、こうしたイニシアチブの規模を拡大し、貿易が労働者にもたらす社会的利益を向上させながら、持続可能な企業を振興するという目標を共有する二国間、多国間協定にもこれを適用するという点で、さらに取り組みを進めることはできよう。この関連で、ILO の通常の監視システムと特別手続きが、各国レベルでの活動にとってどのような参考となりうるかに関し、さらに調査を行うことは有用であろう。

第 2 に、貿易協定の締約国が、労働慣行に関する進捗状況を評価しこれについて情報を提供するうえで、ILO の専門知識に依拠しているという事実は、貿易の文脈における国際労働基準の妥当性を物語っている。このことによって、ILO 加盟国としての各国の責任と、貿易取り決めにおけるその相互の関係との間の収斂性と効率を高める機会が生まれている。こうした共有の目標のすり合わせを図るために用いられるメカニズムの実効性に関し、さらに調査を行うことは有用であろう。そうすれば、2008 年の「公正なグローバル化のための社会正義に関する ILO 宣言」の目標と目的の達成にも資することになる。グローバル化が提起する課題を含め、世界的な環境の変化は、その他の国際フォーラムや国際機関の貿易と労働に対するアプローチについても報告する機会を提供している。

参考文献

- Agusti-Panareda, J.; Ebert, F.C.; LeClercq, D. 2014. *Labour provisions in free trade agreements: Fostering their consistency with the ILO standards system*, background paper (ILO).
- . 2015. “ILO labour standards and trade agreements: A case for consistency”, in *Comparative Labor Law & Policy Journal*, Vol. 36, No. 3, pp. 347–380.
- Bhagwati, J. 1995. “US trade policy: The infatuation with FTAs”, in C. Barfield (ed.): *The dangerous obsession with free trade area* (Washington, DC, AEI Press).
- European Commission. 2006. *EU–Morocco Action Plan* (Directorate General for the Trade of the European Commission).
- . 2013a. *Report on assessment of the application for the special incentive arrangement for sustainable development and good governance*, Commission Staff Working Document, 28 Aug.
- . 2013b. *Report on assessment of the application for GSP+ by El Salvador, Guatemala and Panama*, Commission Staff Working Document, 17 Dec., para. 7, fn. 1.
- . 2015a. *Trade sustainability impact assessment of the comprehensive trade and investment agreement between the European Union and Japan: Interim technical report* (LSE), p. 61. Available at: http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2015/july/tradoc_153631.pdf.
- . 2015b. *Joint statement of the 4th meeting of the Committee on Trade and Sustainable Development under the Korea–EU FTA*, 9 Sep. Available at: <http://ec.europa.eu/social/BlobServlet?docId=14482&langId=en>.
- European External Action Service. 2014. *Multiannual Indicative Programme (MIP) 2014–2017: Peru*.
- EU. 2011. *Enfants en voyage: Pour une approche responsable des migrations des mineurs* [Project sheet: Children traveling – For a responsible approach to juvenile migration]. Available at: http://eeas.europa.eu/delegations/morocco/projects/list_of_projects/229586_fr.htm.
- Gravel, E.; Delpech, Q. 2013. *The comments of the ILO’s Supervisory bodies: Usefulness in the context of the sanction-based dimension of labour provisions in US free trade agreements*, ILO Research Paper No. 4.
- ILO. 2003. *Fundamental principles and rights at work: A labour law study* (Geneva).
- . 2011. *Manual for drafting ILO instruments*. Office of the Legal Adviser.
- . 2013a. *Report of the Committee of Experts on the Application of Conventions and Recommendations*.
- . 2013b. *Social dimensions of free trade agreements, studies on growth with equity* (Geneva, ILS).

—. 2014a. *Rules of the game: A brief introduction to international labour standards*, revised edition (Geneva).

—. 2014b. *Discussion*, 103rd Session, ILC, June 2014.

—. 2015a. *ILO's Technical Cooperation Strategy 2015–17*, Governing Body, 325th Session, Geneva, Oct. 2015, GB.325/POL/6, para. 29.

—. 2015b. *Provisional Record*, No. 14, ILC, 104th Session, June 2015, Part II/74.

Krajewski, M. 2014. *Modalities for investment protection and Investor-State Dispute Settlement (ISDS) in TTIP from a trade union perspective* (Friedrich-Ebert-Stiftung (FES)).

Labor Advisory Committee for Trade Negotiations and Trade Policy (LAC). 2004. *Report to the President, the Congress and the United States Trade Representative on the US-Morocco Free Trade Agreement*.

—. 2006. *Report to the President, the Congress and the United States Trade Representative on the US-Colombia Free Trade Agreement*.

Maupain, F. 2005. “Revitalization not retreat: The real potential of the 1998 ILO Declaration for the Universal Protection of Workers’ Rights”, in *The European Journal of International Law*, Vol. 16, pp. 439–465.

—. 2013. *The future of the International Labour Organization in the global economy* (Hart).

Peels, R.; Fino M. 2015. “Pushed out the door, back in through the window: The role of the ILO in EU and US trade agreements in facilitating the Decent Work Agenda”, in *Global Labour Journal*, Vol. 6, No. 2, pp. 189–202.

Ruggie, J.G. 2009. *Report of the Special Representative of the Secretary-General on the Issue of Human Rights, Transnational Corporations and Other Business Enterprises, Business and Human Rights: Towards operationalizing the “Protect, Respect and Remedy” Framework*, A/HRC/11/13.

Tapiola, K. 2006. “The ILO system of regular supervision of the application of Conventions and Recommendations: A lasting paradigm”, in G. Politakis (ed.): *Protecting labour rights as human rights: Present and future of international supervision* (Geneva, ILO), pp. 29–36.

UNCTAD. 2014. *Trade and Development Report 2014: Global governance and policy space for development*. Available at: http://unctad.org/en/PublicationsLibrary/tdr2014_en.pdf.

United Nations General Assembly Human Rights Council. 2015. *Report of the Independent Expert on the promotion of a democratic and equitable international order, Alfred-Maurice de Zayas*, A/HRC/30/44.

USDOL. 2007a. *Combating child labor through education in Morocco*, ILAB Technical Cooperation Project Summary.

—. 2007b. *Labor Rights Report: Peru*. Available at: <http://www.dol.gov/ilab/reports/pdf/PLRReport.pdf>

—. 2008. *Cumple Y Gana for inspection* [Comply and win], ILAB Technical Cooperation Project Summary. Available at:

http://www.dol.gov/ilab/projects/summaries/Central_America_Labor_Compliance.pdf.

—. 2011a. *Proyecto Semilla* [Seed Project – Combating exploitative rural child labour in Peru].

Available at: http://www.dol.gov/ilab/projects/summaries/Peru_CECL.pdf.

—. 2011b. *Labor Rights Report: Republic of Panama*. Available at:

http://www.dol.gov/ilab/reports/pdf/panama_LRR.pdf.

—. 2013a. *Promise pathways: Reducing child labor through viable paths in education and decent work*, ILAB Technical Cooperation Project Summary.

—. 2013b. *Project to reduce child labor and improve labor rights and working conditions in the Dominican Republic*, ILAB Technical Cooperation Project Summary.

—. 2013c. *Promoting compliance with international labor standards in Colombia*, ILAB Technical Cooperation Project Summary.

United States Trade Representative (USTR). 2007. *CAFTA–DR labour capacity building*. Available at: <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/factsheets/2011/may/cafta-dr-labor-capacity-building>.

van Roozendaal, G. 2015. “The diffusion of labour standards: The case of the US and Guatemala”, in *Politics and governance*, Vol. 3, No. 2, pp. 18–33.

Vogt, J. 2015. “A little less conversation: The EU and the (non) application of the labour conditionality principle in the Generalised System of Preferences (GSP)”, in *The International Journal of Comparative Labour Law and Industrial Relations*, Vol. 31, No. 3, pp. 285–304.